

講習会資料

低炭素建築物認定マニュアル

発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
一般社団法人 日本サステナブル建築協会

目 次

1 章 認定業務の概要-----	5
1 . 認定手続の流れ-----	6
2 . 認定手続の内容-----	7
3 . 認定基準に関する審査の手順-----	10
4 . 認定通知書の作成-----	25
2 章 認定基準の概要-----	28
3 章 認定基準毎の審査手順-----	39
1 . 基準の適用 -----	41
2 . 基準の概要-----	47
3 . 審査手順-----	50
4 章 認定基準毎のチェックシート-----	66
1 . チェックシート一覧-----	67
2 . チェックシート-----	68
5 章 参考資料-----	82
1 . 規則様式・参考様式-----	83
2 . 主要室入力法における主要室の条件-----	124
3 . 建築物の用途について-----	130
6 章 Q & A-----	132

(参考)改正告示等の適用について

平成 25 年 1 月 31 日に「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号)の公布がされた。

上記改正基準の施行は、非住宅については平成 25 年 4 月 1 日、住宅については平成 25 年 10 月 1 日からとなっているが、経過措置として、非住宅は平成 26 年 3 月 31 日まで、住宅は平成 27 年 3 月 31 日まで従前基準の利用も可能となっており、省エネ基準においては一定期間新旧含め様々な基準が共存して利用できることとなる。また、非住宅は外皮(PAL)の改正を平成 25 年 10 月 1 日に予定している(平成 26 年 4 月 1 日施行)。経過措置を経て平成 27 年 4 月 1 日に完全施行予定。

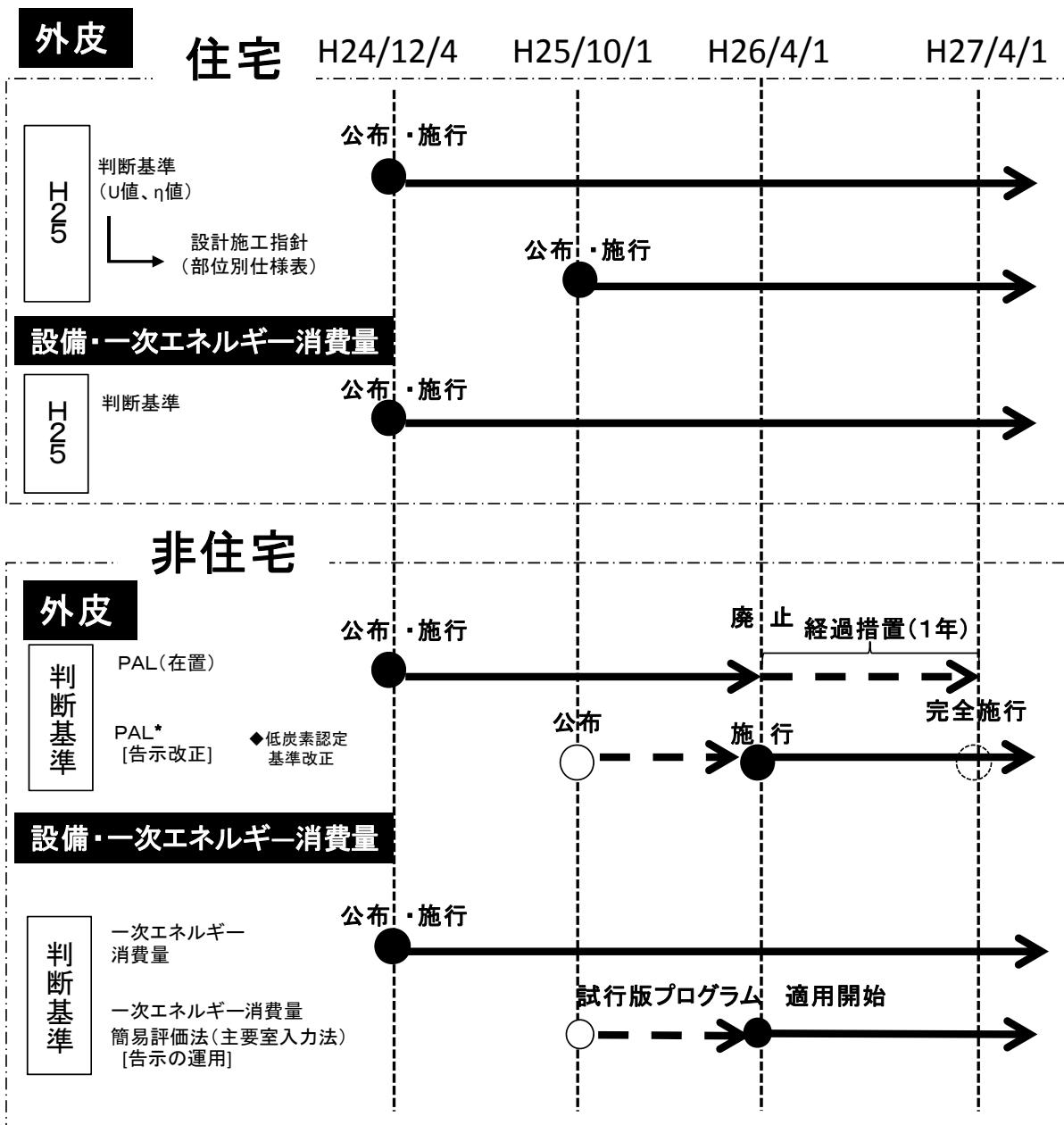
しかし、低炭素建築物認定においては、省エネ基準に基づく省エネ届出に使用することが可能となっている外皮や一次エネルギー消費量に係る簡易法を用いることができないなど、全く同一の基準構成となっていない点に注意する必要がある。

本マニュアルは、平成 26 年 4 月 1 日以降の内容を想定し作成を行っているが、低炭素建築物認定における使用可能な基準の整理や新基準の適用開始時期等については、以下を参照して頂けたい。

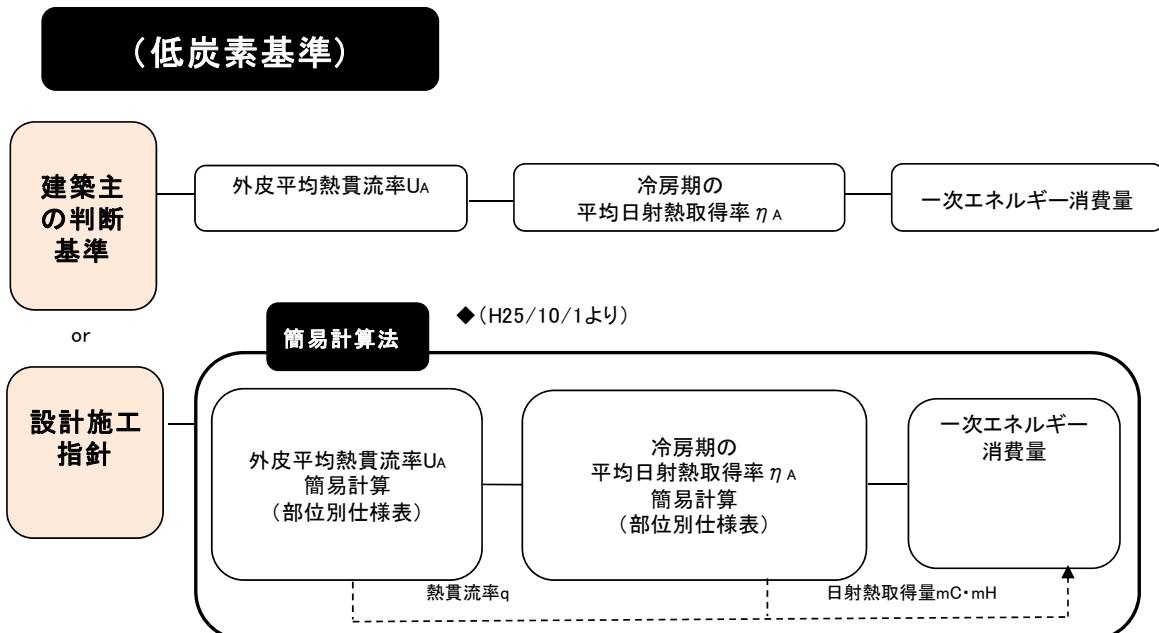
低炭素建築物認定における使用可能な新基準

対象建築物等		基準	省エネ届出	低炭素建築物認定
住宅	外皮	平均 U_A 値等基準		
		部位別仕様表(設計施工指針 本則 別表 1~7)		
		外皮仕様基準(設計施工指針 附則)		×
	一次エネ	一次エネルギー消費量計算		
		設備仕様基準(設計施工指針 附則)		×
非住宅	外皮	PAL*	(H26.4~)	(H26.4~)
		モデル建物法(PAL*) (5,000 m ² 以下)	(H26.4~)	×
	一次エネ	通常の計算法		
		主要室入力法	(H26.4~)	(H26.4~)
		モデル建物法(一次エネルギー 消費量)(5,000 m ² 以下)	(H26.4~)	×

施行スケジュール



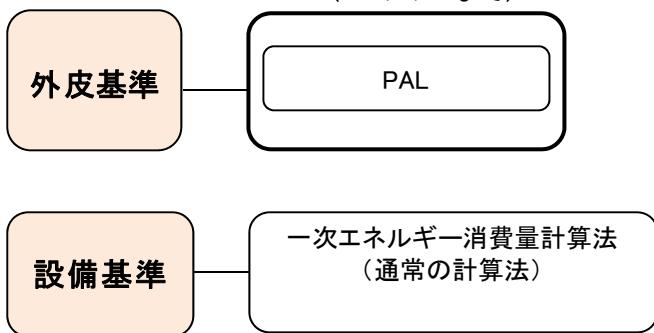
新基準(住宅)



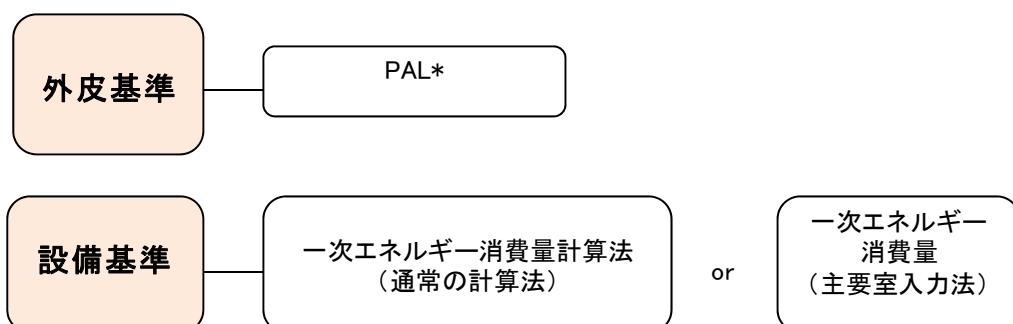
現行基準と新基準の比較(非住宅)

低炭素現行基準

(H27/3/31まで)



低炭素新基準

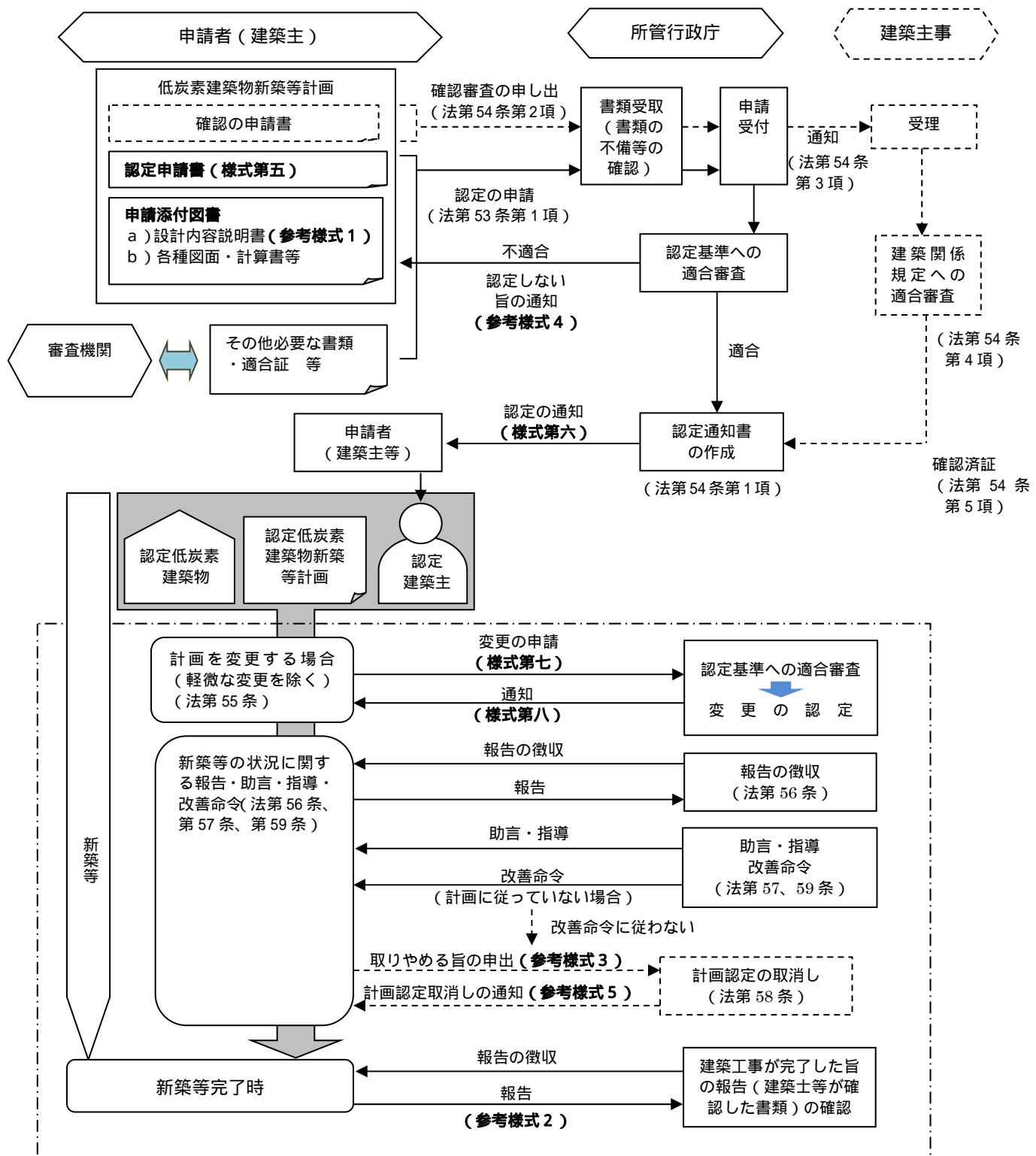


1章 . 認定業務の概要

1章 認定業務の概要

1. 認定手続の流れ

点線は建築確認を同時に申請する場合のフローを示す。



2. 認定手続の内容

認定、変更認定の手続の内容について、以下に整理する。

なお、所管行政庁においては、認定以降、変更認定や報告の徴収、助言・指導などが認定単位（住戸単位・建築物単位）で行われることになるため、認定後の的確な事務処理のために、認定低炭素建築物に係る基本的な情報を台帳等にて整理をしておくことが望ましい。

申請の受付

申請にあたっては、以下の書類の提出を求める。（規則第41条関係（以下「規則」という））

なお、申請を受理してから書類の不備等が認められると、申請者に対して認定しない旨の通知を行う必要があることから、図書の種類、部数等の形式的なものは申請受付前に確認しておく。また、建築物認定後に住戸認定を受けようとする場合、または、住戸認定後に建築物認定を受けようとする場合すでに着工していると新たに申請を行うことはできない為、申請の別の確認には注意を要する。

<申請に必要な図書>

a. 規則様式第五による認定申請書（正本及び副本）

b. 添付図書2部

- ・設計内容説明書（参考様式1参照）

- ・各種図面

- ・計算書等（PAL*計算表、外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率、一次エネルギー消費量の計算書、低炭素化に資する建築物であることを証明する書類等）

c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関等（以下「審査機関」という）の技術的審査を受けた場合における適合証等（技術的審査を受けた設計内容説明書を添付）

住宅型式性能認定に係る部位性能確認書等

以下に掲げる書類を添付した場合、所管行政庁が不要と認める図書の提出を省略することができる。

- ・住宅型式性能認定に係る部位性能確認書

- ・住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証に係る部位性能確認書

なお、所管行政庁で申請に係る確認書の写しを有しており、認定審査の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合には当該確認書の提出を省略するこ

ともできる。

所管行政庁の区域において業務を行う登録建築物調査機関の数が少ない場合には、住宅性能評価を実施しているなど、省エネルギー性能の審査能力がある中立性のある機関とする。

d . 建築確認に関する申請図書（法第 54 条第 2 項に基づき確認審査の申し出をする場合に提出する）

< 確認事項 >

提出された書類において、以下の事項について確認する。

- ・提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
- ・申請に係る計画の内容に明らかな問題点がないこと
- ・申請に係る建築物が、着工（着手）前であること。

提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等（技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した審査機関を含む。）に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

確認審査の申し出を併せて受けた場合は、計画を建築主事に通知する。

審査の実施

で提出された書類をもって速やかに審査を行う。

で提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

申請内容について、明らかな虚偽が認められた場合や認定基準に適合しないと認めた場合は、申請者に対し認定しない旨を通知する。（参考様式 4 参照）

認定の通知

審査が完了し認定基準に適合すると認めた場合、申請者に対して認定した旨を通知する（様式第六参照）。この場合、申請書の副本及びその添付図書を 1 部添えるものとする。確認審査の申し出を併せて受けた場合は、法第 54 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項に基づく確認済証が所管行政庁に交付されていることを確認した上で、認定を通知する。ただし、建築物全体の認定による容積率緩和（低炭素建築物の床面積のうち、認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない（低炭素化に資する設備に係る床面積について、建築物の延べ面積の一定割合を限度として認められる）。）を活用する場合は、確認済証の交付前に、認定基準に適合することを確認する。

認定通知書の交付に際して、申請の別に応じた通知書を交付する。

認定を受けた計画の変更の申請

認定の通知後に計画に記載されている内容について、変更申請がされた場合（軽微な変更は除く）の審査の実施方法は　から　までと同じとする。この場合、申請添付図書は以下のとおりとする。

- a . 様式第7による変更認定申請書（正本及び副本）
- b . 申請添付図書のうち、当該変更に係るもの2部

審査が完了した場合、申請者に対して変更認定を通知する（様式第八参照）。この場合、変更申請書の副本及びその添付図書を一部添えるものとする。

認定申請の取り下げ

申請が取り下げられた場合は審査を中止して提出された関係図書を申請者に返却する。

〔この場合、トラブル発生の防止のために、申請を取り下げる旨を記載した取下届等の提出を求めることが望ましい。〕

建築工事が完了した旨の報告の確認

認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物が建築されることを確保するため、所管行政庁は、認定通知後、建築工事が完了した旨の報告を認定建築主より受けることになる。

認定建築主は、報告を行うためには着工時点から準備をしておく必要性があることから、報告の徴収は、認定通知と同時期に行う（認定通知と同時に、工事完了時に報告することを求める。）ことが望ましい。

報告の内容としては、認定計画実施者の報告書（参考様式2参照）に、原則として、建築士による工事監理報告書などを添付することが考えられるが、これにより難い場合は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

認定の取消しの通知

認定通知後、所管行政庁からの改善命令に対して違反が認められた場合、または、申請者から低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申し出（参考様式3参照）があった場合、認定の取り消しを行い、申請者にその旨を通知する。（参考様式5参照）

3 . 認定基準に関する審査の手順

低炭素建築物新築等計画の認定については法第 54 条で認定基準が定められている。

建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化に関する法律第 73 条第 1 項に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合すること < 法第 54 条第 1 項、法第 2 条第 3 項 >

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」(平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号) (最終改正平成 25 年 10 月 1 日)

定量的評価項目(省エネルギー法に基づく省エネルギー基準と比べ、一次エネルギー消費量が概ね 10%)、選択的項目(節水対策やエネルギー・マネジメントなど法律や基本方針の趣旨を踏まえて取り組む措置)

「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」(平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号)

低炭素建築物の認定に関する基本的事項等

資金計画が適切なものであること

具体的な審査の手順について以下に示す。

(1) 一般的な手順

認定の対象範囲の確認

認定の対象範囲が、住戸のみ、建築物全体、建築物全体と住戸の両方の申請のいずれかを確認する。

市街化区域等(都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域の区域(同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域にあっては、同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている土地の区域。)内であることを確認する。

. 住戸のみ、建築物全体(一戸建ての住宅)の認定として申請があつた場合

[手順 1] 申請書等と認定基準(法第 54 条第 1 項第 1 号の基準以外)との照合

低炭素建築物新築等計画に記載された事項が都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らして適切なものであること。

具体的には、都市緑地法の緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域若しくは緑地協

定、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の生産緑地地区、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の建築協定、条例による緑地の保全に関する制限等の内容に適合しているかを確認する。又は、都市施設である緑地の区域内でないかどうか確認する。

受付の際に必要となる情報となるため、所管行政庁は申請者に対しインターネット等で情報公開を行うことが望ましい。

申請書等において、低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画が適切に設定されていることを確認する。（法第53条第2項3号）

その他国土交通省令で定めること（工事の着手予定時期及び完了予定時期の予定）が適切に設定されていることを確認する。（法53条第2項4号）

〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（法第54条第1項第1号の基準）との照合

設計内容説明書等において、住宅の仕様等及び設備が法第54条第1項第1号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a.外皮性能の基準」、「b.一次エネルギー消費量の基準」及び「c.その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証（住宅型式性能認定に係る部位性能確認書、住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証に係る部位性能確認書を含む。以下同じ。）がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

a . 外皮性能の基準

外皮性能に関する確認は次の〔手順2a-1〕及び〔手順2a-2〕による。

〔手順2a-1〕計算結果と基準値との照合

外皮平均熱貫流率（ U_A 値）及び冷房期の平均日射熱取得率（ A 値）の計算書により求められた計算結果について、計算条件及び計算過程を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順2a-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2a-1〕において、計算書により確認された事項と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

b . 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2b-1〕及び〔手順2b-2〕による。

〔手順2b-1〕計算結果と基準値との照合

一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等により求められた計算結果について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順2b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2b-1〕において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

c . その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2c-1〕及び〔手順2c-2〕による。

〔手順2c-1〕 その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、節水に関する取組、雨水等の利用のための設備の設置、エネルギー・マネジメントに関する取組、再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置、ヒートアイランド対策、劣化対策、木造住宅、高炉セメント等の利用の8項目に関し、2つ以上適合していることを確認する。

または、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、C A S B E Eによる評価でAランクを取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

〔手順2c-2〕 その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

〔手順2c-1〕において、その他の措置の内容について、設計内容説明書に記載された事項と住戸に係る基準との照合を行う。

〔手順3〕 設計内容説明書とその他添付図書との照合

各基準について、設計内容説明書の記載内容の信頼性を確認するためにその他添付図書との照合を行う。

〔手順4〕 認定の確定

a . 全ての認定基準において適合することが確認された場合

審査の結果、全ての認定基準において適合することが確認された場合は、認定通知書の作成を行う。

b . 適合しない部分が確認された場合

審査の結果、認定基準に適合しないことが確認された場合は、次の手順を踏まえ、申請者に認定しない旨を通知することが望ましい。

- | | |
|--|--|
|) 設計内容が適合しているものの、一部明らかな記載ミス等がある場合

申請者が記載内容の修正を行った場合はその修正箇所を確認し、申請時の内容に基づき改めて審査を行い、その結果で判断する。

) 設計内容が適合していない場合

申請者に設計変更をする意思があるかどうか確認し、申請者が設計変更した場合は、再審査を行う。

設計変更の意思がない場合は、認定しない旨を申請者に通知する。 | |
|--|--|

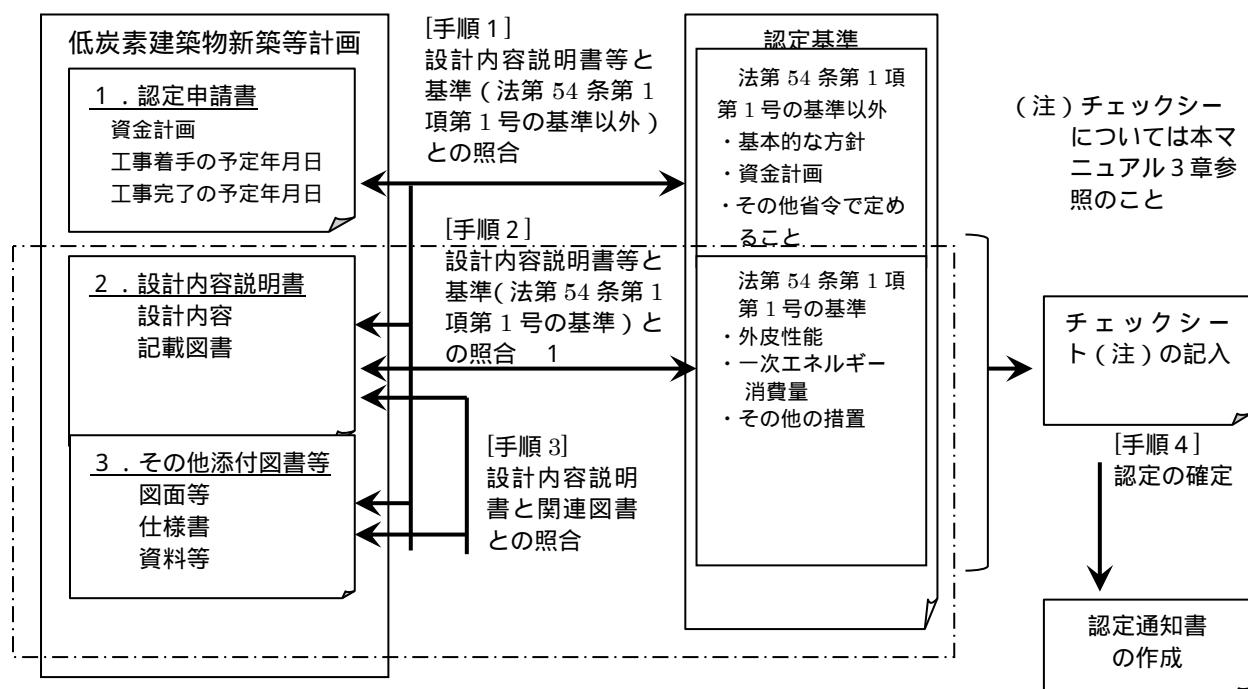
<認定基準の適合判定の基本的な流れ（住戸の認定）>

[申請図書]

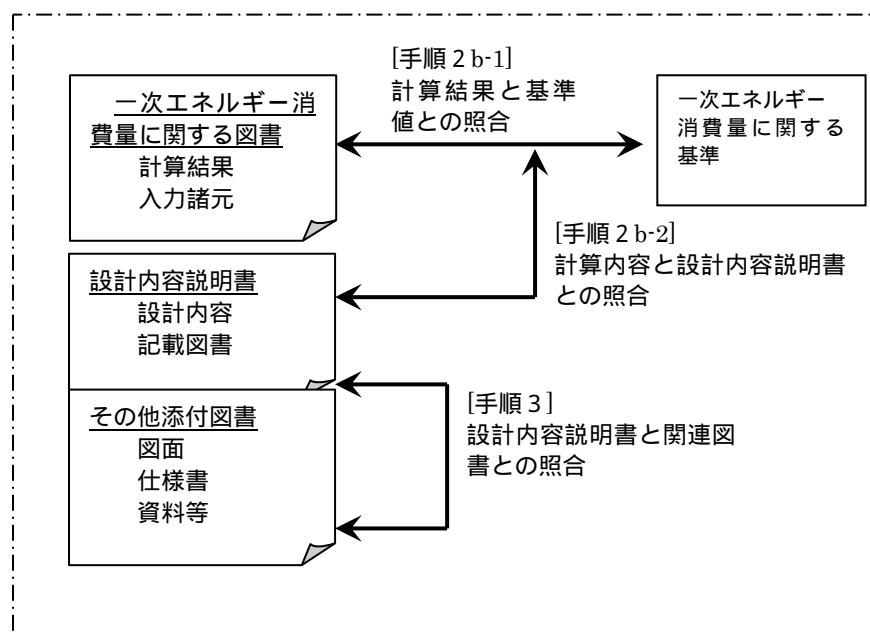
[審査手順]

[認定基準]

[審査ツール]



1 認定基準のうち、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等の確認は以下の通り



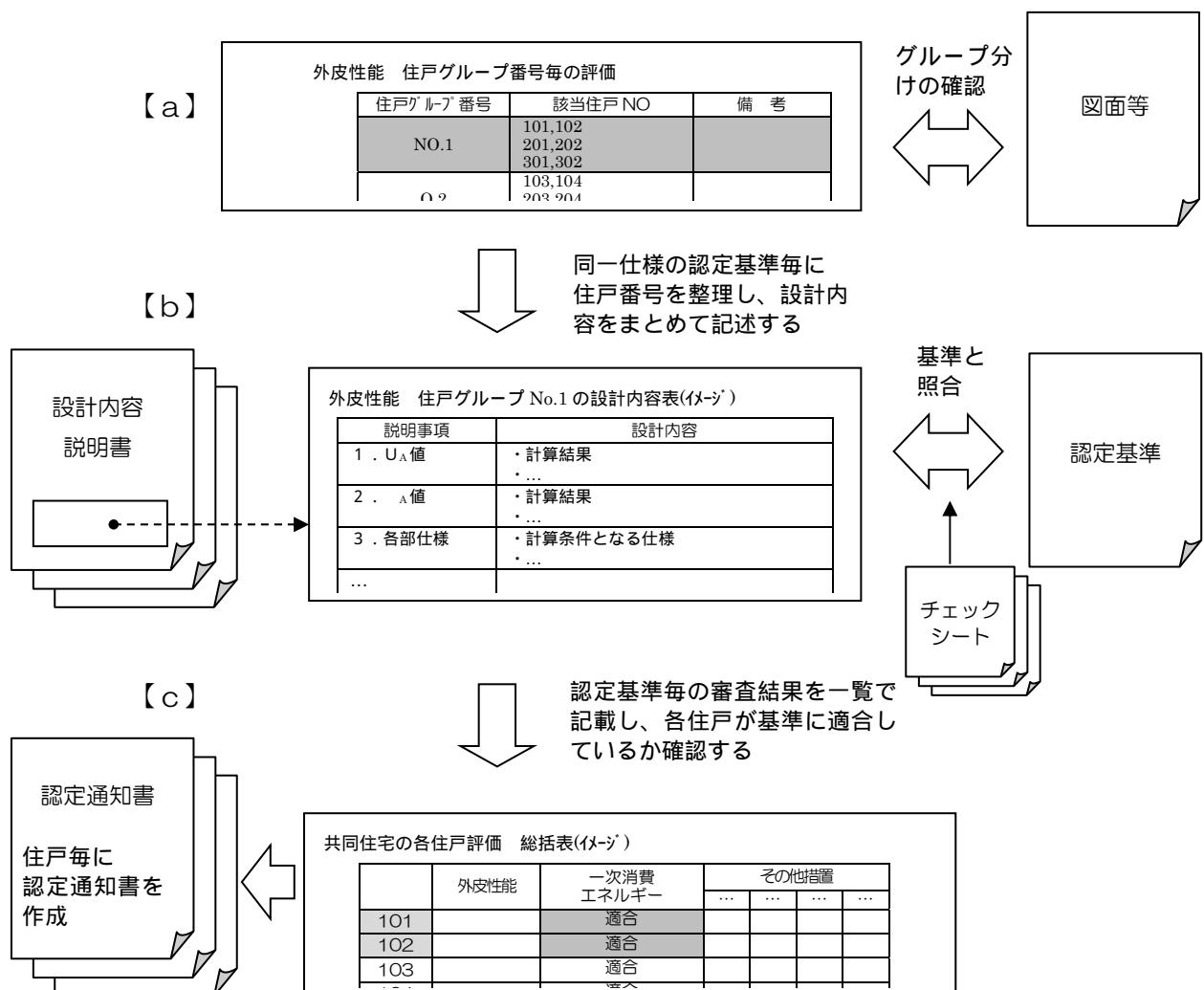
<共同住宅等の住戸の審査について>

共同住宅等における住戸ごとの認定については、同一仕様等の住戸を以下のような考え方でまとめて審査を行うと効率的である。但し、同一仕様の住戸であっても、住戸位置(最上階か中間階かなどの上下位置及び妻側か中間かなどの平面位置)によって外皮性能や一次エネルギー消費量が変わりうることに注意が必要である。

- 認定基準毎に同一仕様となる複数の住戸を一つの住戸グループとしてまとめ、各住戸グループに属する住戸の番号が対照できる一覧表を作成する。
- 住戸グループ毎に設計内容説明書と基準とを照合し、認定基準に適合しているかどうか確定する。
- b のグループ毎の審査結果を a で作成した一覧表に記載し、全ての基準に適合している住戸に対して認定通知書を作成する。

本マニュアルの4章において、共同住宅等の住戸の審査に関しては、上記の考え方に基づきチェックシートが構成されている。審査の実務においてこれらを参考にし、審査業務の効率化に活用されたい。

以上の考え方にもとづく共同住宅等の各住戸の審査イメージを次に示す。



. 共同住宅等における建築物全体の認定として申請があつた場合

[手順1] 申請書等と認定基準（法第54条第1項第1号の基準以外）との照合

・住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定として申請があつた場合 と同じ。

[手順2] 設計内容説明書等と認定基準（法第54条第1項第1号の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が法第54条第1項第1号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a.外皮性能の基準」、「b.一次エネルギー消費量の基準」及び「c.その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

各住戸、住戸共用部分の一次エネルギー消費量全体の合計が基準を満たしている必要がある。

a . 外皮性能の基準

住戸部分の外皮性能に関しては、 住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定として申請があつた場合 と同じ。共用部の基準適合は求めない。

b . 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2 b-1〕及び〔手順2 b-2〕による。

〔手順2 b-1〕 計算結果と基準値との照合

一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等により求められた計算結果（各住戸、住戸共用部分の一次エネルギー消費量全体の合計）について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順2 b-2〕 計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2 b-1〕において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

c . その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2 c-1〕及び〔手順2 c-2〕による。

〔手順2 c-1〕 その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、節水に関する取組、雨水等の利用のための設備の設置、エネルギーマネジメントに関する取組、再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置、ヒートアイランド対策、劣化対策、木造住宅・建築物、高炉セメント等の利用の8項目に関し、2つ以上適合していることを確認する。

または、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、C A S B E E による評価でAランクを取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

[手順2c-2] その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

その他の措置の内容について、設計内容説明書に記載された事項と共同住宅等の住棟全体としての基準との照合を行う。

[手順3] 設計内容説明書とその他添付図書との照合

. 住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定として申請があった場合 同じ。

[手順4] 認定の確定

. 住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定として申請があった場合 同じ。

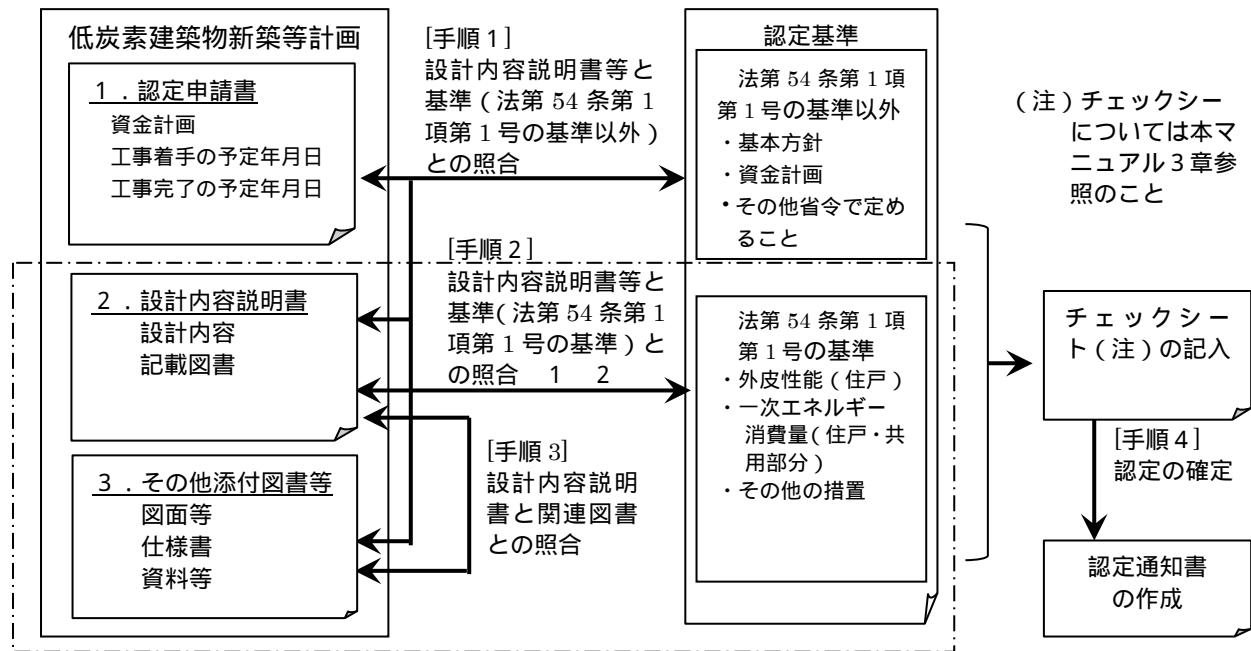
<認定基準の適合判定の基本的な流れ（共同住宅等の建築物認定）>

[申請図書]

[審査手順]

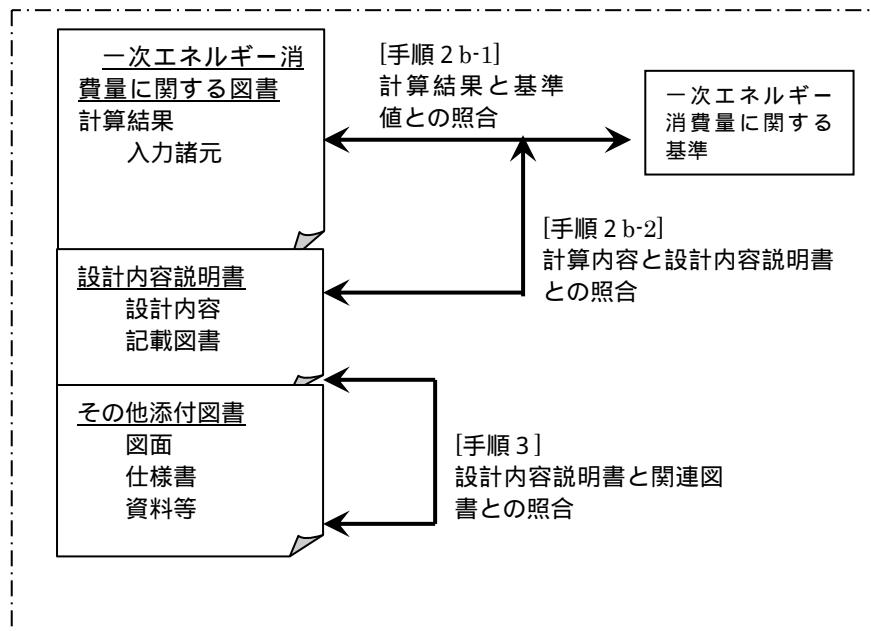
[認定基準]

[審査ツール]



1 認定基準のうち、住戸部分の一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等による確認の流れは . 住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定として申請があった場合 同じ

2 認定基準のうち、共用部分の一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等の確認は以下の通り



. 複合建築物（住宅+非住宅）における建築物全体の認定として申請があった場合

〔手順 1〕申請書等と認定基準（法第 54 条第 1 項第 1 号の基準以外）との照合

. 住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定として申請があった場合 と同じ。

〔手順 2〕設計内容説明書等と認定基準（法第 54 条第 1 項第 1 号の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が法第 54 条第 1 項第 1 号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

各住戸、住戸共用部分、非住宅部分の一次エネルギー消費量の合計が基準を満たしている必要がある。（複合建築物において、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²未満の場合は、当該部分について非住宅に係る外皮基準（PAL*）ではなく、住宅に係る外皮基準（外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率）の基準を適用することができる。ただし、一次エネルギー消費量の計算は非住宅に係る基準に基づき計算を行うこととなるため注意する必要がある。）

a . 外皮性能の基準

住宅部分の外皮性能に関しては、. 住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定として申請があった場合 と同じ。

非住宅部分の外皮性能に関する確認は次の〔手順 2 a-1〕及び〔手順 2 a-2〕による。

〔手順 2 a -1〕計算結果と基準値との照合

PAL*計算書により求められた計算結果について、計算条件及び計算過程を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

[手順2 a-2] 計算内容と設計内容説明書との照合

[手順2 a-1]において、計算書により確認された事項と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

b . 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2 b-1〕及び〔手順2 b-2〕による。

[手順2 b-1] 計算結果と基準値との照合

一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等により求められた計算結果（各住戸、住戸共用部分、非住宅部分の一次エネルギー消費量全体の合計）について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

[手順2 b-2] 計算内容と設計内容説明書との照合

[手順2 b-1]において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

c . その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2 c-1〕及び〔手順2 c-2〕による。

[手順2 c-1] その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、節水に関する取組、雨水等の利用のための設備の設置、エネルギー・マネジメントに関する取組、再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置、ヒートアイランド対策、劣化対策、木造住宅・建築物、高炉セメント等の利用の8項目に関し、2つ以上適合していることを確認する。

または、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、C A S B E Eによる評価でAランクを取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

[手順2 c-2] その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

その他措置の内容について、設計内容説明書に記載された事項と住宅部分（住宅専用の共用部分含む）・非住宅部分（住宅専用の共用部分以外の共用部分を含む）それぞれに係る基準との照合を行う。

〔手順3〕設計内容説明書とその他添付図書との照合

. 住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定として申請があった場合と同じ。

〔手順4〕認定の確定

. 住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定として申請があった場合と同じ。

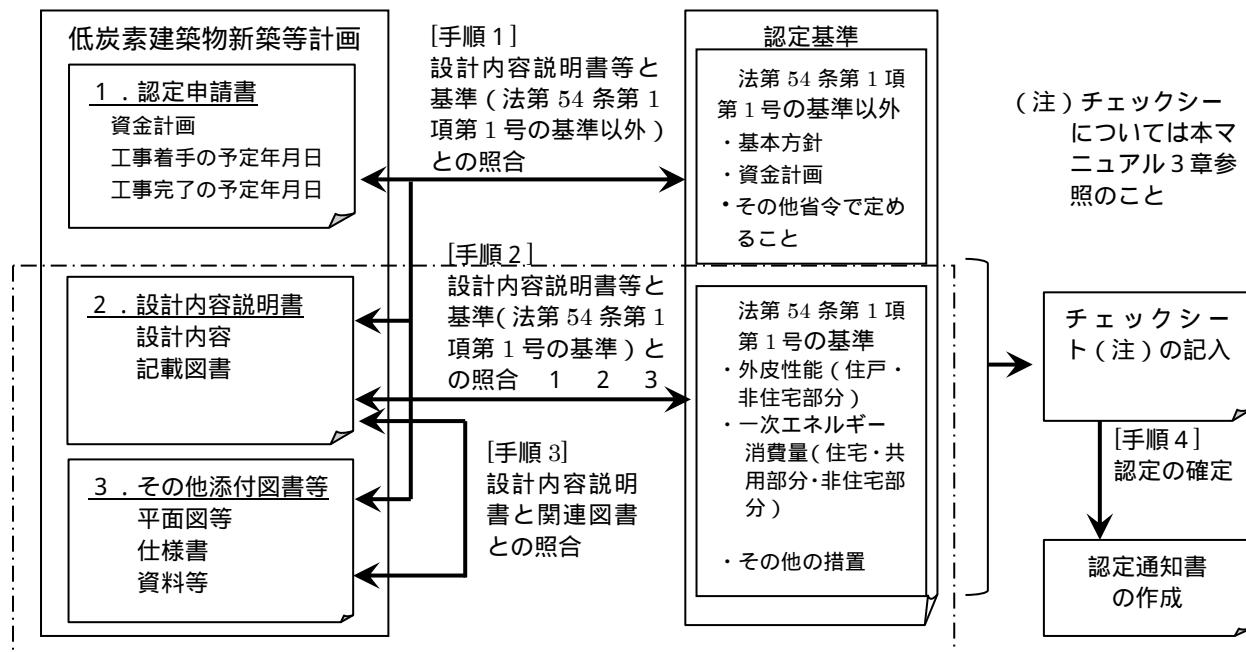
<認定基準の適合判定の基本的な流れ（複合建築物の認定）>

[申請図書]

[審査手順]

[認定基準]

[審査ツール]

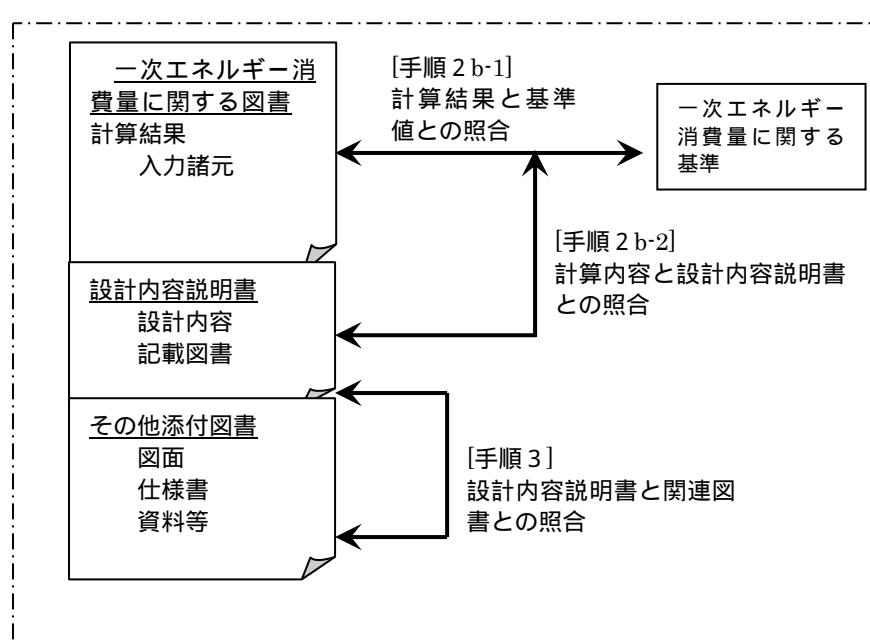


1 認定基準のうち、住宅部分の一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等による確

認の流れは 住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定として申請があった場合 同じ

2 認定基準のうち、共用部分の一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等による確
認の流れは 共同住宅等における建築物全体の認定として申請があった場合 同じ

3 認定基準のうち、非住宅部分の一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等による
確認の流れは以下の通り



. 建築物全体（非住宅）の認定として申請があった場合

〔手順1〕申請書等と認定基準（低炭素建築物新築等の基準以外）との照合

・住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定として申請があった場合 と同じ。

〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（低炭素建築物新築等の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が低炭素建築物新築等の基準の水準に達していることを確認する。

具体的には、「a.外皮性能の基準」、「b.一次エネルギー消費量の基準」及び「c.その他措置基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

a . 外皮性能の基準

外皮性能に関する確認は次の〔手順2 a-1〕及び〔手順2 a-2〕による。

〔手順2 a -1〕計算結果と基準値との照合

P A L * 計算書により求められた計算結果について、計算条件及び計算過程を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順2 a -2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2 a-1〕において、計算書により確認された事項と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

b . 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2 b-1〕及び〔手順2 b-2〕による。

〔手順2 b-1〕計算結果と基準値との照合

一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等により求められた計算結果について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順2 b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2 b-1〕において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

c . その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2 c-1〕及び〔手順2 c-2〕による。

〔手順2 c-1〕その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、節水に関する取組、雨水等の利用のための設備の設置、エネルギー管理に関する取組、再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置、ヒートアイランド対策、劣化対策、木造建築物、高炉セメント等の利用の8項目に関し、2つ以上適合していることを確認する。

または、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、C A S B E E による評価でAランクを取得したもの

など、所管行政庁が認めるもの)を確認する。

[手順2c-2] その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

その他の措置の内容について、設計内容説明書に記載された事項と非住宅部分に係る基準との照合を行う。

[手順3] 設計内容説明書とその他添付図書との照合

. 住戸のみ、建築物全体(一戸建ての住宅)の認定として申請があった場合 と同じ。

[手順4] 認定の確定

. 住戸のみ、建築物全体(一戸建ての住宅)の認定として申請があった場合 と同じ。

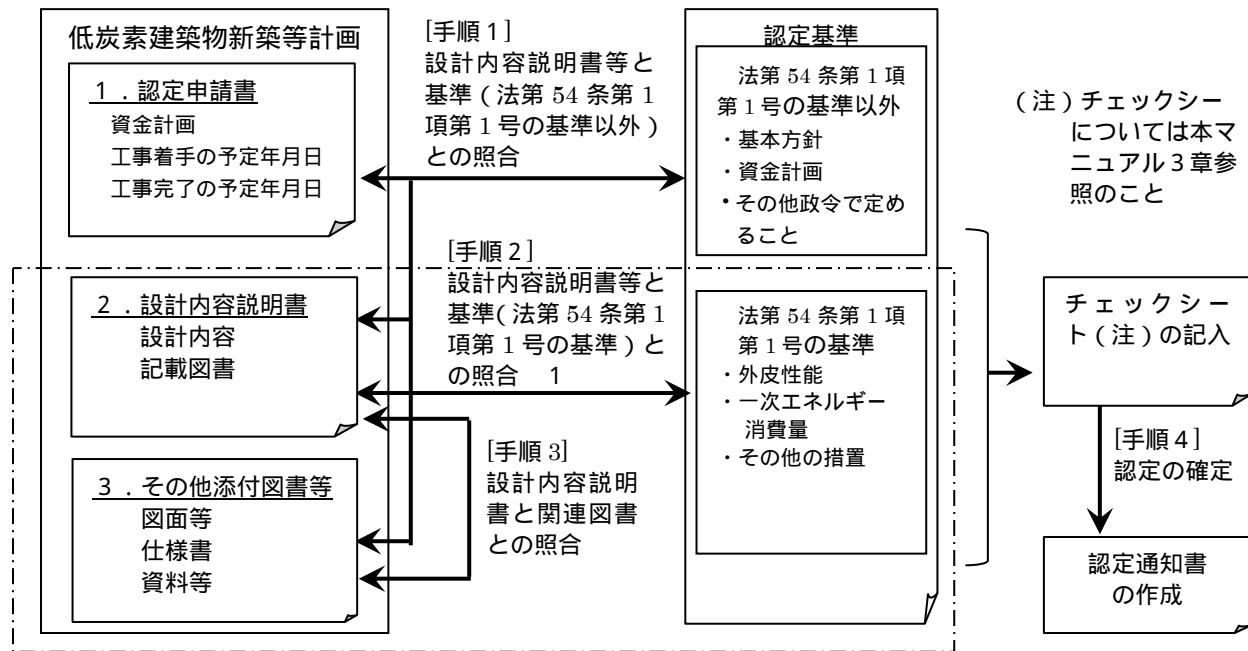
<認定基準の適合判定の基本的な流れ(非住宅の認定)>

[申請図書]

[審査手順]

[認定基準]

[審査ツール]



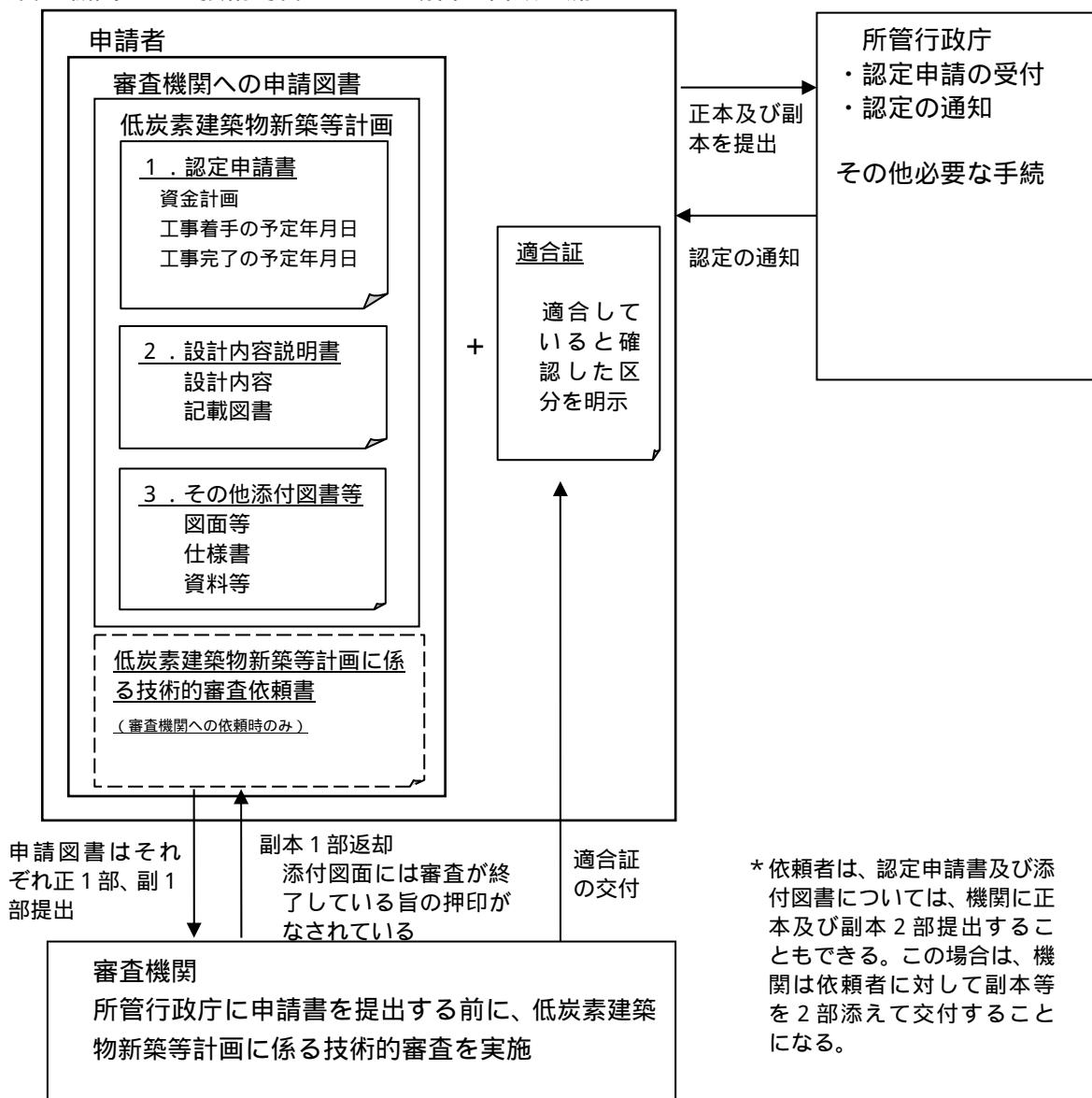
1 認定基準のうち、非住宅部分の一次エネルギー消費量計算支援プログラム等による確認の流れは . 複合建築物(住宅+非住宅)における建築物全体の認定として申請があった場合 同じ

(2) 審査機関による事前の技術的審査を受けた場合

所管行政庁に認定申請する前に、審査機関が行う技術的審査を活用する場合は、提出書類について以下の確認を行う。

添付図書に、審査機関による技術的審査が終了した旨の確認印があること

[審査機関による技術的審査がある場合の書類の流れ]



(3) 認定審査基準のまとめ

	外皮性能 の基準 ^{※1}	一次エネルギー消費量の基準 ^{※2} (計算支援プログラム)			その他の措置 基準
		住戸部分 住宅用計算支援 プログラム等	住宅共用部 非住宅用計算 支援プログラム 等	非住宅部分 非住宅用計算 支援プログラム 等	
住戸のみの認定	○	○	×	×	○
共同住宅等の認定	○ ^{※3}	○	○	×	○
住宅・非住宅複合	○ ^{※3、※4}	○	○	○	○
非住宅	○	×	×	○	○

※1 外皮計算支援プログラムの例としては以下のようなものがあげられる。
 (住宅用) 独立行政法人建築研究所「住宅・住戸の外皮性能計算プログラム」
 一般社団法人住宅性能評価・表示協会 「住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮
 平均日射熱取得量(冷房期・暖房期)計算書」
 (非住宅用) 独立行政法人建築研究所 「PAL*算定プログラム(案)」

※2 一次エネルギー消費量計算支援プログラムの例としては以下のようなものがあげられる。
 (住宅用) 独立行政法人建築研究所「一次消費エネルギー算定プログラム(住宅用)」
 (非住宅用) 独立行政法人建築研究所「一次消費エネルギー算定プログラム(建築物用)」
 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「The BEST Program」

※3 共同住宅等の共用部分には外皮の基準は適用されない。

※4 非住宅部分が300m²未満の場合には、外皮の基準として、非住宅の基準(PAL*)ではなく、住宅の基
 準(外皮平均熱貫流率等)を適用して計算することも可能(非住宅のみでは適用されない)。

(4) 登録住宅型式性能認定等機関の発行する確認書を活用する場合

低炭素建築物新築等の認定に係る審査に当たり、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定に係る部位性能確認書、住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証に係る部位性能確認書を活用することができる。

住宅型式性能認定に係る部位性能確認書

登録住宅型式性能認定等機関が発行する住宅型式性能認定に係る部位性能確認書（以下「型式部位性能確認書」という。）。住宅の部位の熱貫流率を性能確認するもの。型式部位性能確認書に記載する部位の熱貫流率を低炭素建築物認定での各部位の熱貫流率とみなすことができる。

住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証に係る部位性能確認書

登録住宅型式性能認定等機関が発行する住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証（以下「認証」という。）に係る部位性能確認書（以下「認証部位性能確認書」という。）。住宅の部位の熱貫流率を性能確認するもの。当該認証を受けた製造者がその認証に係る型式住宅を製造する場合には、当該認証に係る型式に適合した住宅を製造することが義務づけられており、当該型式住宅の認証に係る認証部位性能確認書で定める熱貫流率を低炭素建築物認定での各部位の熱貫流率とみなすことができる。

型式部位性能確認書を活用する場合

設計内容説明書で型式部位性能確認書の添付の有無を確認する。

型式部位性能確認書が添付されている場合は型式部位性能確認書に記載された型式認定番号と添付された住宅型式性能認定書の認定番号の整合性を確認する。

住宅型式性能認定書に記載されている断面構成と申請図面が整合していることを確認するとともに、型式部位性能確認書に適用条件等が定められている場合は当該適用条件等に申請図面が適合していることを確認する。

申請日が住宅型式性能認定書の認定有効期間内であることを確認する。

型式部位性能確認書に記載された各部位の熱貫流率を適用できる範囲とその面積を用い、当該各部位の熱損失が計算されていることを確認する。

型式部位性能確認書に記載されていない各部位の熱損失が正しく計算されていることを確認し、_____で求めた熱損失と併せて外皮平均熱貫流率を正しく計算していることを確認する。

認証部位性能確認書を活用する場合

設計内容説明書で認証部位性能確認書の添付の有無を確認する。

認証部位性能確認書が添付されている場合は認証部位性能確認書に記載された認証番号と添付された型式住宅部分等製造者認証書の認証番号の整合性を確認する。

申請日が型式住宅部分等製造者認証書の認証有効期間内であることを確認する。

認証部位性能確認書に記載された各部位の仕様番号を適用できる範囲とその面積を用い、当該各部位の熱損失が計算されていることを確認する。

認証部位性能確認書に記載されていない各部位の熱損失が正しく計算されていることを確認し、 で求めた熱損失と併せて外皮平均熱貫流率を正しく計算していることを確認する。

4 . 認定通知書の作成

審査の手続を終え、認定が確定した場合は認定通知書の作成を行う。

- ・定められた手順に従い、認定番号、認定年月日を記入する。
- ・認定通知書を交付する所管行政庁の名称を記入する。
- ・申請者の氏名又は名称、申請年月日、申請者の住所、認定に係る建築物の位置（共同住宅等の場合は住戸番号を含む）、構造については申請書から転記する。
- ・確認審査の申し出を併せて受けた場合で、建築主事から確認済証の交付を受けた場合においては、確認番号、確認年月日、建築主事の氏名を記入する。

<住宅型式性能認定に係る部位性能確認書の様式例>

別記第1号様式		別紙1
住宅型式性能認定に係る部位性能確認書		
申込者	様	第 年 月 日
		登録住宅型式性能認定等機関
印		
下記1の住宅型式性能認定書に定める住宅においては、下記2に規定される第 <i>i</i> 部位の熱貫流率(U_{Hi})の算定に用いる熱貫流率(U_i)が下記3の値であることを確認する。		
記		
1. 住宅型式性能認定書の発信及び認定番号		
2. 対象条文		
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に基づく平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号 第2の1の1-3(1)イ		
(2) エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に基づく平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号 第2の1の1-3(1)イ		
3. 热貫流率(U_i)		
4. 備考		
(1) 本図書における「住宅型式性能認定書」とは「住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書」をいう。		
(2) 壁と横架材の高さについては、別紙「高さ寸法算定の考え方」によること。		
(3) 本性能確認書を適用する住宅においては、熱橋(熱的境界を構成する各部位において、構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より著しく劣る部分)の間隔(ピッチ)の確認を要するものでない。		
(4) 型式の住宅の名称		
(5) 本図書に関する問合せ先		
(6) 本図書の有効期限: 平成27年 3月31日		
以上		
備考	1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。 2 登録住宅型式性能認定等機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第44条から第46条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者をいう。)は、業務の円滑な実施を図るために必要な範囲内でこの様式の一部を変更することができます。 3 不要な文字は、抹消してください。 4 各欄に記載すべき事項は、別紙によることができます。 5 本性能確認書は住宅型式性能認定書の発信番号ごとに交付してください。 6 型式の住宅の名称、本図書に関する問合せ先(担当部署名、電話番号)などを記載してください。	

<住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証に係る部位性能確認書の様式例>

		別紙 2
別記第 2 号様式		
		住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証に係る 部位性能確認書
		第 年 月 日
申込者	様	登録住宅型式性能認定等機関
		印
下記 1 の住宅型式性能認定書に定める住宅においては、下記 2 に規定される第 i 部位の熱貫流率 (U _{Hi}) の算定に用いる熱貫流率 (U _i) が下記 3 の値であることを確認する。		
記		
1. 住宅型式性能認定書及び型式住宅部分等製造者認証書の発信、認定及び認証番号		
2. 対象条文		
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号に基づく平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号 第 2 の 1 の 1-3(1)イ		
(2) エネルギーの使用の合理化に関する法律第 73 条第 1 項に基づく平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号 第 2 の 1 の 1-3(1)イ		
3. 熱貫流率 (U _i)		
4. 備考		
(1) 本図書における「住宅型式性能認定書」とは「住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第 41 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定書」を、「型式住宅部分等製造者認証書」とは「住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第 45 条第 1 項に規定する型式住宅部分等製造者認証書」をいう。		
(2) 壁と横架材の高さについては、別紙「高さ寸法算定の考え方」によること。		
(3) 本性能確認書を適用する住宅においては、熱橋（熱的境界を構成する各部位において、構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より著しく劣る部分）の間隔（ピッチ）の確認を要するものでない。		
(4) 型式の住宅の名称		
(5) 本図書に関する問合せ先		
(6) 本図書の有効期限：平成 27 年 3 月 31 日		
以上		
備考	1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。 2 登録住宅型式性能認定等機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 44 条から第 46 条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者をいう。）は、業務の円滑な実施を図るために必要な範囲内でこの様式の一部を変更することができます。 3 不要な文字は、抹消してください。 4 各欄に記載すべき事項は、別紙によることができます。 5 本性能確認書は住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認証書の発信番号ごとに交付してください。 6 型式の住宅の名称、本図書に関する問合せ先（担当部署名、電話番号）などを記載してください。	

2章 . 認定基準の概要

2章 . 認定基準の概要

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

【解説】

平成 24 年 12 月 4 日に公布・施行された都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準及び平成 25 年 1 月 31 日に公布された改正省エネ基準においては、これまでの外皮性能を中心とした省エネルギー基準から国際的にも使われている一次エネルギー消費量を指標とした、建物全体の省エネ性能を評価する基準に見直されることとなった。これは、それまでの省エネルギー基準が、建物全体の省エネ性能を客観的に比較しにくいこと等からの全面的な見直しとなっている。

一方、これまでの省エネルギー基準で設けられていた建築物の外皮性能の基準に関しても、結露防止や温熱環境の確保等の観点から、平成 11 年基準レベルを踏襲し残されることとなり、本法においても同様の観点から、外皮性能に関して守るべき基準として、改正後の省エネ基準と同一の内容が位置付けられている。

また、守るべき基準として位置づけられた外皮性能に関しても、非住宅に関しては地域区分や物性値等の計算条件を住宅と統一した新たな外皮基準 PAL*（パルスター）に改正（平成 26 年 4 月 1 日施行予定）するとともに、住宅については規模や形状の影響を大きく受ける従前の熱損失係数（Q 値）の基準が改正され、外皮平均熱貫流率（U_A 値）という新しい指標が定められることとなった。

外皮平均熱貫流率（U_A 値）の基準は、熱損失係数（Q 値）を求める過程で得られる住宅の総熱損失量から換気による熱損失量を除いたものを、床面積ではなく外皮表面積で除した値となっている。

非住宅に係る「PAL*」基準では、建築物の用途が審査上必要な情報となってくる。そのため、審査に際しては、建築物の用途を適切に判断することが必要となる。（建築物の用途については、5 章参考資料 p 130 参照。）

なお、従前用いられていた夏期日射侵入率（μ 値）についても、上記と同様の観点に基づき冷房期の平均日射熱取得率（_A 値）という指標に改まっている。

上記外皮性能に関する計算方法は、改正省エネ基準と同一となっているので、詳細は改正省エネ基準に係る説明資料や解説書等を参照して頂きたい。

一次エネルギー消費量に関する基準

【解説】

省エネルギー基準の見直しにより、建物全体の省エネ性能を評価する一次エネルギー消費量を指標とした基準が設けられることとなった。省エネルギー基準における当該指標の性能水準は、平成 11 年基準に基づく外皮性能に標準的な設備機器を設置したレベルに設定されている。これは、現在の建築物における外皮性能等の達成レベルを勘案し、達成すべき最低限のレベルとして定められた基準値となっているが、本法においてはより高い性能を求められることとなる。

具体的には、省エネルギー基準で定めている一次エネルギー消費量と比べ概ね 10% とすることを基本としているが、最終的な基準一次エネルギー消費量の値に 0.9 を乗ずるのではなく、建築設備に係る基準一次エネルギー消費量にのみ 0.9 を乗ずることに注意する必要がある。具体的には、省エネ基準で対象とする設備のうち、住宅では「家電等エネルギー消費量」については、非住宅では「事務機器等エネルギー消費量」については、0.9 を乗ずることを要しないこととなる。

本法における非住宅に係る一次エネルギー消費量に関しては、従前の CEC 計算から全ての室に

について外皮及び系統も考慮した設備の仕様等の情報を入力する一次エネルギー消費量計算（通常の計算法）と、非住宅部分の用途に応じ一定の条件等に係る主要室（主要室の条件等については、5章参考資料 p 124 参照。）のみを入力するする一次エネルギー消費量計算（主要室入力法）の二通りの計算方法を用いることが可能となっている。

「主要室入力法」は建築物の用途が審査上必要な情報となってくる。そのため、審査に際しては適用している計算方法と建築物の用途を適切に判断することが必要となる。（建築物の用途については、5章参考資料 p 130 参照。）

なお、一次エネルギー消費量の計算方法は外皮性能に係る基準と同様に、住宅及び非住宅とも省エネルギー基準と同一（本法においては、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」附則に定める規定と、非住宅に係るモデル建物法（一次エネルギー消費量）の適用は出来ない。）になっているため、詳細は省エネ基準に係る説明資料や解説書等を参照して頂きたい。

建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

第1又は第2のいずれかに該当すること。

ただし、認定申請複合建築物が複合建築物全体である場合は、住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分について、それぞれ第1又は第2のいずれかに適合する措置を講ずるものとする。

第1 次の1から8までに掲げる項目のうち、二以上の項目に適合するものとする。

1 節水に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

（1）設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用すること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。

JIS A 5207 : 2011 で規定する節水形大便器の認証を受けたもの。ただし、「節水 形大便器」の場合は、フラッシュバルブ式の大便器に限る。

と同等以上の節水性能を有するものとして、JIS A 5207 : 2011 で規定する「洗浄水量」が6.5リットル以下でかつ JIS A 5207 : 2011 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。又はフラッシュバルブ式の大便器のうち、JIS A 5207 : 2011 で規定する「洗浄水量」が8.5リットル以下でかつ JIS A 5207 : 2011 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。なお、JIS A 5207 : 2014 に依る場合は、「洗浄性能」及び「排出性能」のうち、「ボールパス性能」及び「大洗浄排出性能」に適合するものとする。また、和風便器について JIS A 5207 : 2014 に依る場合は、附属書Cのうち、ボールパス性能、洗浄性能及び排出性能に適合するものとする。

住戸の認定の場合は住戸内に設置する便器の半数以上、共同住宅等の住棟及び建築物（非住宅）の認定の場合は、設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば非住宅部分において一項目適合となる。

（2）設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用すること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。

以下に掲げる水栓のうち、財団法人日本環境協会のエコマーク認定を取得したもの。

節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、湯水混合水栓(サーモスタッフ式)

湯水混合水栓(シングルレバー式) 時間止め水栓、定量止め水栓、自閉水栓、自動水栓(自己発電機構付、AC100Vタイプ) 手元一時止水機構付シャワーHEAD組込水栓

と同等以上の節水性能を有するものとして、以下に掲げる水栓。

- イ) 節水が図れるコマを内蔵する節水コマ内蔵水栓であって、普通コマに対する吐水量が、水圧0.1MPaにおいて、ハンドル120°開時、20~70%以下で、且つ、ハンドル全開時は70%以上であるもの。又は、JIS B 2061に規定する「節水コマを組み込んだ水栓の吐水性能」に適合するもの。
- ロ) 流量制限部品(定流量弁、圧力調整弁等)を内蔵する水栓であって、ハンドル全開時、水圧0.1~0.7MPaにおいて、適正吐水流量が8L/分以下であるもの。
- ハ) 節水の図れる吐水形態(泡沫、シャワー等)を採用する水栓であって、通常吐水に対する吐水量が、水圧0.1~0.7MPaにおいて、ハンドル全開時、20%以上の削減効果があること。
- 二) JIS B 2061「給水栓」の定義によるサーモスタッフ湯水混合水栓であって、2ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061に規定する「給水栓の自動温度調整性能」に適合するもの。
- ホ) JIS B 2061「給水栓」の定義によるシングル湯水混合水栓であって、2ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061に規定する「給水栓の水栓の構造」に適合するもの。
- ヘ) 設定した時間に達すると自動的に止水する機構を有する時間止め水栓であって、次の性能を有するもの。
| (設定時間 - 実時間) / 設定時間 | 0.05

ト) 設定した量を吐水すると自動的に停止する機構を有する定量止め水栓であって、JIS B 2061に規定する「給水栓の定量止水性能」に適合するもの。

チ) レバーやハンドルなどを操作すれば吐水し、手を離せば一定量を吐水した後に自動的に止水し、止水までの吐水量が調節できる機構を有するもの。

リ) 手をかざして自動吐水し、手を離すと自動で2秒以内に止水する機構を有する自動水栓であって、水圧0.1~0.7MPaにおいて、吐水量が5L/分以下であるもの。

ヌ) シャワーHEAD又は水栓本体に設置もしくは使用者の操作範囲に設置されたタッチスイッチ、開閉ボタン、センサー等での操作又は遠隔操作により、手元又は足元で一時的に止水、吐水の切り替えができる構造を有するもの。

住戸の認定の場合は住戸内の台所、浴室、洗面室に設置する水栓の半数以上、共同住宅等の住棟及び建築物(非住宅)の認定の場合は、設置する水栓総数(住宅については台所、浴室、洗面室に設置するもの)の半数以上が節水に資する水栓であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する水栓総数(台所、浴室、洗面室に設置するもの)の半数以上が節水に資する水栓であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する水栓総数の半数以上が節水に資する水栓であれば非住宅部分において一項目適合となる。

(3) 定置型の電気食器洗い機を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

【解説】

一戸建ての住宅及び共同住宅等における、定置型（ビルトイン型）で給湯設備に接続されている電気食器洗い機であること。

共同住宅等の住棟及び住戸を含む建築物の認定の場合は、総住戸数の半数以上（共用部に設置したものは除く。）に上記の電気食器洗い機が設置されていれば、住宅部分において一項目適合となる。

2 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備を設置すること。

【解説】

雨水及び雑排水においては、容量が 80 リットル以上の貯水槽を設置し、取水場所又は集水場所から貯水槽まで、及び貯水槽から利用場所までの間、建築基準法第 2 条 3 号に定める建築設備としての配管が接続されていること。

井戸水においては、井戸等から井戸水を取水する設備を有し、利用可能な状態であること。

配置図等において、雨水等を利用するため、雨樋などに接続した貯水タンクの位置の確認ができることが必要となる。使用場所、配管経路等を図面等に明示することが必要である。

3 エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

(1) H E M S (住宅の所有者が使用する空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するホームエネルギー管理システムをいう。)を設置していること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

【解説】

次の から までのすべてに該当する H E M S が、住戸の認定の場合は当該住戸に、共同住宅等の住棟の認定の場合は総住戸の半数以上に、設置されていることが必要となる。住戸を含む建築物の認定の場合は H E M S が総住戸の半数以上又は住宅部分に棟として B E M S を設置されていることが必要となる。

住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、蓄電量・放電量のいずれかについて、電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が 30 分以内であること。

住宅内において、電力使用量の計測データを表示できること。

H E M S 機器により測定したデータの保存期間が、次のいずれかであること。

- ・表示する電力使用量の所定時間単位が 1 時間以内の場合は、1 ヶ月以上
- ・表示する電力使用量の所定時間単位が 1 日以内の場合は、13 か月以上

E C H O N E T L i t e による電力使用の調整機能（自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能）を有すること。

(2) B E M S (空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の建築物のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいう。)を設置すること。

【解説】

次の から までのすべてに該当する BEMS が、共同住宅等の住棟の認定の場合は棟として設置され、住戸を含む建築物の認定の場合は非住宅部分に棟として設置されていることが必要となる。

建築物全体に加え、空調、照明、動力幹線、電灯幹線のいずれかについて、BEMS 機器により電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が、30 分以内であること。
電力使用量等の計測データを表示できること。
計測データについて、13か月以上の保存及び閲覧ができること。
電気空調の on/off 並びに設定変更、及び照明の調光並びに on/off 等の制御を行う機能を有すること。

- 4 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

【解説】

「都市の低炭素化の促進に関する法律」や基本方針の趣旨を踏まえ、省資源、創エネルギーと合わせた蓄エネルギーの推進は重要である。太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備及びそれと連系した定置型の蓄電池を設置についても、その一つとして付加的に評価し、災害等の停電時の非常時電源、かつ将来の分散型エネルギー・マネジメントにおいて自立的運用が可能な蓄電池を評価する。太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した蓄電池(床に据え付けるものに限る。)であること。「床に据え付ける」とは、床に据えて動かないように置くことをいい、いわゆる据置型又は定置型の蓄電池を想定している。蓄電池の種類としては、リチウムイオン電池、鉛蓄電池、ナトリウム硫黄電池等がある。

発電場所、蓄電池設置場所、配線経路等を図面に明示することが必要である。住戸の認定の場合は当該住戸又は共用部(共同住宅等の場合で、当該住戸に蓄電した電力を供給できるものに限る。)に、共同住宅等の住棟の認定の場合は総住戸の半数以上又は共用部(総住戸の半数以上に蓄電した電力を供給できるものに限る。)に、再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した定置型の蓄電池が設置されていることが必要となる。住戸を含む建築物の認定の場合は総住戸の半数以上又は共用部(総住戸の半数以上に蓄電した電力を供給できるものに限る。)に、再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した定置型の蓄電池が設置されている場合は住宅部分において一項目適合となる。

- 5 ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当すること。
(1) 敷地面積に対する緑地、水面等の面積割合を 10% 以上とすること。

【解説】

(1) 次式で算出される緑化等面積率が 10% 以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

緑化施設の緑化面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

$$\text{緑化等面積率} = \frac{\text{緑化面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

緑化面積とは、緑化施設の水平投影面積を合計したものとする。緑化施設とは以下に示す

ものであり、緑化施設は当該建築物の空地、その他の屋外に設けられるものに限り、建築物の内部空間に設けられたものは含まない。

【緑化施設】

- ・樹木
- ・花壇、その他これに類するもの
- ・棚もの
- ・園路、土留その他の施設
- ・地被植物
- ・プランタ、コンテナ等
- ・水流、池、その他これらに類するもの

緑化施設の水平投影面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下にその概要を示す。

<樹木の水平投影面積（樹冠面積）>

次に示す～の算出方法のうち、いずれかの方法に従って算出する。

樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計する。ただし、樹冠が重なる場合は重複して計上することはできない。なお、樹冠投影面積は植栽時の実際の水平投影面積とする。

樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

樹木の樹高に応じて右表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなし、この「みなし樹冠」の水平投影面積を合計する。ただし、「みなし樹冠」が重なる場合や地被植物等と重なる部分については、重複して計上することはできない。

植栽時の樹高	みなし樹冠の半径
4.0m以上	2.1m
2.5m以上 4.0m未満	1.6m
1.0m以上 2.5m未満	1.1m

この算出方法は、樹木の樹高が1m以上のものに限る。

一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

下記に示す密度以上で植栽されており、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が生育するための植栽基盤の水平投影面積を、緑化施設の面積とすることができます。

満たすべき植栽密度 : A = 18T₁ + 10T₂ + 4T₃ + T₄

A : 当該部分の水平投影面積 (m²)

T₁ : 高さ 4m 以上の樹木の本数

T₂ : 高さ 2.5m 以上 4m 未満の樹木の本数

T₃ : 高さ 1m 以上 2.5m 未満の樹木の本数

T₄ : 高さ 1m 未満の樹木の本数

樹木の高さは植栽時のものとする。

<地被植物の水平投影面積>

地被植物が成長時に覆うものと計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計する。

<花壇、その他これに類するものの水平投影面積>

草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

<プランタ・コンテナ等の水平投影面積>

プランタやコンテナ等の容量が概ね 100 リットル以上の場合に算出する。算出方法は、植栽が樹木の場合は前述した樹木の水平投影面積の算出方法に、地被植物の場合は前述した地被植物の水平投影面積の算出方法に準ずるものとする。

<棚ものの水平投影面積>

植物が成長時に覆うものとして計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重な

る部分については、重複を省いて面積を合計する。

<水流、池、その他これらに類するものの水平投影面積>

水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについての水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

<園路、土留その他の施設>

園路、土留その他の施設の水平投影面積とする。ただし、樹木、地被植物、花壇、その他これに類するもの、水流、池、その他これらに類するものを合計した面積の4分の1を超えない範囲とする。また、これらの水平投影面積と重複して計上することはできない。

なお、当該項目に係る用語を次の通り定義する。

樹 木：地上部の一部が木質化している植物。

地被植物：シバ、クローバーなどの草本やササ類、シダ植物、コケなど、地面を低く面的に覆う植物。

花 壇：草花を植えるために、土を盛り上げたり仕切を設けたりしたもの。年間を通じて適宜植え替えなどを行うことにより、概ね6ヶ月以上植物が植栽された状態にあるものを言う。

棚 も の：フジ棚、ブドウ棚、ヘチマ棚など、棚上に植物を仕立てるもので、アーチ状のものを含む。

水流、池：樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。修景のための浅い水盤や水泳プールのような人工的な水面や流れは含まない。

園路、土留、その他の施設：

園路、土留、樹木や植栽等と一体となった小規模な広場等が含まれる。

植栽基盤：樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みを持つ土壤等のこと。プランタやコンテナ等の容器に土壤等を入れたものは、安定的に設置するもの（容量が概ね100リットル以上）を対象とする。

樹 冠：樹木の上部についている枝と葉の集まり。

樹冠投影面積：樹木が生長した時点を想定した樹冠の水平投影面積。

地 上：地面と一体となっている人工地盤を含む。

(2) 日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合を10%以上とすること。

【解説】

(2) 次式で算出される日射反射面積率が10%以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

$$\text{日射反射面積率} = \frac{\text{高反射性(低日射吸收率)舗装面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

高反射性(低日射吸收率)舗装面積とは、高反射性(低日射吸收率)舗装材により舗装された地表面面積とする。高反射性(低日射吸收率)舗装材は、JIS K 5602で規定する試験方法(JIS K 5602は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「舗装材」に読み替える。)に基づく日射反射率が明度に関わらず50%以上であることに適合すること。

(3) 緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合を20%以上とすること。

【解説】

(3) 次式で算出される屋根緑化等面積率が20%以上であること。共同住宅等における住戸又は住

戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

【1】戸建住宅及び共同住宅等の住棟の認定の場合

$$\text{屋根緑化等面積率} = \frac{\text{屋根緑化面積}}{\text{屋根面積}} \times 100$$

【2】非住宅建築物の認定の場合

$$\text{屋根緑化等面積率} = \frac{\text{屋根緑化面積又は日射反射率の高い屋根材の採用面積の合計}}{\text{屋根面積}} \times 100$$

【3】複合建築物の認定の場合

最上階が住宅の場合は【1】式にて、非住宅建築物の場合は【2】式にて算出

屋根緑化面積とは、屋根や屋上における緑化施設の水平投影面積の合計とし、屋根面積も同様に水平投影面積で算出する。緑化施設とは、(1)で示す緑化施設を指し、水平投影面積の算出方法もこれに準じること。

なお、建築物の認定の場合における日射反射率の高い屋根材としては、次の 、 のいずれかに該当するものをいう。

J JIS K 5675 に適合する屋根用高日射反射率塗料又は同等の性能及び品質の塗料で被覆された屋根材。

JIS K 5602 で規定する試験方法(JIS K5602 は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「防水シート」に読み替える。)に基づく近赤外域(780nm ~ 2500nm)における日射反射率が 50% 以上である JIS A 6008 に適合する合成高分子系ルーフィングシート又は同等の性能と品質を有するもの。該当する製品としては、例えば合成高分子ルーフィング工業会規格(KRK S-001 高反射率防水シート)に適合した製品等があげられる。

(4) 緑化対策をした面積の外壁面積に対する割合を 10% 以上とすること。

【解説】

(4) 次式で算出される壁面緑化面積率が 10% 以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。緑化施設の採用面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

$$\text{壁面緑化面積率} = \frac{\text{壁面緑化の採用面積の合計}}{\text{外壁面積}} \times 100$$

垂直壁面の場合

壁面緑化の採用面積は、緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計(m)に 1.0(m)を乗じた値とする。ただし、同一壁面の複数箇所を緑化した場合などで、水平投影をした場合に重なる部分については重複できないものとする。

傾斜壁面の場合

壁面緑化の採用面積は、水平投影面積とし、「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計(m)」に 1.0(m)を乗じた値と比較して面積の大きい値を採用する。

なお、緑化に使用する植物として 1 年草は含まず、外壁面積には扉や窓等を含むこととする。

(5)(1)の割合、(2)の割合、(3) の割合の 2 分の 1 及び(4)の割合の合計を 10% 以上とすること。

【解説】

(5) (1)で規定する緑化等面積率、(2)で規定する日射反射面積率、(3)で規定する屋根緑化等面積率の2分の1及び(4)で規定する壁面緑化面積率の合計が10%以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

$$\begin{aligned} \text{緑化等面積率} &+ \text{日射反射面積率} \\ &+ \text{屋根緑化等面積率} \times 1 / 2 + \text{壁面緑化面積率} \quad 10\% \end{aligned}$$

6 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する措置を講ずること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。また、住宅の用途に供する部分を含まない複合建築物は対象外となる。

日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する劣化対策等級3に適合すること。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法第87号）に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を取得している又は認定基準に適合していること。

7 木造住宅又は木造建築物であること。

【解説】

半数以上の階の主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。）が木造であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

8 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用していること。

【解説】

次のいずれかのセメントを構造耐力上主要な部分のいずれかに用いられていること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

JIS R 5211:2009に規定する高炉セメント。

JIS R 5213:2009に規定するフライアッシュセメント。

高炉スラグ、フライアッシュを混和材として利用したセメント。ただし、混和材の質量割合が高炉スラグにあってはJIS R 5211:2009、フライアッシュにあってはJIS R 5213:2009に規定する以上のものに限る。

第2 建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものとする。

【解説】

標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるものとする。例えば、建築環境総合性能評価システム「CASBEE」に基づき環境効率 BEE のランクが A 以上、又はライフサイクル CO₂ (温暖化影響チャート) のランクが _____ 以上を取得していることなどが目安として考えられるが、所管行政庁が認めるものであることが前提となるため、本項目を利用する際は事前に建設地の所管行政庁に確認を行う必要がある。

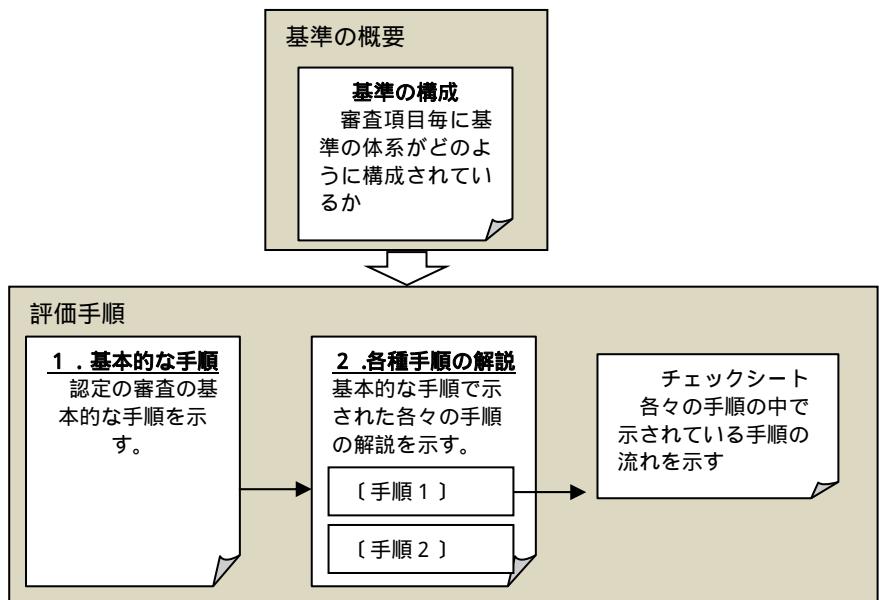
3章 . 認定事項毎の審査手順

3章 . 認定事項毎の審査手順

【本章の見方】

本章は、認定対象となる建築物の用途及び範囲に応じた審査基準毎に審査の手順を示すものである。

構成としては、最初に申請の別に応じた「基準の適用」の解説を行った上、各適用基準を大きく「基準の概要」と「審査手順」とに分けて解説を行っている。



1. 基準の適用

適合すべき基準については、申請の別に応じて下図フローに示すとおり～に分けられる。

住戸のみの認定においては（基準適合判断）各住戸における一次エネルギー消費量及び外皮性能について設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。なお、一戸建ての住宅は、建築物全体の認定を受けることで建築物全体及び住戸での認定を受けることと同様の取扱いがなされる。

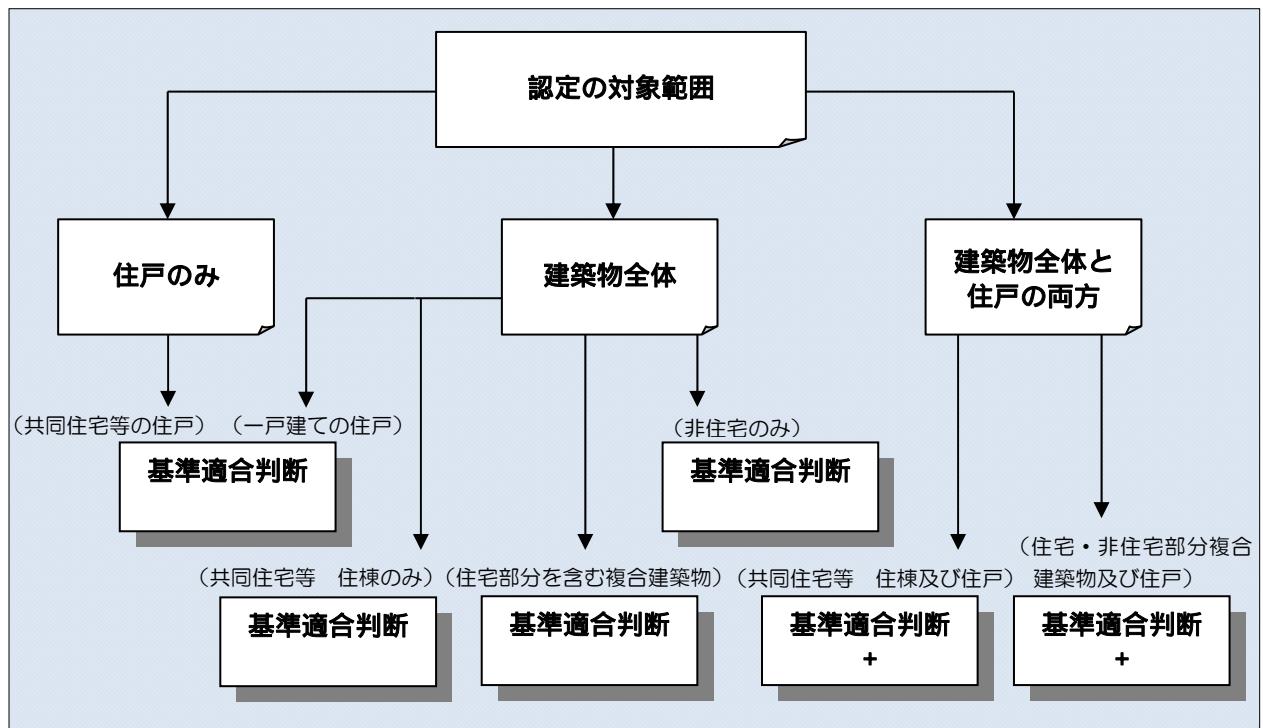
建築物全体での認定においては、共同住宅の場合（基準適合判断）一次エネルギー消費量について各住戸及び共用部における設計値の合計が、各住戸及び共用部における基準値の合計以下となること、外皮性能について各住戸の設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

住宅部分を含む複合建築物での認定の場合（基準適合判断）一次エネルギー消費量について各住戸及び共用部、非住宅部分における設計値の合計が、各住戸及び共用部、非住宅部分における基準値の合計以下となること、外皮性能について各住戸及び非住宅部分の設計値がそれぞれ基準値以下となること、かつその他の基準について住宅部分及び非住宅部分のそれが適合することが求められる。

非住宅のみでの認定の場合（基準適合判断）一次エネルギー消費量について各室用途における設計値の合計が基準値の合計以下となること、外皮性能について設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

建築物全体と住戸の両方の認定においては、共同住宅等の場合には基準適合判断と基準適合判断に、住宅部分を含む複合建築物の場合には基準適合判断と基準適合判断のそれぞれに適合することが必要となる。

申請の別に応じた基準適用フロー



一戸建ての住宅は、下記フロー上の「」の適合判断を行うことにより、建築物全体での基準も満たしていることとなる。

【基準適合判断】

一戸建ての住宅、共同住宅の住戸

適合判断

- ・各住戸における一次エネルギー消費量について、
住戸設計値 **住戸基準値**
共同住宅においては、平均みなし値を用いた計算も可能。

- ・各住戸における U_A 値及び A 値について、
 U_A 値設計値 **U_A 値基準値** かつ
 A 値設計値 **A 値基準値**

- ・各住戸に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

共同住宅における「平均みなし値」を用いた計算について

各住戸の一次エネルギー消費量計算においては、暖冷房エネルギーを算出する際に外皮の断熱性能による影響を考慮するため、各住戸の外皮基準に係る計算を行う過程で得られる以下の 3 つの値を用いることとなる。

q : 単位温度差当たりの外皮熱損失量

m_C : 単位日射強度当たりの冷房期の日射熱取得量

m_H : 単位日射強度当たりの暖房期の日射熱取得量

共同住宅等の一次エネルギー消費量計算においては、以下の(1)～(4)までの全ての条件に適合する場合、一次エネルギー消費量計算に用いる各住戸の上記外皮性能値(q 値, m_C 値, m_H 値)に代えて、(a)式により求めた平均みなし値(q^* 値, m_C^* 値, m_H^* 値)を用いて計算することができる。

(1) 各住戸の外皮平均熱貫流率(U_A 値)及び冷房期の平均日射熱取得率(A 値)が、地域区分に応じ省エネ基準で定める、それぞれの基準値以下であること。

(2) 各住戸の外皮性能について、地域区分に応じて定める以下の基準を満たすこと。

< 1 ~ 7 地域 >

省エネ基準にあっては、各住戸において 又は の基準を満たすこと。

住戸の設計 U_A 値が基準 U_A 値に 0.85 を乗じた値(小数点第 3 位を切り上げ。)以下であること

外気に接する床の部位熱貫流率が下表の値に 0.85 を乗じた値(小数点第 3 位を切り上げ。)以下であり、かつ、住戸の設計 U_A 値が基準 U_A 値に 0.9 を乗じた値(小数点第 3 位を切り上げ。)以下であること

地域区分	1、2 地域	3 地域	4 ~ 7 地域
床の U_i 値	0.27	0.32	0.37

< 8 地域 >

窓の冷房期の平均日射熱取得率が 12 以下となること。

(3) 概ね標準以上の設備^(注1)を採用していること。

暖房、冷房、全般換気、照明及び給湯の5種の設備のうち、4種類以上において標準以上の設備を採用しているなど、著しく一次エネルギー消費量の増大を招く設備を同時に用いないこと。なお、標準以上の設備とは、省エネ基準に係る一次エネルギー消費量の地域別の基準値を設定した際に想定した標準設備又はこれと同等以上の性能を有するものを指す。

(4) 平均みなし値を用いない通常の計算による各住戸の外皮性能値(q 値, m_C 値, m_H 値)を用いて計算した住戸の設計一次エネルギー消費量の全住戸合計値が、全住戸の基準一次エネルギー消費量の合計値以下となること。

$$(q^* \text{ 値}, m_C^* \text{ 値}, m_H^* \text{ 値}) = \sum (q \text{ 値}, m_C \text{ 値}, m_H \text{ 値}) \times \frac{\text{当該住戸床面積}}{\text{全住戸床面積の合計}} \quad (\text{a})$$

(注1)「概ね標準以上の設備」とは、暖房、冷房、全般換気、照明及び給湯のそれぞれの設備について、イからホまでに示す事項のうち、4つ以上の事項に該当すること。

イ 当該住戸に採用する暖房設備が、暖房方式、運転方式及び地域区分(8地域を除く。)に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。

暖房方式	運転方式	暖房設備及び効率	
		地域区分	
		1、2、3及び4	5、6及び7
単位住戸全体を暖房する方式		ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
居室のみを暖房する方式	連続運転	石油熱源機を用いた温水暖房用パネルラジエーターであって、日本工業規格S3031に規定する熱効率が83.0%以上であり、かつ、配管に断熱被覆があるもの	ガス熱源機を用いた温水暖房用パネルラジエーターであって、日本工業規格S2112に規定する熱効率が82.5%以上であり、かつ、配管に断熱被覆があるもの
	間歇運転	密閉式石油ストーブ(強制対流式)であって、日本工業規格S3031に規定する熱効率が86.0%以上であるもの	ルームエアコンディショナーであって、日本工業規格B8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの - $0.321 \times \text{暖房能力(単位 キロワット)} + 6.16$

ロ 当該住戸に採用する冷房設備が、冷房方式及び運転方式に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。

冷房方式	運転方式	冷房設備及び効率
単位住戸全体を冷房する方式		ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの
居室のみを冷房する方式	間歇運転	ルームエアコンディショナーであって、日本工業規格B8615-1に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの - $0.504 \times \text{冷房能力(単位 キロワット)} + 5.88$

- 八 当該住戸に採用する全般換気設備の比消費電力（熱交換換気設備を採用する場合は、比消費電力を有効換気量率で除した値）が、換気回数 0.5 回以下の場合において、0.3（単位 1 時間につき 1 立方メートル当たりのワット）以下であること又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。
- 二 当該住戸に採用する照明設備について、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと。
- ホ 当該住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備を含む）が、地域区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。

地域区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
石油給湯機であって、日本工業規格S2075に基づくモード熱効率が81.3%以上であるもの	ガス給湯機であって、日本工業規格S2075に基づくモード熱効率が78.2%以上であるもの

【基準適合判断】

共同住宅 住棟のみ

適合判断 ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、
 (各住戸設計値) の合計 (各住戸基準値) の合計
 +
 (共用部設計値) の合計 (共用部基準値) の合計

- ・各住戸における U_A 値及び A 値について、
 U_A 値設計値 U_A 値基準値 かつ
 A 値設計値 A 値基準値
- ・建築物（住棟）全体に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

【基準適合判断】

住宅・非住宅複合建築物

適合判断 ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、
 (各住戸設計値) の合計 (各住戸基準値) の合計
 +
 (共用部設計値) の合計 (共用部基準値) の合計
 +
 (非住宅設計値) の合計 (非住宅基準値) の合計

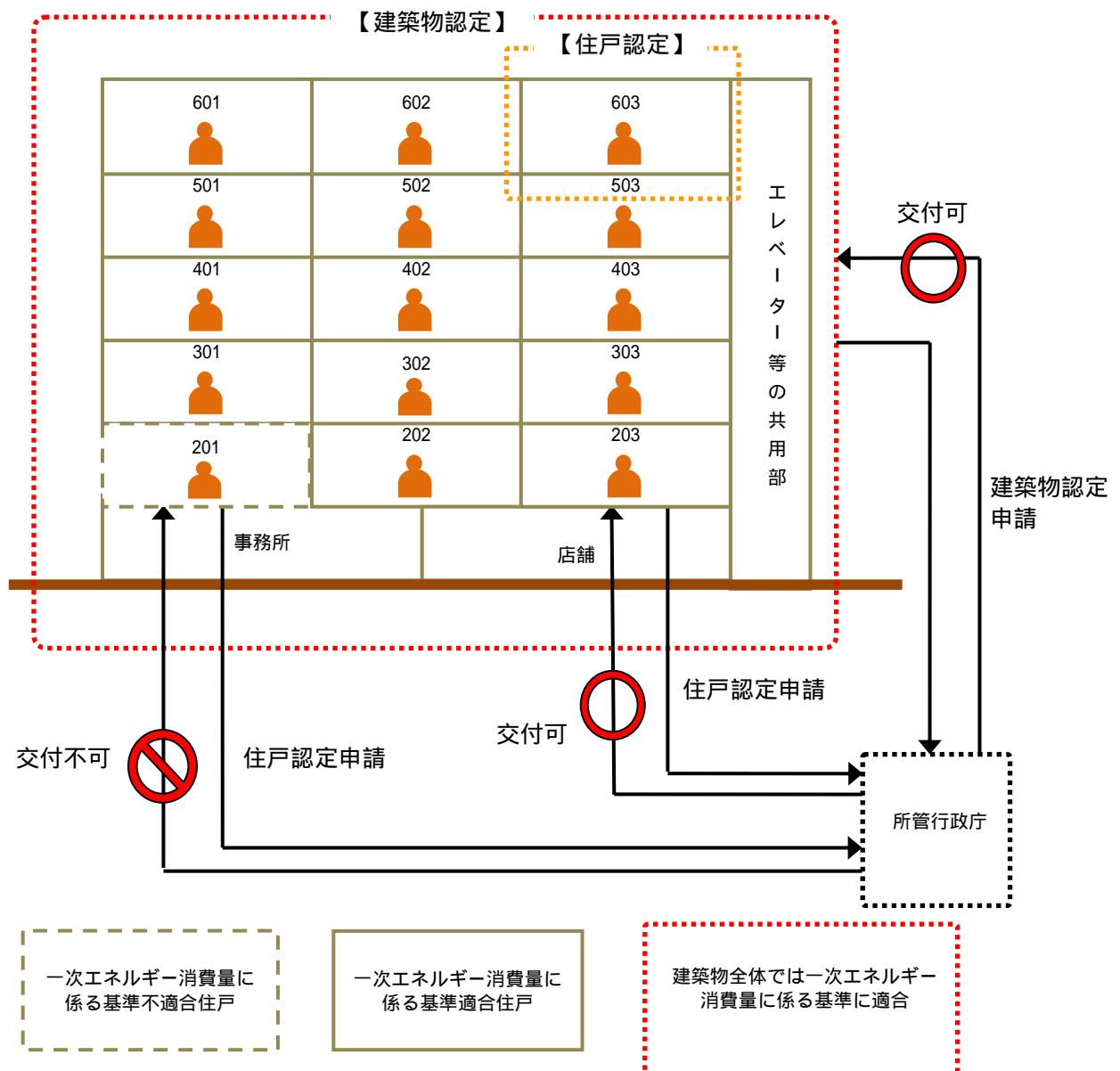
- ・各住戸における U_A 値及び A 値について、
 U_A 値設計値 U_A 値基準値 かつ
 A 值設計値 A 値基準値
- ・各用途の非住宅部分の外皮性能について、
外皮性能設計値 (PAL*) 外皮性能基準値 (PAL*)
- ・住宅部分、非住宅部分、それぞれに対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

【基準適合判断】

非住宅のみ

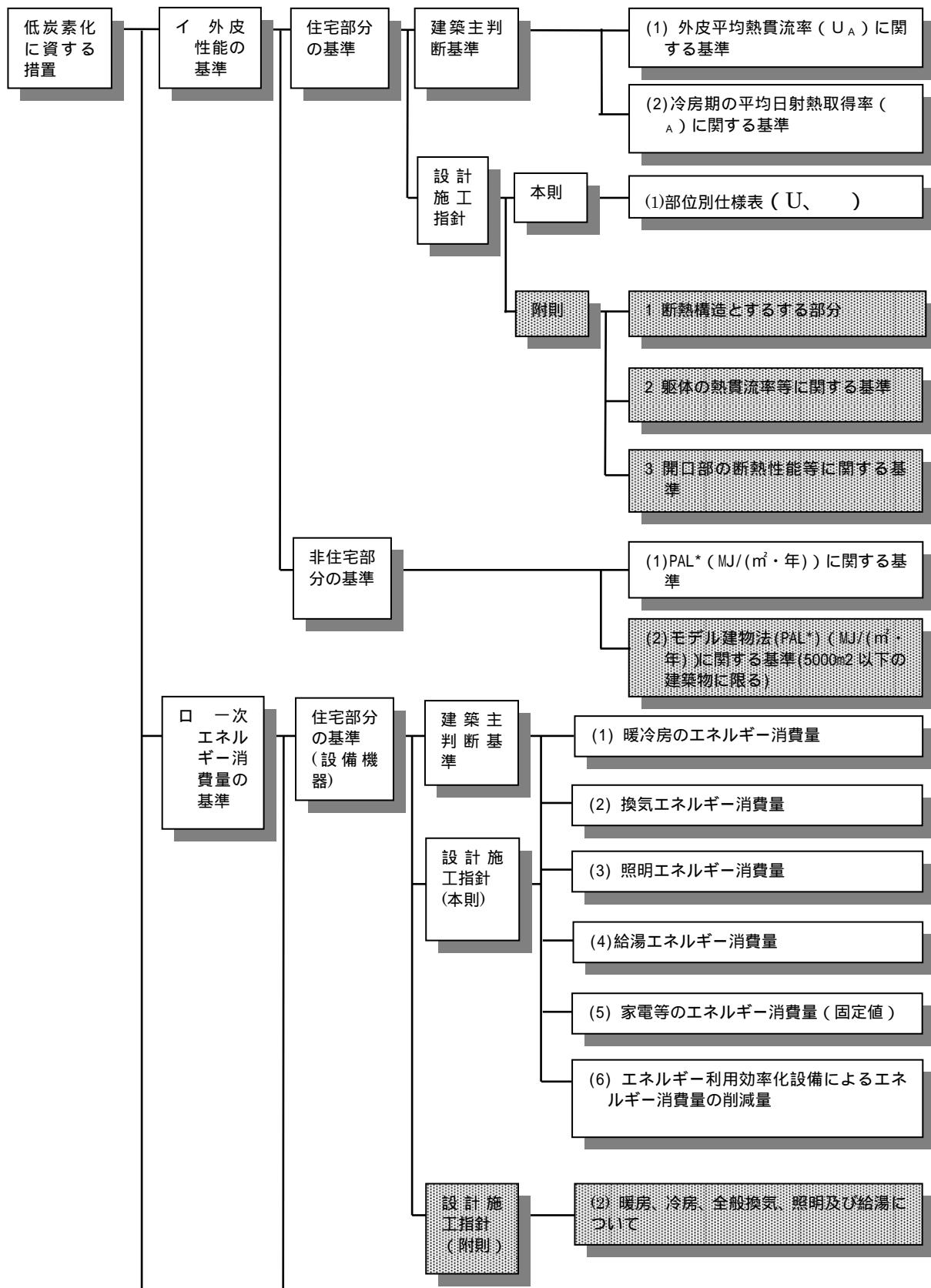
適合判断 ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、
 (各用途の設計値) の合計 (各用途の基準値) の合計
 +
 各用途の外皮性能について
 外皮性能設計値 (PAL*) 外皮性能基準値 (PAL*)
 +
 建築物全体に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

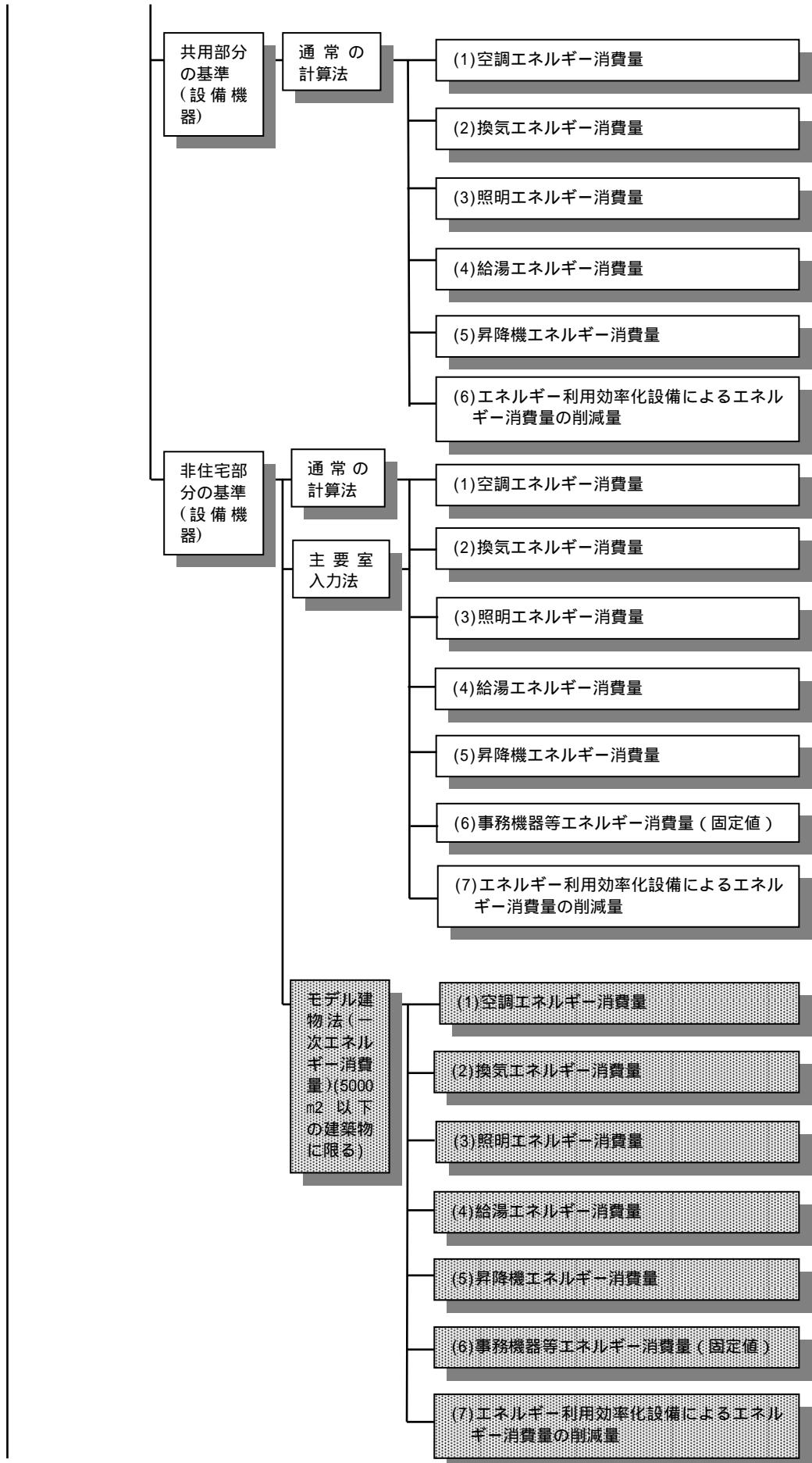
住宅部分を含む複合建築物の場合

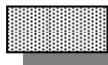
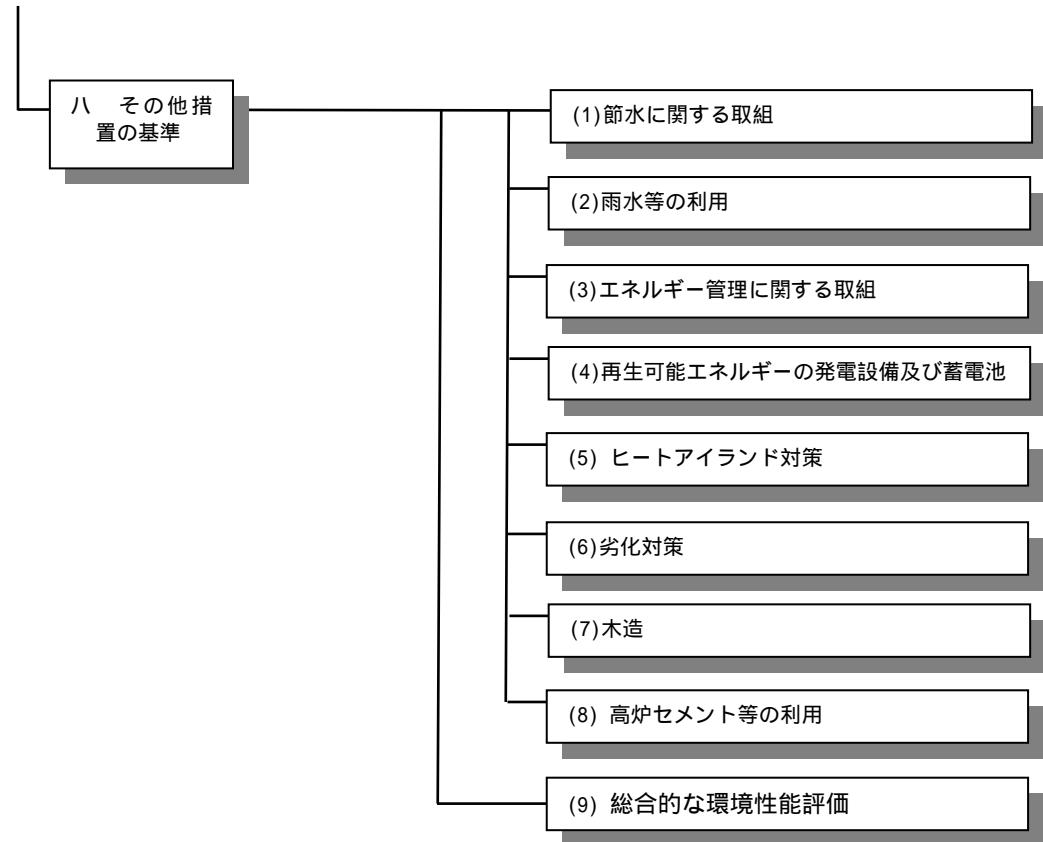


2. 基準の概要

基準の構成





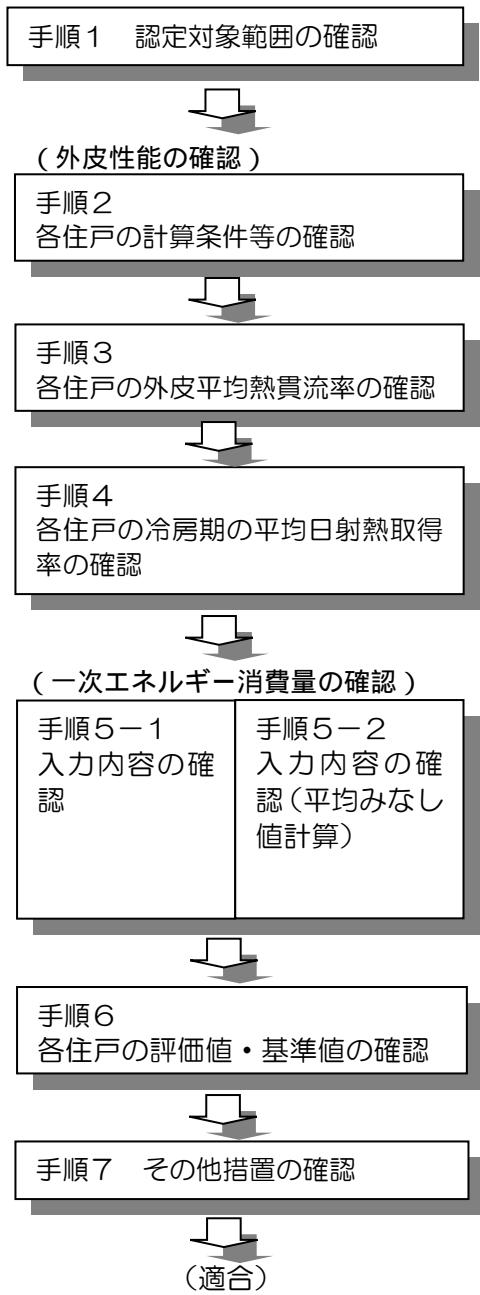


は、低炭素建築物基準適用外。

基準適合判断

3 - 1. 低炭素建築物（住戸のみ、建築物全体（一戸建ての住宅））に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順



チェックシートのリスト

手 順	チェックシート
手順1 判断方法の確認	共通条件 総括
手順2 計算条件等の確認	共通条件
手順3 外皮平均熱貫流率の確認	住戸 I
手順4 冷房期の平均日射熱取得率の確認	住戸 I
手順5-1 入力内容の確認	住戸 I
手順5-2 入力内容の確認(平均みなし値計算)	住戸 I
手順6 各住戸評価値・基準値の確認	住戸 I
手順7 その他の措置の確認	その他 I その他 II その他 III

2. 各手順の解説

(手順1)：認定対象範囲の確認

認定の対象となる範囲が住宅部分のみであるかを確認する。

住戸のみもしくは、建築物全体（一戸建ての住宅）の認定の申請である場合は手順2へ。

チェックシート 共通条件

チェックシート 総括表

住戸のみもしくは、建築物（一戸建ての住宅）ではない建築物全体の認定の場合

共同住宅等（住宅に供する用途のみ）は基準適合判断 へ。

複合建築物（住宅及び非住宅の用途の複合）は基準適合判断 へ。

非住宅（住宅に供する用途が無い）は基準適合判断 へ。

- 外皮性能の確認 -

〔手順2〕：計算条件等の確認

建設地が市街化区域等内に存するか、地域区分等の計算諸条件が申請建築物の内容と適合しているかを確認する。

チェックシート 共通条件

〔手順3〕：外皮平均熱貫流率の確認

計算結果の確認

チェックシート 住戸

イ 当該住戸の外皮平均熱貫流率 U_A の計算結果を確認する。

ロ 適用される外皮平均熱貫流率の基準値を確認する。

ハ 当該住戸の外皮平均熱貫流率 U_A が該当する基準値を下回っているか確認する。

が適切な計算方法で算定されているか確認する。

チェックシート 住戸

イ 各部位の熱貫流率の確認

・断面構成に応じた計算を行っているか、設計施工指針に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という）の値を使用しているかを確認する。

・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。

ロ 各部位の面積の確認

・断熱構造とするべき熱的境界の設定が正しいかを確認する。

・計算内容と図面等の記載が整合していることを確認する。

ハ イ及びロの計算数値を使用した計算内容の確認

イ及びロの数値を使用し、外皮平均熱貫流率 U_A 及び単位温度差当たりの外皮熱損失量 q を正しく計算により求めているかを確認する。

ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。

〔手順4〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認

計算結果の確認

チェックシート 住戸

イ 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 α_A の計算結果を確認する。

- 適用される冷房期の平均日射熱取得率の基準値を確認する。なお、暖房期に関しては基準値が設けられていない。
- ハ 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 A が該当する基準値を下回っているか確認する。
が適切な計算方法で算定されているか確認する。
- イ 各部位の冷房期の日射熱取得率の確認
 ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 ・各部位の冷房期の日射熱取得率の計算が正しいかを確認する。
- 各部位の面積の確認
 ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 ・各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。
- ハ イ及び口の計算数値を使用した計算結果の確認
 イ及び口の計算数値を使用し、冷房期の平均日射熱取得率 A を正しく計算により求めているかを確認する。
- ニ 一次エネルギー消費量算出に用いる、暖冷房の日射熱取得量 m_c 、
 m_h を正しく計算により求めているかを確認する。

チェックシート 住戸

ただし、1 地域から 4 地域において A の基準値は設けられていない。

- 一次エネルギー消費量の確認 -

(手順5-1) : 入力内容の確認

- 当該住戸の基本条件及び使用している設備機器を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と一致することを確認する。
 住宅に係る設備機器性能の確認については性能証明書等で確認するほか、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上にある、低炭素建築物認定制度向け建材等ポータルサイトで確認することもできる。
 (以下住宅について同じ。)

チェックシート 住戸

(手順5-2) : 入力内容の確認 (平均みなし値計算)

平均みなし値を適切に用いた入力となっているか確認する。

- イ 平均みなし値の適用条件に適合していることの確認
 ロ 平均みなし値を用いた当該住戸の基本条件及び使用している設備機器を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器と一致することを確認する。

チェックシート 住戸

(手順6) : 各住戸の基準値・設計値の確認

計算支援プログラム等の出力結果により、各住戸の一次エネルギー消費量の設計値が、各住戸の基準値を下回っていることを確認する。

- その他の措置の確認 -

(手順7)：その他の措置の確認

その他の措置に関し、から の中でいずれか2つに適合するか、若しくは 総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

チェックシート その他

チェックシート その他

チェックシート その他

節水に資する機器を設置

- イ 節水トイレの設置
 - ロ 節水水洗の設置
 - ハ 電気食器洗い機の設置
- 雨水、井戸水又は雑排水利用
- イ 雨水利用
 - ロ 井戸水利用
 - ハ 雜排水利用

H E M S

再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置

ヒートアイランド

- イ 敷地緑化等
 - ロ 敷地の高反射性舗装
 - ハ 屋上緑化等
 - ニ 壁面緑化
- ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置

劣化対策

- イ 劣化対策 等級3

低炭素化に資する材料の利用

- イ 木造住宅若しくは木造建築物
- 高炉セメント等
- イ 高炉セメント
 - ロ フライアッシュセメント
 - ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメント

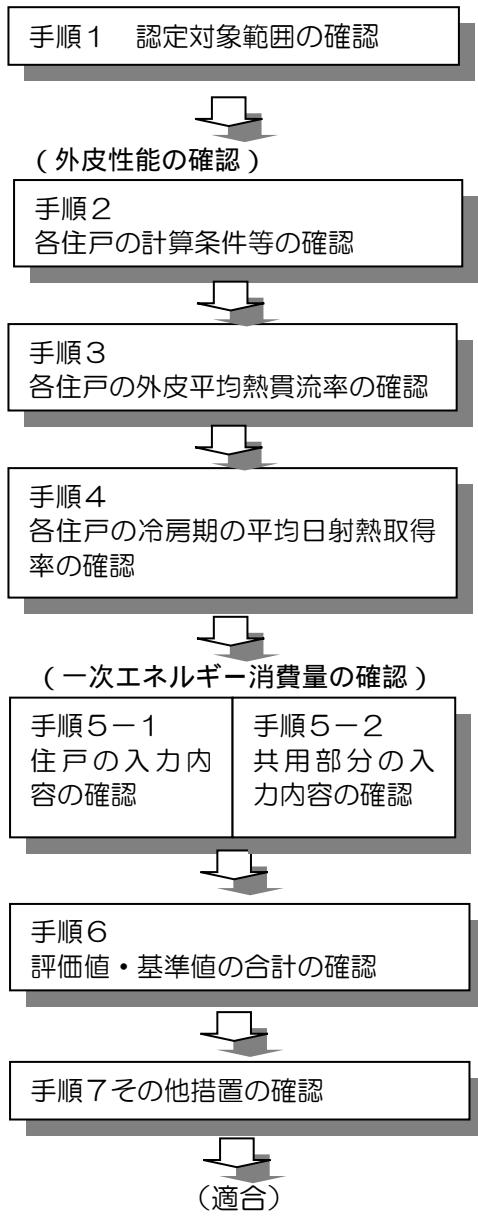
総合的な環境性能評価

- イ C A S B E E 等の所管行政庁が認めたもの

基準適合判断

3 - 2. 低炭素建築物（建築物全体 共同住宅等）に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順



チェックシートリスト

手 順	チェックシート
手順1 判断方法の 確認	共通条件 総括
手順2 計算条件等の確 認	共通条件
手順3 外皮平均熱貫流 率の確認	住戸Ⅱ
手順4 冷房期の平均日 射熱取得率の確 認	住戸Ⅱ
手順5-1 住戸の入力内容 の確認	住戸Ⅱ
手順5-2 共用部分の入力 内容の確認	共用部
手順6 評価値・基準値の 合計の確認	住戸Ⅱ 共用部
手順7 その他の措置の 確認	その他Ⅳ その他Ⅴ その他Ⅵ

2. 各手順の解説

〔手順1〕：認定対象範囲の確認

認定の対象となる範囲が建築物全体(共同住宅等)であるかを確認する。

住戸のみの認定の場合は基準適合判断へ。

住戸のみではなく建築物全体の認定の場合

共同住宅等(住宅に供する用途のみ)の住戸部は手順2へ。

共用部分は、手順5-2へ。

複合建築物(住宅及び非住宅の用途の複合)は基準適合判断へ。

チェックシート 共通条件

チェックシート 総括

非住宅（住宅に供する用途が無い）は基準適合判断へ。

- 外皮性能の確認 -

〔手順2〕：計算条件等の確認

建設地が市街化区域等内に存するか、地域区分等の計算諸条件が申請建築物の内容と適合しているかを確認する。

チェックシート 共通条件

〔手順3〕：外皮平均熱貫流率の確認

計算結果の確認

チェックシート 住戸

- イ 当該住戸の外皮平均熱貫流率 U_A の計算結果を確認する。
- 適用される外皮平均熱貫流率の基準値を確認する。
- ハ 当該住戸の外皮平均熱貫流率 U_A が該当する基準値を下回っているか確認する。
が適切な計算方法で算定されているか確認する。
- イ 各部位の熱貫流率の確認
 - ・断面構成に応じた計算を行っているか、設計施工指針に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という）の値を使用しているかを確認する。
 - ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。
- 各部位の面積の確認
 - ・断熱構造とするべき熱的境界の設定が正しいかを確認する。
 - ・計算内容と図面等の記載が整合していることを確認する。
- ハ イ及び□の計算数値を使用した計算内容の確認
 - イ及び□の数値を使用し、外皮平均熱貫流率 U_A 及び単位温度差当たりの外皮熱損失量 q を正しく計算により求めているかを確認する。

チェックシート 住戸

ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。

〔手順4〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認

計算結果の確認

チェックシート 住戸

- イ 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 A の計算結果を確認する。
- 適用される冷房期の平均日射熱取得率の基準値を確認する。なお、暖房期に関しては基準値が設けられていない。
- ハ 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 A が該当する基準値を下回っているか確認する。

- が適切な計算方法で算定されているか確認する。
- イ 各部位の冷房期の日射熱取得率の確認
- ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・各部位の冷房期の日射熱取得率の計算が正しいかを確認する。
- 各部位の面積の確認
- ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。
- ハ イ及び□の計算数値を使用した計算結果の確認
- イ及び□の計算数値を使用し、冷房期の平均日射熱取得率 A を正しく計算により求めているかを確認する。
- 二 一次エネルギー消費量算出に用いる、暖冷房の日射熱取得量 m_c 、
 m_H を正しく計算により求めているかを確認する。

チェックシート 住戸

ただし、1地域から4地域において A の基準値は設けられていない。

- 一次エネルギー消費量の確認 -

(手順5-1)：住戸の入力内容の確認

当該住戸の基本条件及び使用している設備機器を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 住戸

(手順5-2)：共用部分の入力内容の確認

共用部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 共用部

(手順6)：基準値・設計値の合計の確認

計算結果の確認

- イ 各住戸及び共用部分を別々に算出した計算支援プログラム等の出力表の基準値を合計する。
- 各住戸及び共用部分を別々に算出した計算支援プログラム等の出力表の設計値を合計する。
- ハ 建築物全体の一次エネルギー消費量の設計値が建築物全体の基準値を下回っていることを確認する。

チェックシート 住戸

チェックシート 共用部

- その他の措置の確認 -

(手順7)：その他の措置の確認

他の措置に関し、建築物(共同住宅等)全体に関して、から

チェックシート その他

チェックシート その他

の中でいずれか 2 つに適合するか若しくは、総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

チックシト その他

節水に資する機器を設置

- イ 節水トイレの設置
 - ロ 節水水洗の設置
 - ハ 電気食器洗い機の設置
- 雨水、井戸水又は雑排水利用
- イ 雨水利用
 - ロ 井戸水利用
 - ハ 雜排水利用

H E M S

再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置

ヒートアイランド

- イ 敷地緑化等
 - ロ 敷地の高反射性舗装
 - ハ 屋上緑化等
- ニ 壁面緑化
- ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置

劣化対策

- イ 劣化対策 等級 3

低炭素化に資する材料の利用

- イ 木造住宅若しくは木造建築物
- 高炉セメント等
- イ 高炉セメント
 - ロ フライアッシュセメント
 - ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として
利用したセメント

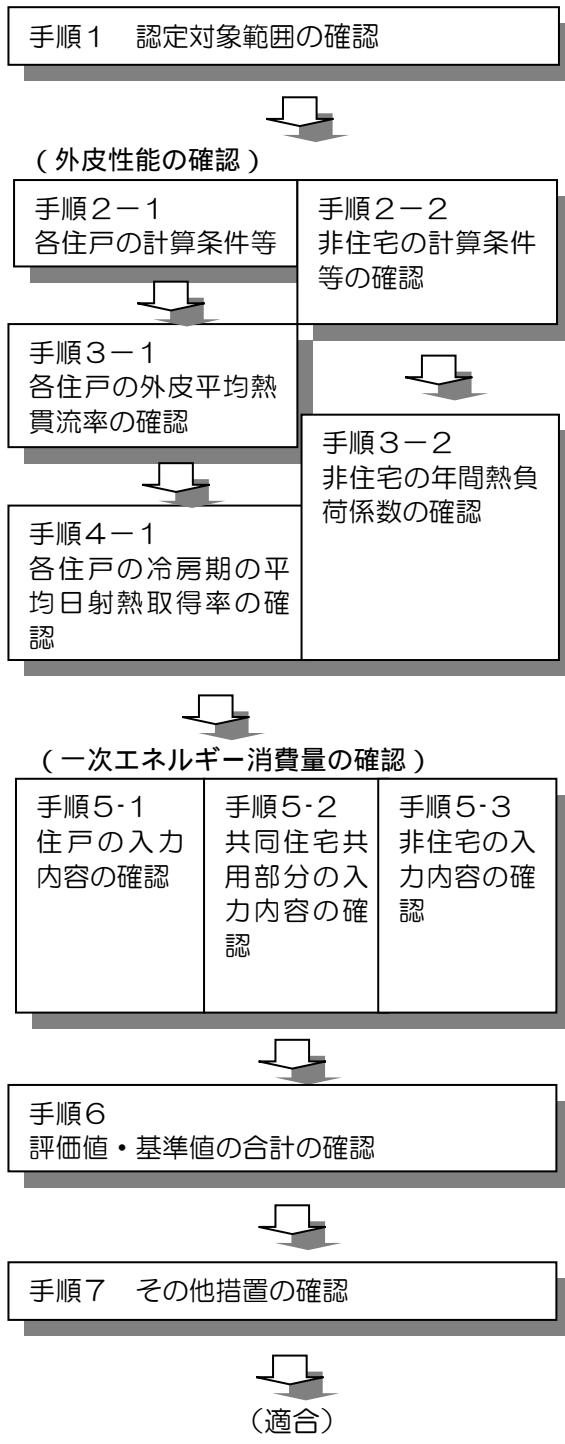
総合的な環境性能評価

- イ C A S B E E 等の所管行政庁が認めたもの

基準適合判断

3 - 3. 低炭素建築物（建築物全体・住宅・非住宅複合）に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順



チェックシートのリスト

手 順	チェックシート
手順1 判断方法の確認	共通条件 総括
手順2-1 各住戸の計算条件等の確認	共通
手順2-2 非住宅の計算条件等の確認	共通
手順3-1 外皮平均熱貫流率の確認	住戸Ⅱ
手順3-2 年間熱負荷係数の確認	非住宅
手順4-1 冷房期の平均日射熱取得率の確認	住戸Ⅱ
手順5-1 住戸の入力内容の確認	住戸Ⅱ
手順5-2 共用部分の入力内容の確認	共用部
手順5-3 非住宅の入力内容の確認	非住宅
手順6 評価値・基準値の合計の確認	住戸Ⅱ 共用部 非住宅
手順7 その他の措置の確認	その他Ⅳ その他Ⅴ その他Ⅵ その他Ⅶ その他Ⅷ その他Ⅸ

2. 各手順の解説

<p><u>(手順1) : 認定対象範囲の確認</u></p> <p>認定の対象となる範囲が建築物全体(住宅・非住宅複合)であるかを確認する。非住宅用途が複数にわたる場合は、用途ごとに手順2-2、手順3-2を検討する(基準値が異なる為)。</p> <p>住戸のみの認定の場合は基準適合判断へ。</p> <p>住戸のみではなく建築物全体の認定の場合</p> <p>共同住宅等(住宅に供する用途のみ)は基準適合判断へ。</p> <p>複合建築物(住宅及び非住宅の用途の複合)で住宅部に関して手順2-1へ。共用部分は、5-2へ。非住宅部に関して手順5-3へ。</p> <p>非住宅(住宅に供する用途が無い)は基準適合判断へ。</p> <p>- 外皮性能の確認(住宅部分) -</p> <p><u>(手順2-1) : 各住戸の計算条件等の確認</u></p> <p>建設地が市街化区域等内に存するか、地域区分等の計算諸条件が申請建築物の内容と適合しているかを確認する。</p> <p><u>(手順3-1) : 各住戸の外皮平均熱貫流率の確認</u></p> <p>計算結果の確認</p> <p>イ 当該住戸の外皮平均熱貫流率 U_A の計算結果を確認する。</p> <p>ロ 適用される外皮平均熱貫流率の基準値を確認する。</p> <p>ハ 当該住戸の外皮平均熱貫流率 U_A が該当する基準値を下回っているか確認する。 が適切な計算方法で算定されているか確認する。</p> <p>イ 各部位の熱貫流率の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断面構成に応じた計算を行っているか、設計施工指針に定める部位別仕様表(以下「部位別仕様表」という)の値を使用しているかを確認する。 ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。 <p>ロ 各部位の面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断熱構造とするべき熱的境界の設定が正しいかを確認する。 ・計算内容と図面等の記載が整合していることを確認する。 <p>ハ イ及びロの計算数値を使用した計算内容の確認</p> <p>イ及びロの数値を使用し、外皮平均熱貫流率 U_A 及び単位温度差当たりの外皮熱損失量 q を正しく計算により求めているかを確認する。</p>	<p>チェックシート 共通条件 チェックシート 総括</p> <p>チェックシート 共通条件</p> <p>チェックシート 住戸</p>
--	--

ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。

(手順4-1)：各住戸の冷房期の平均日射熱取得率の確認

計算結果の確認

- イ 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 A の計算結果を確認する。
□ 適用される冷房期の平均日射熱取得率の基準値を確認する。なお、暖房期に関しては基準値が設けられていない。
- ハ 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 A が該当する基準値を下回っているか確認する。
が適切な計算方法で算定されているか確認する。
- イ 各部位の冷房期の日射熱取得率の確認
・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
・各部位の冷房期の日射熱取得率の計算が正しいかを確認する。
- 各部位の面積の確認
・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
・各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。
- ハ イ及び□の計算数値を使用した計算結果の確認
イ及び□の計算数値を使用し、冷房期の平均日射熱取得率 A を正しく計算により求めているかを確認する。
- 二 一次エネルギー消費量算出に用いる、暖冷房の日射熱取得量 m_c 、 m_h を正しく計算により求めているかを確認する。

チェックシート 住戸

ただし、1地域から4地域において A の基準値は設けられていない。

- 外皮性能の確認（非住宅部分） -

(手順2-2)：非住宅の計算条件等の確認

住宅部分の範囲と非住宅部分の範囲の分類、及び非住宅部分の用途を確認し、非住宅に係る外皮の計算支援プログラム等に入力した計算条件等と一致することを確認する。

チェックシート 共通条件

(手順3-2)：非住宅の年間熱負荷係数の確認

計算結果の確認

PAL*の計算結果と基準値を比較する。
が適切な計算方法で算定されているか確認する。

- イ 各種面積等の計算の確認
・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。

チェックシート 非住宅

□ 各種仕様等の確認

- ・計算に用いた仕様と図面等の仕様が整合していることを確認する。

ハ イ及び□の計算数値を使用し、PAL^{*}を正しく計算により求めているかを確認する。

- 一次エネルギー消費量の確認 -

〔手順5-1〕：住戸の入力内容の確認

当該住戸の基本条件及び使用している設備機器を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 住戸

〔手順5-2〕：共同住宅等の共用部分の入力内容の確認

共用部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 共用部

〔手順5-3〕：非住宅の入力内容の確認

- イ 通常の計算方法若しくは、主要室入力法なのかを確認する。
- 主要室入力法による場合は、用途に応じた主要室がもれなく入力されているかを確認する。
- ハ 当該非住宅で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と、一致することを確認する。

チェックシート 非住宅

〔手順6〕：基準値・設計値の合計の確認

計算結果の確認

- イ 住戸・共用部分・非住宅、別々に算出した、基準値を合計する。
- 建築物全体のエネルギー消費量が建築物全体の基準値を下回っていることを確認する。

チェックシート 住戸

チェックシート 共用部

チェックシート 非住宅

〔手順7〕：その他の措置の確認

他の措置に関し、住宅、非住宅部分のそれぞれについて、からの中でいずれか2つに適合するか若しくは、総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。ただし、～については、住棟単位で基準に適合している場合は住宅、非住宅それぞれ1項目ずつ適合しているものとする。

チェックシート その他

チェックシート その他

チェックシート その他

チェックシート その他

チェックシート その他

チェックシート その他

節水に資する機器を設置

イ 節水トイレの設置

- 節水水洗の設置
- ハ 電気食器洗い機の設置

雨水、井戸水又は雑排水利用

イ 雨水利用

- 井戸水利用
- ハ 雜排水利用

H E M S 及び B E M S

イ H E M S

ロ B E M S

再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置

ヒートアイランド

イ 敷地緑化等

- 敷地の高反射性舗装
- ハ 屋上緑化等

二 壁面緑化

ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置

劣化対策

イ 劣化対策 等級3

低炭素化に資する材料の利用

イ 木造住宅若しくは木造建築物

高炉セメント等

イ 高炉セメント

ロ フライアッシュセメント

ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として
利用したセメント

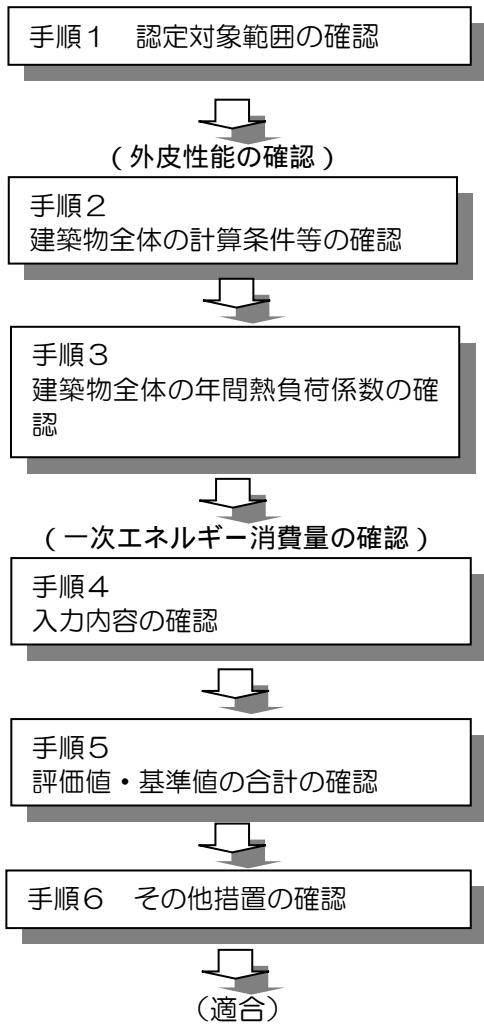
総合的な環境性能評価

イ C A S B E E 等の所管行政庁が認めたもの

基準適合判断

3 - 4. 低炭素建築物（建築物全体 非住宅のみ）に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順



チェックシートのリスト

手 順	チェックシート
手順1 判断方法の 確認	共通条件 総括
手順2 計算条件等の確 認	共通条件
手順3 年間熱負荷係数 の確認	非住宅
手順4 入力内容の確認	非住宅
手順5 評価値・基準値の 合計の確認	非住宅
手順6 その他の措置の 確認	その他VII その他VIII その他IX

2. 各手順の解説

(手順1) : 認定対象範囲の確認

認定の対象となる範囲が建築物全体（非住宅のみ）のみであるかを確認する。非住宅用途が複数にわたる場合は、用途ごとに手順2、手順3を検討する（基準値が異なる為）。

チェックシート 共通条件

チェックシート 総括

(手順2) : 建築物全体の計算条件等の確認

建設地が市街化区域等内に存するか、地域区分等の計算諸条件が申請建築物の内容と適合しているかを確認するとともに、非住宅部分の用途を確認し、非住宅に係る外皮の計算支援プログラム等に入力した計算条件等と一致することを確認する。

チェックシート 共通条件

(手順3)：建築物全体の年間熱負荷係数の確認

計算結果の確認

- PAL*の計算結果と基準値を比較する。
が適切な計算方法で算定されているか確認する。
- イ 各種面積等の計算の確認
 - ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ロ 各種仕様等の確認
 - ・計算に用いた仕様と図面等の仕様が整合していることを確認する。
 - ハ イ及びロの計算数値を使用し、PAL*を正しく計算により求めているかを確認する。

チェックシート 非住宅

- 一次エネルギー消費量の確認 -

(手順4)：入力内容の確認

- イ 通常の計算方法若しくは、主要室入力法なのかを確認する。
- ロ 主要室入力法による場合は、主要室がもれなく入力されているかを確認する。
- ハ 当該非住宅で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と、一致することを確認する。

チェックシート 非住宅

(手順5)：建築物全体の基準値及び設計値の確認

計算結果の確認

- 建築物全体の一次エネルギー消費量が建築物全体の基準値を下回っていることを確認する。

チェックシート 非住宅

(手順6)：その他の措置の確認

その他の措置に関し、からの中でいずれか2つに適合するか若しくは、総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

チェックシート その他

チェックシート その他

チェックシート その他

節水に資する機器を設置

- イ 節水トイレの設置
- ロ 節水水洗の設置
- ハ 電気食器洗い機の設置

雨水、井戸水又は雑排水利用

- イ 雨水利用
- ロ 井戸水利用

八 雜排水利用

B E M S

再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置

ヒートアイランド

イ 敷地緑化等

ロ 敷地の高反射性舗装

ハ 屋上緑化等

ニ 壁面緑化

ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置

低炭素化に資する材料の利用

イ 木造建築物

高炉セメント等

イ 高炉セメント

ロ フライアッシュセメント

ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として
利用したセメント

総合的な環境性能評価

イ C A S B E E 等の所管行政庁が認めたもの

4章 . 認定基準毎のチェックシート

●チェックシート一覧

タイトル		番号
1	総括 チェックシート/総括表	総括
2	共通条件	共通条件
3	住戸（部分） チェックシート/外皮性能・一次エネルギー消費量	住戸Ⅰ
4	住戸（部分） チェックシート/外皮性能・一次エネルギー消費量	住戸Ⅱ
5	共用部 チェックシート/一次エネルギー消費量	共用部
6	非住宅 チェックシート/外皮性能・一次エネルギー消費量	非住宅
7	その他の措置チェックシート/住戸（部分）	その他Ⅰ
8	その他の措置チェックシート/住戸（部分）	その他Ⅱ
9	その他の措置チェックシート/住戸（部分）	その他Ⅲ
10	その他の措置チェックシート/共同住宅等の住棟	その他Ⅳ
11	その他の措置チェックシート/共同住宅等の住棟（部分）	その他Ⅴ
12	その他の措置チェックシート/共同住宅等の住棟（部分）	その他Ⅵ
13	その他の措置チェックシート/非住宅	その他Ⅶ
14	その他の措置チェックシート/非住宅	その他Ⅷ
15	その他の措置チェックシート/非住宅（部分）	その他Ⅸ

1 総括 チェックシート/総括表		総括	
申請の別の確認			
A : 住戸の認定の場合		⇒下記のルートAへ	
B : 建築物全体の認定の場合		⇒下記のルートBへ	
C : 住戸及び建築物全体の認定の場合		⇒下記のルートCへ	
確認項目			
項目	確認項目	適・否	適・否
A : 住戸の認定 の場合	戸建て住宅の 認定の場合	(1)住戸の外皮性能の確認 (2)住戸の一次エネルギー消費量の確認 (3)住戸のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート 住戸 I [□適 □否] ⇒チェックシート 住戸 I [□適 □否] ⇒チェックシート その他 I [□適 □否]
	共同住宅等の 住戸の認定の場合	(1)住戸の外皮性能の確認 (2)住戸の一次エネルギー消費量の確認 (3)住戸のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート 住戸 I [□適 □否] ⇒チェックシート 住戸 I [□適 □否] ⇒チェックシート その他 I [□適 □否]
	住戸部分を含む 複合建築物の 住戸の認定の場合	(1)住戸の外皮性能の確認 (2)住戸の一次エネルギー消費量の確認 (3)住戸のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート 住戸 I [□適 □否] ⇒チェックシート 住戸 I [□適 □否] ⇒チェックシート その他 I [□適 □否]
チェックの結果⇒ [□適 □否]			
項目	確認項目	適・否	適・否
B : 建築物全体の 認定の場合	共同住宅等の 認定の場合	(1)各住戸の外皮性能の確認 (2)各住戸の一次エネルギー消費量合計値の確認 (3)共用部の一次エネルギー消費量合計値の確認 (4)共同住宅等の住棟のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート 住戸 II [□適 □否] ⇒チェックシート 住戸 II [□適 □否] ⇒チェックシート 共用部 [□適 □否] ⇒チェックシート その他IV [□適 □否]
	住戸部分を含む 複合建築物の 認定の場合	(1)各住戸の外皮性能の確認 (2)各住戸の一次エネルギー消費量合計値の確認 (3)共用部の一次エネルギー消費量合計値の確認 (4)非住宅部分のPAL＊及び一次エネルギー消費量合計値の確認 (5)共同住宅等の住棟のその他の措置への適合の確認 (6)非住宅のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート 住戸 II [□適 □否] ⇒チェックシート 住戸 II [□適 □否] ⇒チェックシート 共用部 [□適 □否] ⇒チェックシート 非住宅 [□適 □否] ⇒チェックシート その他IV [□適 □否] ⇒チェックシート その他VII [□適 □否]
	非住宅の 認定の場合	(1)非住宅部分のPAL＊及び一次エネルギー消費量合計値の確認 (2)非住宅のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート 非住宅 [□適 □否] ⇒チェックシート その他VII [□適 □否]
チェックの結果⇒ [□適 □否]			
項目	確認項目	適・否	適・否
C : 住戸及び 建築物全体の 認定の場合	共同住宅等の 認定の場合	(1)住戸の外皮性能の確認 (2)住戸の一次エネルギー消費量の確認 (3)住戸のその他の措置への適合の確認 (4)各住戸の外皮性能の確認 (5)各住戸の一次エネルギー消費量合計値の確認 (6)共用部の一次エネルギー消費量合計値の確認 (7)共同住宅等の住棟のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート 住戸 I [□適 □否] ⇒チェックシート 住戸 I [□適 □否] ⇒チェックシート その他 I [□適 □否] ⇒チェックシート 住戸 II [□適 □否] ⇒チェックシート 住戸 II [□適 □否] ⇒チェックシート 共用部 [□適 □否] ⇒チェックシート その他IV [□適 □否]
	住戸部分を含む 複合建築物の 認定の場合	(1)住戸の外皮性能の確認 (2)住戸の一次エネルギー消費量の確認 (3)住戸のその他の措置への適合の確認 (4)各住戸の外皮性能の確認 (5)各住戸の一次エネルギー消費量合計値の確認 (6)共用部の一次エネルギー消費量合計値の確認 (7)非住宅部分のPAL＊及び一次エネルギー消費量合計値の確認 (8)共同住宅等の住棟のその他の措置への適合の確認 (9)非住宅のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート 住戸 I [□適 □否] ⇒チェックシート 住戸 I [□適 □否] ⇒チェックシート その他 I [□適 □否] ⇒チェックシート 住戸 II [□適 □否] ⇒チェックシート 住戸 II [□適 □否] ⇒チェックシート 共用部 [□適 □否] ⇒チェックシート 非住宅 [□適 □否] ⇒チェックシート その他IV [□適 □否] ⇒チェックシート その他VII [□適 □否]
チェックの結果⇒ [□適 □否]			

2 共通条件

建築物の名称						
建築物の所在地						
建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 (<input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法) <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造(組石造含む。) <input type="checkbox"/> その他					
階数	・地上()階 地下()階					
面積	・敷地面積 () m ² ・建築面積 () m ² ・延べ面積 () m ²					
市街化区域等内外	<input type="checkbox"/> 市街化区域等内					
<input type="checkbox"/> 住戸の認定の場合						
項目	確認項目			適・否		
□一戸建て住宅の認定	躯体の外皮性能	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 7地域	<input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 8地域	[口適 口否]	
		住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造住宅 (<input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法) <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造(組石造含む。)住宅 <input type="checkbox"/> その他			
		□住戸部分を含む複合建築物の認定				
		住戸の認定				
				チェックの結果⇒ [口適 口否]		
<input type="checkbox"/> 非住宅の認定の場合						
項目	確認項目			適・否		
□非住宅の認定	建物の用途	事務所等			[口適 口否]	
		ホテル等	客室部と宴会場部が適切に区分されている			
		病院等	病室部と非病室部が適切に区分されている			
		物品販売業を営む店舗等				
		学校等				
		飲食店等				
		□集合場所等	図書館等			
			体育館等			
			映画館等			
		□工場等				
□外皮計算(PAL*)	方位の設定			[口適 口否]		
	一次エネ計算	・適用計算方法				
		□ 通常の計算方法	□ 主要室入力法			
				チェックの結果⇒ [口適 口否]		

3 住戸（部分）チェックシート/外皮性能・一次エネルギー消費量				住戸 I	
該当する住戸グループ番号 :					
(1)外皮性能の確認					
①外皮平均熱貫流率の確認					
ⅰ.計算結果の確認		<input type="checkbox"/> 設計 $U_A \leq$ 基準 U_A である a.当該住戸の設計外皮平均熱貫流率 b.該当する地域区分の基準外皮平均熱貫流率		設計 $U_A = []$	基準 $U_A = []$
ⅱ.計算方法の確認		<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている			
ⅲ.計算内容の確認		<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認			
		<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の熱貫流率の確認			
<input type="checkbox"/> 住戸の単位温度差あたりの外皮熱損失量の確認				$q = []$	
①のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]					
②冷房期の平均日射熱取得率の確認					
ⅰ.計算結果の確認		<input type="checkbox"/> 設計 $\eta_A \leq$ 基準 η_A である a.当該住戸の冷房期の設計平均日射熱取得率 b.該当する地域区分の基準平均日射熱取得率		設計 $\eta_A = []$	基準 $\eta_A = []$
ⅱ.計算方法の確認		<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている			
ⅲ.計算内容の確認		<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認			
		<input type="checkbox"/> 壁、窓等の部位の面する方位の確認			
<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の冷房期の日射熱取得率の確認					
<input type="checkbox"/> 住戸の単位日射強度あたりの冷房期日射熱取得量の確認				$m_c = []$	
②のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]					
③暖房期日射熱取得量の確認					
ⅰ.計算結果の確認		<input type="checkbox"/> 住戸の単位日射強度あたりの暖房期日射熱取得量の確認		$m_H = []$	
ⅱ.計算方法等の確認		<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている			
ⅲ.計算内容の確認		<input type="checkbox"/> 部位面積及び面する方位が冷房期の平均日射熱取得率と同一であることの確認			
		<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の暖房期の日射熱取得率の確認			
<input type="checkbox"/> 住戸の単位日射強度あたりの暖房期日射熱取得量の確認				$m_H = []$	
③のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]					
④一次エネルギー消費量の確認					
④一次エネルギー消費量の確認					
ⅰ.計算結果の確認		<input type="checkbox"/> $E_T \leq E_{ST}$ である a.当該住戸の設計一次消費エネルギー b.当該住戸の基準一次消費エネルギー		$E_T = []$	$E_{ST} = []$
ⅱ.計算方法等の確認		<input type="checkbox"/> 平均みなし値計算を行っている場合の適用条件等への適合の確認			
<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている					
ⅲ.入力内容の確認		<input type="checkbox"/> 床面積等の基本事項の入力内容の確認			
		<input type="checkbox"/> q、 m_c 及び m_H の入力内容の確認			
<input type="checkbox"/> 設備機器等の入力内容の確認					
④のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]					
①②③④チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]					

4 住戸（部分）チェックシート/外皮性能・一次エネルギー消費量

住戸 II

該当する住戸グループ番号：

(1)外皮性能の確認

①外皮平均熱貫流率の確認

イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> $U_A \leq U$ である				
	a.当該住宅の外皮平均熱貫流率		$U_A = []$		
	b.該当する熱貫流率基準値		$U = []$		
ロ.計算方法の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている				
ハ.計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認				
	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の熱貫流率の確認				
	<input type="checkbox"/> 各住戸の単位温度差あたりの外皮熱損失量の確認	$q = []$			

①のチェック結果⇒ [口適 口否]

②冷房期の平均日射熱取得率の確認

イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> $\eta_A \leq \eta$ である				
	a.当該住宅の冷房期平均日射熱取得率		$\eta_A = []$		
	b.該当する日射熱取得率基準値		$\eta = []$		
ロ.計算方法の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている				
ハ.計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認				
	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の冷房期の日射熱取得率の確認				
	<input type="checkbox"/> 壁、窓等の部位の面する方位の確認				
	<input type="checkbox"/> 各住戸の単位日射強度あたりの冷房期日射熱取得量の確認	$m_C = []$			

②のチェック結果⇒ [口適 口否]

③暖房期日射熱取得量の確認

イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 各住戸の単位日射強度あたりの暖房期日射熱取得量の確認	$m_H = []$			
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている				
ハ.計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 部位面積及び面する方位が冷房期の外皮平均日射熱取得率と同一であることの確認				
	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の暖房期の日射熱取得率の確認				
	<input type="checkbox"/> 各住戸の単位日射強度あたりの暖房期日射熱取得量の確認	$m_H = []$			

③のチェック結果⇒ [口適 口否]

(2)一次エネルギー消費量の確認

④一次エネルギー消費量の確認

イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> $\sum E_T \leq \sum E_{ST}$ である				
	a.当該建築物の設計一次エネルギー消費量の合計		$\sum E_T = []$		
	b.該当する基準一次エネルギー消費量の合計		$\sum E_{ST} = []$		
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている				
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 床面積等の基本事項の入力内容の確認				
	<input type="checkbox"/> q , m_C 及び m_H の入力内容の確認				
	<input type="checkbox"/> 設備機器等の入力内容の確認				

④のチェック結果⇒ [口適 口否]

①②③④チェックの結果⇒ [口適 口否]

5 共用部 チェックシート/一次エネルギー消費量

共用部

該当する戸数／ループ番号：

(1)一次エネルギー消費量の確認					
①一次エネルギー消費量の確認					
1.計算結果の確認		<input type="checkbox"/> $\Sigma E_T \leq \Sigma E_{ST}$ である			
		a.当該共用部の設計一次エネルギー消費量の合計	$\Sigma E_T = []$		
		b.該当する基準一次エネルギー消費量の合計	$\Sigma E_{ST} = []$		
2.計算方法等の確認		<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている			
3.入力内容の確認		<input type="checkbox"/> 床面積等の基本事項の入力内容の確認			
		<input type="checkbox"/> 設備機器等の入力内容の確認			

①チェックの結果⇒ [口適 口否]

6 非住宅 チェックシート/外皮性能・一次エネルギー消費量

非住宅

該当する戸数／ループ番号：

(1)外皮の熱性能の確認					
①外皮の熱性能の確認					
1.計算結果の確認		<input type="checkbox"/> $PAL^* \leq$ 基準値			
		a.年間熱負荷係数	$PAL^* = []$		
		b.基準値	基準値 = []		
2.計算方法等の確認		<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている			
3.計算内容の確認		<input type="checkbox"/> 地域区分、用途区分の確認			
		<input type="checkbox"/> 各ゾーンの床面積、各部位の面積、方位の確認			
		<input type="checkbox"/> 热貫流率、日射侵入率、日よけ補正值の確認			

①のチェック結果⇒ [口適 口否]

(2)一次エネルギー消費量の確認

②一次エネルギー消費量の確認

1.計算結果の確認					
②一次エネルギー消費量の確認					
1.計算結果の確認		<input type="checkbox"/> $\Sigma E_T \leq \Sigma E_{ST}$ である			
		a.当該建築物の設計一次エネルギー消費量の合計	$\Sigma E_T = []$		
		b.該当する基準一次エネルギー消費量の合計	$\Sigma E_{ST} = []$		
2.計算方法等の確認		<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている			
3.入力内容の確認		<input type="checkbox"/> 床面積等の基本事項の入力内容の確認			
		<input type="checkbox"/> 設備機器等の入力内容の確認			

②のチェック結果⇒ [口適 口否]

①②チェックの結果⇒ [口適 口否]

7 その他の措置チェックシート/住戸（部分）					その他 I				
該当する住戸グループ番号：									
判断方法の確認									
A：節水等に係る2つ以上の基準への適合による場合					⇒下記のルートAへ				
B：総合的な環境性能評価に係る1つ以上の基準への適合による場合					⇒下記のルートBへ				
A節水等に係る基準の確認項目									
I.節水に関する取組	<input type="checkbox"/> 節水に資する機器を設置 (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 節水トイレの設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置			⇒チェックシート その他 IIへ				
					⇒チェックシート その他 IIへ				
					⇒チェックシート その他 IIへ				
D.雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水、井戸水又は雑排水利用 (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 雨水利用の有無 <input type="checkbox"/> 井戸水利用の有無 <input type="checkbox"/> 雑排水利用の有無			⇒チェックシート その他 IIへ				
					⇒チェックシート その他 IIへ				
					⇒チェックシート その他 IIへ				
H.エネルギー管理に関する取組					⇒チェックシート その他 IIへ				
C.再生可能エネルギーの発電設備及び蓄電池					⇒チェックシート その他 IIへ				
E.ヒートアイランド対策	<input type="checkbox"/> ヒートアイランド (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 敷地緑化等 <input type="checkbox"/> 敷地の高反射性塗装 <input type="checkbox"/> 屋上緑化等 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率十日射反射面積率十屋根緑化等面積率 $\times 1/2 +$ 壁面緑化面積率 ≥ 10%			⇒チェックシート その他 IIIへ				
					⇒チェックシート その他 IIIへ				
					⇒チェックシート その他 IIIへ				
					⇒チェックシート その他 IIIへ				
					⇒チェックシート その他 IIIへ				
F.劣化対策					⇒チェックシート その他 IIIへ				
G.木造					⇒チェックシート その他 IIIへ				
H.高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント等 (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 高炉セメントの使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメントの使用の有無 <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメントの使用の有無			⇒チェックシート その他 IIIへ				
					⇒チェックシート その他 IIIへ				
					⇒チェックシート その他 IIIへ				
B総合的な環境性能評価の確認項目									
I.総合的な環境性能評価	<input type="checkbox"/> CASBEE等の所管行政が認めたもの				チェックの結果⇒ [□適 □否]				

8 その他の措置チェックシート/住戸（部分）						その他Ⅱ				
該当する住戸グループ番号：										
(1)節水に関する取組の確認										
①節水に資する機器を設置										
イ.節水トイレの設置		<input type="checkbox"/> 住宅内の過半以上の便器がJIS A 5207の節水型大便器である <input type="checkbox"/> 節水I型大便器の場合、フラッシュバルブ式便器に限る <input type="checkbox"/> 「洗浄水量」が6.5リットル以下かつJIS A 5207の「洗浄性能」及び「排出性能」に適合 <input type="checkbox"/> フラッシュバルブ式の大便器のうち、JIS A 5207の「洗浄水量」が8.5リットル以下でかつJIS A 5207に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの								
ロ.節水水洗の設置		<input type="checkbox"/> 住宅内の過半以上の水栓が節水型機器である <input type="checkbox"/> 全ての節水型水栓がエコマーク認定を取得した以下のものもしくは同等以上の性能を有している								
		a.節水コマ内蔵水栓	b.定流量弁内蔵水栓	c.泡沫機能付水栓	d.湯水混合水栓（サーモスタッフ式、シングルレバー式）	e.時間止め水栓	f.定量止め水栓	g.自閉水栓	h.自動水栓（自己発電機構付、AC100Vタイプ）	h.手元一時止水機構付シャワーヘッド組込水栓
ハ.食器用洗浄機の設置		<input type="checkbox"/> ビルトインタイプの電気食器洗い機である								
							①のチェック結果⇒ [□適 □否]			
(2)雨水等の利用										
②雨水、井戸水又は雑排水利用の確認										
イ.雨水利用の有無		<input type="checkbox"/> 雨水の利用が図面上で確認できる <input type="checkbox"/> 貯水容量80リットル以上のタンクを設置している								
ロ.井戸水利用の有無		<input type="checkbox"/> 井戸水の利用が図面上で確認できる								
ハ.雑排水利用の有無		<input type="checkbox"/> 雑排水の利用が図面上で確認できる								
							②のチェック結果⇒ [□適 □否]			
							①②チェックの結果⇒ [□適 □否]			
(3)エネルギー管理に関する取組の確認										
③HEMSの採用の有無										
イ.仕様の確認		<input type="checkbox"/> 以下の条件を満たすHEMSを採用している a.住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、売電量、蓄電量・放電量のいずれかについて、電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が、30分以内である b.住宅内において、電力使用量の計測データを表示することができる c.HEMS機器により測定したデータの保存期間が、次のいずれかである <ul style="list-style-type: none"> • HEMS機器により測定した所定時間単位が1時間以内の場合は、1ヶ月以上 • HEMS機器により測定した所定時間単位が1日以内の場合は、13か月以上 d.ECHONET Liteによる電力使用の調整機能（自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能）を有する								
							③のチェック結果⇒ [□適 □否]			
(4)再生可能エネルギーの発電設備及び蓄電池の確認										
④再生可能エネルギー利用及びそれと連系した定置型蓄電池の設置										
イ.仕様の確認		<input type="checkbox"/> 定置用の蓄電池である <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーとシステムが連系されている								
							④のチェック結果⇒ [□適 □否]			

9 その他の措置チェックシート/住戸（部分）

その他Ⅲ

該当する住戸グループ番号：

(5)ヒートアイランド対策の確認	<input type="checkbox"/> 緑化等面積/敷地面積) *100 ≥ 10 (%) である
⑤敷地緑化等	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認
⑤のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不	
(6)敷地の高反射性塗装	
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> （高反射性（低日射吸収率）舗装面積/敷地面積) *100 ≥ 10 (%) である
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上あると認められた 高反射性（低日射吸収率）舗装材である <input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認
⑥のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不	
(7)屋上緑化	
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> （屋根緑化等面積/屋根面積) *100 ≥ 20 (%) である
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE（戸建て）の計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている a.JPMS27（日本塗料工業会）規格に適合している b.KRK S-001高反射率防水シート規格に適合している c.第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上あると認められている <input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認
⑦のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不	
(8)壁面緑化	
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> （壁面緑化面積/外壁面積) *100 ≥ 10 (%) である
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認
⑧のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不	
(9)緑化等面積率十日射反射面積率十屋根緑化等面積率×1/2十壁面緑化面積率≥10%	
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 緑化等面積率十日射反射面積率十屋根緑化等面積率×1/2十壁面緑化面積率≥10%
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上あると認められた 高反射性（低日射吸収率）舗装材である <input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている a.JPMS27（日本塗料工業会）規格に適合している b.KRK S-001高反射率防水シート規格に適合している c.第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上あると認められている <input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認
⑨のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不	
⑤⑥⑦⑧⑨のチェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不	
(6)劣化対策の確認	
⑩劣化対策の確認	
イ.仕様の確認	<input type="checkbox"/> 住宅性能表示基準において劣化対策等級3を満たしている
⑩のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不	
(7)木造	
⑪木材住宅若しくは木造建築物の確認	
イ.木材住宅若しくは木造建築物の確認	<input type="checkbox"/> 木造住宅・木造建築物である <input type="checkbox"/> 床面積あたり一定量以上の木材を使用している
⑪のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不	
(8)高炉セメント等の利用	
⑫高炉セメント等の利用の確認	
イ.高炉セメント等の利用の確認	<input type="checkbox"/> 高炉セメントが主要構造部に用いられている <input type="checkbox"/> フライアッシュセメントが主要構造部に用いられている <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメントが主要構造部に用いられている
⑫のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不	
①～⑫のチェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不	

10 その他の措置チェックシート/共同住宅等の住棟					その他IV			
該当する戸別ループ番号:								
判断方法の確認								
A: 節水等に係る2つ以上の基準への適合による場合					⇒下記のルートAへ			
B: 総合的な環境性能評価に係る1つ以上の基準への適合による場合					⇒下記のルートBへ			
A. 節水等に係る基準の確認項目								
1. 節水に関する取組	<input type="checkbox"/> 節水に資する機器を設置 (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 節水トイレの設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置			⇒チェックシート その他IIへ			
					⇒チェックシート その他IIへ			
					⇒チェックシート その他IIへ			
2. 雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水、井戸水又は雑排水利用 (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 雨水利用の有無 <input type="checkbox"/> 井戸水利用の有無 <input type="checkbox"/> 雜排水利用の有無			⇒チェックシート その他IIへ			
					⇒チェックシート その他IIへ			
					⇒チェックシート その他IIへ			
3. ハイブリッド管理に関する取組	<input type="checkbox"/> HEMSの採用の有無				⇒チェックシート その他IIへ			
4. 再生可能エネルギーの発電設備及び蓄電池	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置				⇒チェックシート その他IIへ			
5. ヒートアイランド対策	<input type="checkbox"/> ヒートアイランド (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 敷地緑化等 <input type="checkbox"/> 敷地の高反射性塗装 <input type="checkbox"/> 屋上緑化等 <input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率十日射反射面積率十屋根緑化等面積率 $\times 1/2 +$ 壁面緑化面積率 ≥ 10%			⇒チェックシート その他IIIへ			
					⇒チェックシート その他IIIへ			
					⇒チェックシート その他IIIへ			
					⇒チェックシート その他IIIへ			
					⇒チェックシート その他IIIへ			
6. 劣化対策	<input type="checkbox"/> 劣化対策等級3の有無				⇒チェックシート その他IIIへ			
7. 木造	<input type="checkbox"/> 木造住宅若しくは木造建築物				⇒チェックシート その他IIIへ			
8. 高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント等 (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 高炉セメントの使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメントの使用の有無 <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメントの使用の有無			⇒チェックシート その他IIIへ			
					⇒チェックシート その他IIIへ			
					⇒チェックシート その他IIIへ			
B. 総合的な環境性能評価の確認項目								
9. 総合的な環境性能評価	<input type="checkbox"/> CASBEE等の所管行政が認めたもの							
チェックの結果⇒ [□適 □否]								

1.1 その他の措置チェックシート/共同住宅等の住棟(部分)

その他V

該当する戸番号:

(1)節水に関する取組の確認

①節水に資する機器を設置

1.節水トイレの設置	<input type="checkbox"/> 全住戸の過半以上の便器がJIS A 5207の節水型大便器である <input type="checkbox"/> 節水I型大便器の場合、フラッシュバルブ式便器に限る <input type="checkbox"/> 「洗浄水量」が6.5リットル以下かつJIS A 5207の「洗浄性能」及び「排出性能」に適合 <input type="checkbox"/> フラッシュバルブ式の大便器のうち、JIS A 5207の「洗浄水量」が8.5リットル以下でかつJIS A 5207に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの									
2.節水水洗の設置	<input type="checkbox"/> 全住戸の過半以上の水栓が節水型機器である <input type="checkbox"/> 全ての節水型水栓がエコマーク認定を取得した以下のものである <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>a.節水コマ内蔵水栓</td> <td>b.定流量弁内蔵水洗</td> </tr> <tr> <td>c.泡沫機能付水栓</td> <td>d.湯水混合水栓（サーモスタッフ式、シングルレバー式）</td> </tr> <tr> <td>e.時間止め水栓</td> <td>f.定量止め水栓</td> </tr> <tr> <td>g.自閉水栓</td> <td>h.自動水栓（自己発電機構付、AC100Vタイプ）</td> </tr> </table>		a.節水コマ内蔵水栓	b.定流量弁内蔵水洗	c.泡沫機能付水栓	d.湯水混合水栓（サーモスタッフ式、シングルレバー式）	e.時間止め水栓	f.定量止め水栓	g.自閉水栓	h.自動水栓（自己発電機構付、AC100Vタイプ）
a.節水コマ内蔵水栓	b.定流量弁内蔵水洗									
c.泡沫機能付水栓	d.湯水混合水栓（サーモスタッフ式、シングルレバー式）									
e.時間止め水栓	f.定量止め水栓									
g.自閉水栓	h.自動水栓（自己発電機構付、AC100Vタイプ）									
3.食器用洗浄機の設置	<input type="checkbox"/> ビルトインタイプの電気食器洗い機である									

①のチェック結果⇒ [□適 □否]

(2)雨水等の利用

②雨水、井戸水又は雑排水利用の確認

1.雨水利用の有無	<input type="checkbox"/> 雨水の利用が図面上で確認できる <input type="checkbox"/> 貯水容量80リットル以上のタンクを設置している
2.井戸水利用の有無	<input type="checkbox"/> 井戸水の利用が図面上で確認できる
3.雑排水利用の有無	<input type="checkbox"/> 雑排水の利用が図面上で確認できる

②のチェック結果⇒ [□適 □否]

①②のチェックの結果⇒ [□適 □否]

(3)エネルギー管理に関する取組の確認

③HEMSの採用の有無

1.仕様の確認	<input type="checkbox"/> 以下の条件を満たすHEMSを採用している <ul style="list-style-type: none"> a.住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、充電量、蓄電量・放電量のいずれかについて、電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が、30分以内である b.住宅内において、電力使用量の計測データを表示することができる c.HEMS機器により測定したデータの保存期間が、次のいずれかである <ul style="list-style-type: none"> • HEMS機器により測定した所定時間単位が1時間以内の場合は、1ヶ月以上 • HEMS機器により測定した所定時間単位が1日以内の場合は、13ヵ月以上 d.ECHONET Liteによる電力使用的調整機能（自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能）を有する e.総住戸の半数以上においてHEMSを設置している
---------	--

③のチェック結果⇒ [□適 □否]

12 その他の措置チェック/共同住宅等の住棟(部分)

その他VI

該当する住戸グループ番号:

(5)ヒートアイランド対策の確認	<input type="checkbox"/> (緑化等面積/敷地面積) *100 ≥ 10 (%) である
⑤敷地緑化等	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認
⑤のチェック結果⇒ [□適 □否]	
(6)敷地の高反射性塗装	
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> (高反射性(低日射吸収率) 補装面積/敷地面積) *100 ≥ 10 (%) である
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上あると認められた 高反射性(低日射吸収率) 補装材である <input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認
⑥のチェック結果⇒ [□適 □否]	
(7)屋上緑化	
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> (屋根緑化等面積/屋根面積) *100 ≥ 20 (%) である
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている a.JPMS27(日本塗料工業会)規格に適合している b.KRK S-001高反射率防水シート規格に適合している c.第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上あると認められている <input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認
⑦のチェック結果⇒ [□適 □否]	
(8)壁面緑化	
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> (壁面緑化面積/外壁面積) *100 ≥ 10 (%) である
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認
⑧のチェック結果⇒ [□適 □否]	
(9)緑化等面積率十日射反射面積率十屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%	
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 緑化等面積率十日射反射面積率十屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上あると認められた 高反射性(低日射吸収率) 補装材である <input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている a.JPMS27(日本塗料工業会)規格に適合している b.KRK S-001高反射率防水シート規格に適合している c.第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上あると認められている <input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認
⑨のチェック結果⇒ [□適 □否]	
⑤⑥⑦⑧⑨チェックの結果⇒ [□適 □否]	
(6)劣化対策の確認	
⑩劣化対策の確認	
イ.仕様の確認	<input type="checkbox"/> 住宅性能表示基準において劣化対策等級3を満たしている
⑩のチェック結果⇒ [□適 □否]	
(7)木造	
⑪木材等の利用の確認	
イ.木材住宅若しくは木造建築物の確認	<input type="checkbox"/> 木造建築物である <input type="checkbox"/> 床面積あたり一定量以上の木材を使用している
⑪のチェック結果⇒ [□適 □否]	
(8)高炉セメント等の利用	
⑫高炉セメント等の利用の確認	
イ.高炉セメントの利用の確認	<input type="checkbox"/> 高炉セメントが主要構造部に用いられている <input type="checkbox"/> フライアッシュセメントが主要構造部に用いられている <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメントが主要構造部に用いられている
⑫のチェック結果⇒ [□適 □否]	
①～⑫チェックの結果⇒ [□適 □否]	

13 その他の措置チェックシート/非住宅				その他VII			
該当する戸別番号:							
判断方法の確認							
A: 節水等に係る2つ以上の基準への適合による場合				⇒下記のルートAへ			
B: 総合的な環境性能評価に係る基準への適合による場合				⇒下記のルートBへ			
A: 節水等に係る基準の確認項目							
1. 節水に関する取組 (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 節水に資する機器を設置	<input type="checkbox"/> 節水トイレの設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置		<input type="checkbox"/> チェックシート その他VIIIへ <input type="checkbox"/> チェックシート その他VIIIへ			
2. 雨水等の利用 (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 雨水、井戸水又は雑排水利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用の有無 <input type="checkbox"/> 井戸水利用の有無		<input type="checkbox"/> チェックシート その他VIIIへ <input type="checkbox"/> チェックシート その他VIIIへ			
		<input type="checkbox"/> 雜排水利用の有無		<input type="checkbox"/> チェックシート その他VIIIへ			
3. エネルギー管理に関する取組				<input type="checkbox"/> チェックシート その他VIIIへ			
4. 再生可能エネルギーの発電設備及び蓄電池				<input type="checkbox"/> チェックシート その他VIIIへ			
5. ヒートアイランド対策 (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 敷地緑化等			<input type="checkbox"/> チェックシート その他IXへ <input type="checkbox"/> チェックシート その他IXへ			
		<input type="checkbox"/> 敷地の高反射性塗装					
	<input type="checkbox"/> 屋上緑化等			<input type="checkbox"/> チェックシート その他IXへ			
		<input type="checkbox"/> 壁面緑化		<input type="checkbox"/> チェックシート その他IXへ			
	<input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率 × 1 / 2 + 壁面緑化面積率			<input type="checkbox"/> チェックシート その他IXへ			
6. 木造				<input type="checkbox"/> チェックシート その他IXへ			
7. 高炉セメント等の利用 (1つ以上適合)	<input type="checkbox"/> 高炉セメント等	<input type="checkbox"/> 高炉セメントの使用の有無		<input type="checkbox"/> チェックシート その他IXへ			
		<input type="checkbox"/> フライアッシュセメントの使用の有無		<input type="checkbox"/> チェックシート その他IXへ			
		<input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメントの使用の有無		<input type="checkbox"/> チェックシート その他IXへ			
B: 総合的な環境性能評価に係る基準の確認項目							
8. 総合的な環境性能評価	<input type="checkbox"/> CASBEE等の所管行政庁が認めたもの						
チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適]							

14 その他の措置チェックリスト/非住宅（部分）

その他Ⅷ

該当する戸数／ループ番号：

(1)節水に関する取組の確認

①節水に資する機器を設置

1.節水トイレの設置	<input type="checkbox"/> 建築物の過半以上の便器がJIS A 5207の節水型大便器である <input type="checkbox"/> 節水I型大便器の場合、フラッシュバルブ式便器に限る <input type="checkbox"/> 「洗浄水量」が6.5リットル以下かつJIS A 5207の「洗浄性能」及び「排出性能」に適合 <input type="checkbox"/> フラッシュバルブ式の大便器のうち、JIS A 5207の「洗浄水量」が8.5リットル以下でかつJIS A 5207に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの									
2.節水水洗の設置	<input type="checkbox"/> 設置器具総数の過半以上の水栓が節水型機器である <input type="checkbox"/> 全ての節水型水栓がエコマーク認定を取得した以下のものである <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>a.節水コマ内蔵水栓</td> <td>b.定流量弁内蔵水栓</td> </tr> <tr> <td>c.泡沫機能付水栓</td> <td>d.湯水混合水栓（サーモスタッフ式、シングルレバー式）</td> </tr> <tr> <td>e.時間止め水栓</td> <td>f.定量止め水栓</td> </tr> <tr> <td>g.自閉水栓</td> <td>h.自動水栓（自己発電機構付、AC100Vタイプ）</td> </tr> </table>		a.節水コマ内蔵水栓	b.定流量弁内蔵水栓	c.泡沫機能付水栓	d.湯水混合水栓（サーモスタッフ式、シングルレバー式）	e.時間止め水栓	f.定量止め水栓	g.自閉水栓	h.自動水栓（自己発電機構付、AC100Vタイプ）
a.節水コマ内蔵水栓	b.定流量弁内蔵水栓									
c.泡沫機能付水栓	d.湯水混合水栓（サーモスタッフ式、シングルレバー式）									
e.時間止め水栓	f.定量止め水栓									
g.自閉水栓	h.自動水栓（自己発電機構付、AC100Vタイプ）									
3.雨水等の利用										
4.雨水、井戸水又は雑排水利用の確認										

①のチェック結果⇒ [□適 □否]

(2)雨水等の利用

②雨水、井戸水又は雑排水利用の確認

1.雨水利用の有無	<input type="checkbox"/> 雨水の利用が図面上で確認できる <input type="checkbox"/> 貯水容量80リットル以上のタンクを設置している
2.井戸水利用の有無	<input type="checkbox"/> 井戸水の利用が図面上で確認できる
3.雑排水利用の有無	<input type="checkbox"/> 雑排水の利用が図面上で確認できる

②のチェック結果⇒ [□適 □否]

①②のチェックの結果⇒ [□適 □否]

(3)エネルギー管理に関する取組の確認

③BEMSの採用の確認

1.仕様の確認	<input type="checkbox"/> 以下の条件を満たすBEMSを採用している a.建築物全体に加え、空調、照明、動力幹線、電灯幹線のいずれかについて、BEMS機器により電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が、30分以内である b.電力使用量等の計測データを表示することができる c.計測データについて、13か月以上の保存、閲覧ができる d.電気空調のon/off並びに設定変更、及び照明の調光並びにon/off等の制御を行う機能を有する

③のチェック結果⇒ [□適 □否]

(4)再生可能エネルギーの発電設備及び蓄電池の確認

④再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置

1.仕様の確認	<input type="checkbox"/> 定置用の蓄電池が設置されている <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーとシステムが連系されている

④のチェック結果⇒ [□適 □否]

15 その他の措置チェックシート/非住宅(部分)

その他IX

該当する住戸グループ番号:

(5)ヒートアイランド対策の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤敷地緑化等						
1.計算結果の確認	<input type="checkbox"/>	□ (緑化等面積/敷地面積) *100 ≥ 10 (%) である				
2.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/>	□ 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている				
3.適切な計算式を用いている						
4.入力内容の確認	<input type="checkbox"/>	□ 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認				

(5)のチェック結果⇒ [□適 □否]

⑥敷地の高反射性塗装

1.計算結果の確認	<input type="checkbox"/>	□ (高反射性(低日射吸収率) 製装面積/敷地面積) *100 ≥ 10 (%) である				
2.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/>	□ 適切な計算式を用いている				
3.入力内容の確認	<input type="checkbox"/>	□ 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められた高反射性(低日射吸収率) 製装材である				
		□ 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認				

(6)のチェック結果⇒ [□適 □否]

⑦屋上緑化等

1.計算結果の確認	<input type="checkbox"/>	□ (屋根緑化等面積/屋根面積) *100 ≥ 20 (%) である				
2.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/>	□ 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている				
3.適切な計算式を用いている						
4.入力内容の確認	<input type="checkbox"/>	□ 以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている a.JPMS27(日本塗料工業会)規格に適合している b.KRK S-001高反射率防水シート規格に適合している c.第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められている				
		□ 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認				

(7)のチェック結果⇒ [□適 □否]

⑧壁面緑化

1.計算結果の確認	<input type="checkbox"/>	□ (壁面緑化面積/外壁面積) *100 ≥ 10 (%) である				
2.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/>	□ 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている				
3.適切な計算式を用いている						
4.入力内容の確認	<input type="checkbox"/>	□ 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認				

(8)のチェック結果⇒ [□適 □否]

⑨緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%

1.計算結果の確認	<input type="checkbox"/>	□ 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%				
2.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/>	□ 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている				
3.適切な計算式を用いている						
4.入力内容の確認	<input type="checkbox"/>	□ 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められた 高反射性(低日射吸収率) 製装材である □ 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認 □ 以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている a.JPMS27(日本塗料工業会)規格に適合している b.KRK S-001高反射率防水シート規格に適合している c.第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められている □ 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認				

(9)のチェック結果⇒ [□適 □否]

(5)(6)(7)(8)(9)チェックの結果⇒ [□適 □否]

(6)木造

⑩木材等の利用の確認

1.木材住宅若しくは木造建築物の確認	<input type="checkbox"/>	□ 木造建築物である				
	<input type="checkbox"/>	□ 床面積あたり一定量以上の木材を使用している				

(7)高炉セメント等の利用

⑪高炉セメント等の利用の確認

1.高炉セメントの利用の確認	<input type="checkbox"/>	□ 高炉セメントが主要構造部に用いられている				
	<input type="checkbox"/>	□ フライアッシュセメントが主要構造部に用いられている				
	<input type="checkbox"/>	□ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメントが主要構造部に用いられている				

(11)のチェック結果⇒ [□適 □否]

①～⑪チェックの結果⇒ [□適 □否]

5 章 . 參考資料

5. 規則様式・参考様式

(1) 設計内容説明書(参考様式1)

住戸用

住戸番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目	設計内容説明欄				設計内容確認欄					
		項目	設計内容								
1. 軀体の外皮性能等に係る基本事項	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	1 地域 4 地域 7 地域	2 地域 5 地域 8 地域	3 地域 6 地域	計算書 仕上表 建具表 矩計図					
		住宅の構造	木造住宅(軸組構法 枠組工法) 鉄骨造住宅 鉄筋コンクリート造(組石造含む。)住宅 その他								
	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率(UA)()【W/m ² K】 単位温度差あたりの外皮熱損失量(q)()【W/K】									
	外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率の計算値()【-】 単位日射強度あたりの冷房期の日射熱取得量(m _c)()【-】 単位日射強度あたりの暖房期の日射熱取得量(m _H)()【-】									
		面積等									
		床面積の合計()m ² 主たる居室の面積()m ² その他の居室の面積()m ²									
2. 一次エネルギー消費量	一次エネルギーに係る基本事項	年間日射地域区分	太陽光発電又は太陽給湯設備を採用			平面図 立面図 矩計図 計算書					
		自然風利用	自然風を利用 主たる居室()回/h以上 その他居室()回/h以上								
		蓄熱利用	蓄熱の利用								
		設備機器に係る概要	暖房方式()								
	暖房方式	冷房方式()	()								
		換気設備方式()	()								
		給湯設備	給湯熱源機() 配管方式 先分岐方式 ヘッダー方式 水栓 節湯水栓等を使用 浴槽 高断熱浴槽を使用 太陽熱給湯 太陽熱給湯を使用								
	照明設備	主たる居室()	()								
		その他居室()	()								
		非居室()	()								

		太陽光発電の使用について	() kW	仕上表 建具表 矩計図	
		コーディネーションの使用について	()	仕上表 建具表 矩計図	
3.その他 基準	第1 (2項目 適合)	節水措置	節水便器の設置 節水水洗の設置 電気食器洗い機の設置	仕上表 平面図	
		雨水等の利用	雨水利用 井戸水利用 雑排水利用		
		一次エネ削減	H E M S の採用		
		蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド 対策	敷地緑化等 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
			敷地の高反射性塗装 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
			屋上緑化等 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
			壁面緑化等 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 緑化等面積率 + 日射反射面積率 + 屋根緑化等面積率 × 1/2 + 壁面緑化面積率 10%		
		劣化軽減	劣化対策等級3以上		
		木造住宅・建築物	木造住宅		
		高炉セメント等の利用	高炉セメント使用の有無 フライアッシュセメント 高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		
	第2 (1項目 適合)	所管行政庁の認めるもの	()		

設計内容説明書（参考様式 1）

共同住宅共用部用

認定事項	確認 項目	設計 内 容 説 明 欄			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン		様式 2-1	
		外壁構成		様式 2-2	
		窓仕様		様式 2-3	
		外皮仕様		様式 2-4	
		熱源入力		様式 2-5	
		二次ポンプ		様式 2-6	
		空調機		様式 2-7	
	換気	換気対象室		様式 3-1	
		給排気送風機		様式 3-2	
		換気代替空調機		様式 3-3	
	給湯	給湯対象室		様式 4-1	
		給湯機器		様式 4-2	
	照明	照明		様式 5	
	昇降機	昇降機		様式 6	
	エネルギー利用効率化設備	太陽光発電等		様式	

設計内容説明書（参考様式 1）

非住宅用

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目	設計内容説明欄			設計内容確認欄
		項目	設計内容		
1. 車体の外皮性等に係る基		地域区分	1 地域 4 地域 7 地域	2 地域 5 地域 8 地域	3 地域 6 地域
		建築物の構造	木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他	軸組構法 枠組工法	
		階数	・地上()階、地下()階		
		面積	・敷地面積 () m ² ・建築面積 () m ² ・延べ面積 () m ²		
		年間熱負荷係数	() MJ / (m ² · 年)		PAL * 計算表
			ホテル等		
			病院等		
			物品店舗等		
			事務所等		
			学校等		
2. 一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン			様式 2-1
		外壁構成			様式 2-2
		窓仕様			様式 2-3
		外皮仕様			様式 2-4
		熱源入力			様式 2-5
		二次ポンプ			様式 2-6
		空調機			様式 2-7
	換気	換気対象室			様式 3-1
		給排気送風機			様式 3-2
		換気代替空調機			様式 3-3
	給湯	給湯対象室			様式 4-1
		給湯機器			様式 4-2
	照明	照明			様式 5
	昇降機	昇降機			様式 6
	エネルギー利用効率化設備	太陽光発電等			様式
3. その他基準	第1 (2 項目 適合)	節水措置	節水便器の設置 節水水洗の設置 電気食器洗い機の設置	仕上表 平面図	

	雨水等の利用	雨水利用 井戸水利用 雑排水利用	
	一次エネ削減	BEMSの採用	
	蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用	
	ヒートアイランド対策	敷地緑化等 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上	
	ヒートアイランド対策 木造住宅・建築物	敷地の高反射性塗装 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上 屋上緑化等 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上 壁面緑化等 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 緑化等面積率 + 日射反射面積率 + 屋根緑化等面積率 × 1/2 + 壁面緑化面積率 10% 木造建築物	
	高炉セメント等の利用	高炉セメント使用の有無 フライアッシュセメント 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用	
第2 (1項目 適合)	所管行政庁の認めるもの	()	

様式 1. (共通条件) 室仕様入力シート

① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途 (選択)	③ 室面積 [m ²]	④ 階高 [m]	⑤ 天井高 [m]	⑥ 空調計算対象室 (選択)	⑥ 換気計算対象室 (選択)	⑥ 照明計算対象室 (選択)	⑥ 給湯計算対象室 (選択)	⑦ 備考
B1F	中央監視室	事務所等	中央監視室	85.00	5.5	4.8	■		■	■	
B1F	清掃員控室	事務所等	更衣室又は倉庫	22.40	5.5	2.6	■		■	■	
B1F	書庫	事務所等	更衣室又は倉庫	22.10	5.5	2.6	■	■	■		
B1F	更衣室	事務所等	更衣室又は倉庫	12.00	5.5	2.6	■	■	■		
B1F	受水槽室	事務所等	機械室	91.20	5.5	5.5		■	■		
B1F	機械室	事務所等	機械室	238.50	5.5	5.5		■	■		
B1F	発電機室	事務所等	電気室	70.20	5.5	5.5		■	■		
B1F	電気室	事務所等	電気室	79.80	5.5	5.5		■	■		
B1F	MDF室	事務所等	電気室	21.80	5.5	5.5		■	■		
B1F	廊下	事務所等	廊下	80.90	5.5	2.4			■		
B1F	階段室N	事務所等	廊下	22.40	5.5	5.5			■		
B1F	乗降ロビー	事務所等	ロビー	11.20	5.5	2.4			■		
B1F	DS	事務所等	機械室	7.00	5.5	5.5			■		
B1F	PS1	事務所等	機械室	3.40	5.5	5.5			■		
B1F	倉庫1	事務所等	更衣室又は倉庫	16.20	5.5	5.5		■	■		
B1F	倉庫2	事務所等	更衣室又は倉庫	45.20	5.5	5.5		■	■		
B1F	PS2	事務所等	機械室	3.40	5.5	5.5			■		
B1F	便所	事務所等	便所	7.80	5.5	2.4		■	■		
B1F	湯沸コナー	事務所等	湯沸室等	7.70	5.5	2.4		■	■		
B1F	シャワー室	事務所等	湯沸室等	8.40	5.5	2.4		■	■		
B1F	消火ポンプ室	事務所等	機械室	15.00	5.5	5.5		■	■		
B1F	倉庫3	事務所等	更衣室又は倉庫	9.40	5.5	5.5		■	■		
B1F	階段室S	事務所等	廊下	22.40	5.5	5.5			■		

様式 2-1. (空調) 空調ゾーン入力シート

① 階 (転記)	① 室名 (転記)	室の仕様			空調ゾーン		空調機群名称		⑤ 備考	
		① 建物用途 (転記)	① 室用途 (転記)	① 室面積 [m ²] (転記)	① 階高 [m] (転記)	① 天井高 [m] (転記)	② 階	② 空調ゾーン名 (転記)	③ 室負荷処理 (転記)	
B1F	中央監視室	事務所等	中央監視室	85.00	5.5	4.8	B1F	中央監視室	EPCI	EPCI
B1F	清掃員控室	事務所等	更衣室又は倉庫	22.40	5.5	2.6	B1F	清掃員控室	FCU6-SE	FCU6-SE
B1F	書庫	事務所等	更衣室又は倉庫	22.10	5.5	2.6	B1F	書庫	FCU6-SH	FCU6-SH
B1F	更衣室	事務所等	更衣室又は倉庫	12.00	5.5	2.6	B1F	更衣室	FCU4-KO	FCU4-KO
1F	事務室	事務所等	事務室	605.20	4.0	2.6	1F	事務室	AC1F	AC1F
1F	警備員室	事務所等	中央監視室	17.80	4.0	2.6	1F	警備員室	EPKI	EPKI
1F	エントランスホール	事務所等	ロビー	201.60	8.0	6.4	1F	エントランスホール	ACEN	ACEN
1F	EVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.0	2.4	1F	EVホール	FCU8-1F	FCU8-1F
2F	会議室	事務所等	会議室	623.00	4.0	2.6	2F	会議室	AC2F	AC2F
2F	EVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.0	2.4	2F	EVホール	FCU8-2F	FCU8-2F
3F	事務室	事務所等	事務室	623.00	4.0	2.6	3F	事務室	AC3F	AC3F
3F	EVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.0	2.4	3F	EVホール	FCU8-3F	FCU8-3F
4F	事務室	事務所等	事務室	623.00	4.0	2.6	4F	事務室	AC4F	AC4F
4F	EVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.0	2.4	4F	EVホール	FCU8-4F	FCU8-4F
5F	事務室	事務所等	事務室	623.00	4.0	2.6	5F	事務室	AC5F	AC5F
5F	EVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.0	2.4	5F	EVホール	FCU8-5F	FCU8-5F
6F	事務室	事務所等	事務室	623.00	4.0	2.6	6F	事務室	AC6F	AC6F
6F	EVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.0	2.4	6F	EVホール	FCU8-6F	FCU8-6F
7F	事務室	事務所等	事務室	623.00	4.0	2.6	7F	事務室	AC7F	AC7F
7F	EVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.0	2.4	7F	EVホール	FCU8-7F	FCU8-7F
8F	事務室	事務所等	事務室	495.10	4.0	2.6	8F	事務室	AC8F	AC8F
8F	セミナールーム	事務所等	会議室	127.90	4.0	2.6	8F	セミナールーム	AC8F	AC8F
8F	EVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.0	2.4	8F	EVホール	FCU8-8F	FCU8-8F
9F	食堂	事務所等	社員食堂	520.40	4.0	2.6	9F	食堂	ACRS	ACRS
9F	EVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.0	2.4	9F	EVホール	FCU8-9F	FCU8-9F

様式 2-2. (空調) 外壁構成入力シート

※ 建材名称は室内側から記入

① 外壁名称	② 壁の種類 (選択)	③ 熱貫流率 [W/m ² K]	④ 建材番号 (選択)	⑤ 建材名称 (選択)	⑥ 厚み [mm]	⑦ 備考
OW1	外壁			室内側		
			62	せっこうボード	8	
			302	非密閉空気層		
			181	押出法ポリスチレンフォーム 保温板 1種	25	
			41	コンクリート	150	普通コンクリート
			47	セメント・モルタル	25	
			67	タイル	10	
				室外側		
SBW1	接地壁			室内側		
			101	ビニル系床材	3	
			47	セメント・モルタル	27	
			41	コンクリート	150	普通コンクリート
				室外側		
OR1	外壁			室内側		
			70	ロックウール化粧吸音板	12	
			62	せっこうボード	10	
			302	非密閉空気層		
			41	コンクリート	150	普通コンクリート
			47	セメント・モルタル	15	
			102	FRP	5	
			47	セメント・モルタル	15	
			181	押出法ポリスチレンフォーム 保温板 1種	50	
			41	コンクリート	60	普通コンクリート
				室外側		
				室内側		
				室外側		
				室内側		
				室外側		

様式 2-3. (空調) 窓仕様入力シート

様式 2-4. (空調) 外皮仕様入力シート

① 階 (転記)	① 空調ゾーン名 (転記)	外皮構成							
		② 方位 (選択)	③ 日除け効果係 数(冷房) [-]	③ 日除け効果係 数(暖房) [-]	壁		窓		
					④ 外壁名称 (転記)	⑤ 外皮面積 (窓含) [m ²]	⑥ 窓名称 (転記)	⑦ 窓面積 [m ²]	
B1F	中央監視室	東			OW1	37.40	WNDW1	11.20	有
		地中			SBW1	68.80			
B1F	清掃員控室	地中			SBW1	23.70			
B1F	書庫	地中			SBW1	18.20			
B1F	更衣室	地中			SBW1	12.10			
1F	事務室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	46.40	WNDW1	13.90	有
1F	警備員室	南			OW1	21.60	WNDW1	6.50	有
1F	エントランスホール	北			OW1	72.00	WNDW1	21.60	有
		南			OW1	72.00	WNDW1	21.60	有
		西			OW1	179.20	WNDW1	53.80	有
2F	会議室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
3F	事務室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
3F	EVホール	西			OW1	44.00	WNDW1	13.20	有
4F	事務室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
4F	EVホール	西			OW1	44.00	WNDW1	16.40	有
5F	事務室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有

様式 2-5. (空調) 熱源入力シート

様式 2-6. (空調)二次ポンプ入力シート

様式 2-7. (空調)空調機入力シート

空調機群名称	台数	空調機タイプ	①	②	③	④	⑤	⑥	送風機定格消費電力	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	全熱交換器	⑯	⑰	⑱	⑲	二次ボンブ群名称	熱源群名称	㉑	
																		⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	
																			下地盤取扱口						温熱	温熱、 冷熱、 温熱、 備考
																			車両G運搬車両						(機器表の記号 系統名等)	
AC1F	1	空調機	7260	7260	13100	11000			110	定風量制御			有	無		3050	60	無	0.06	PC1	PH1	AHP	AHP			
AC2F	1	空調機	11080	11080	20000	15000			150	定風量制御			有	無		7500	60	無	0.06	PC1	PH1	AHP	AHP			
AC3F	1	空調機	7480	7480	13450	11000			110	定風量制御			有	無		3100	60	無	0.06	PC1	PH1	AHP	AHP			
AC4F	1	空調機	7480	7480	13450	11000			110	定風量制御			有	無		3100	60	無	0.06	PC1	PH1	AHP	AHP			
AC5F	1	空調機	7480	7480	13450	11000			110	定風量制御			有	無		3100	60	無	0.06	PC1	PH1	AHP	AHP			
AC6F	1	空調機	7480	7480	13450	11000			110	定風量制御			有	無		3100	60	無	0.06	PC1	PH1	AHP	AHP			
AC7F	1	空調機	7480	7480	13450	11000			110	定風量制御			有	無		3100	60	無	0.06	PC1	PH1	AHP	AHP			
AC8F	1	空調機	8220	8220	14800	11000			110	定風量制御			有	無		4000	60	無	0.06	PC1	PH1	AHP	AHP			
ACEN	1	空調機	1730	1730	3100	2200			030	定風量制御			有	無		500	60	無	0.02	PC1	PH1	AHP	AHP			
ACRS	1	空調機	11760	11760	21200	15000			220	定風量制御			有	無		7800	60	無	0.05	PC1	PH1	AHP	AHP			
FCU4-KO	1	FCU	170	140	250	003				定風量制御			有	無						PC1	PH1	AHP	AHP			
	1	全熱交ユニット			100				0.03	0.03	定風量制御		有	無		50	60	無								
FCU6-SE	1	FCU	250	210	350	0.06				定風量制御			有	無						PC1	PH1	AHP	AHP			
	1	全熱交ユニット			100				0.03	0.03	定風量制御		有	無		100	60	無								

様式 3-1. (換気)換気対象室入力シート

① 階 (転記)	① 室名 (転記)	① 建物用途 (転記)	① 室用途 (転記)	① 室面積 [m ²] (転記)	② 換気種類 (給気/排気/循環/空調) (選択)	③ 換気機器名称 (転記)
B1F	書庫	事務所等	更衣室又は倉庫	22.10	排気	FE-1
B1F	更衣室	事務所等	更衣室又は倉庫	12.00	排気	FE-2
B1F	受水槽室	事務所等	機械室	91.20	給気	FS-1
					排気	FE-3
B1F	機械室	事務所等	機械室	238.50	給気	FS-2
					排気	FE-4
B1F	発電機室	事務所等	電気室	70.20	給気	FS-3
					排気	FE-5
B1F	電気室	事務所等	電気室	79.80	給気	FS-4
					排気	FE-6
B1F	MDF室	事務所等	電気室	21.80	給気	FS-5
					排気	FE-7
B1F	倉庫1	事務所等	更衣室又は倉庫	16.20	排気	FE-8
B1F	倉庫2	事務所等	更衣室又は倉庫	45.20	排気	FE-9
B1F	便所	事務所等	便所	7.80	排気	FE-10
B1F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.70	排気	FE-11
B1F	シャワー室	事務所等	湯沸室等	8.40	排気	FE-12
B1F	消火ポンプ室	事務所等	機械室	15.00	給気	FS-6
					排気	FE-13
B1F	倉庫3	事務所等	更衣室又は倉庫	9.40	排気	FE-14
1F	多目的便所	事務所等	便所	4.00	排気	FE-15
1F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.00	排気	FE-16
1F	倉庫2	事務所等	更衣室又は倉庫	6.60	排気	FE-17
1F	男子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-18
1F	女子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-19
2F	多目的便所	事務所等	便所	4.00	排気	FE-20
2F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.00	排気	FE-21
2F	倉庫2	事務所等	更衣室又は倉庫	6.60	排気	FE-22
2F	男子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-23
2F	女子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-24
3F	多目的便所	事務所等	便所	4.00	排気	FE-25
3F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.00	排気	FE-26
3F	倉庫2	事務所等	更衣室又は倉庫	6.60	排気	FE-27
3F	男子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-28
3F	女子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-29
4F	多目的便所	事務所等	便所	4.00	排気	FE-30

様式 3-2. (換気)給排気送風機入力シート

① 換気機器名称	② 定格風量 [m ³ /h]	③ 電動機定格消費電力 [kW]	制御による補正		
			④ 高効率電動機の有無 (選択)	⑤ インバータの有無 (選択)	⑥ 送風量制御 (選択)
FE-1	300	0.07			
FE-2	150	0.04			
FS-1	1200	0.30			
FE-3	1200	0.30			
FS-2	3200	0.75			
FE-4	3200	0.75			
FS-3	1900	0.55			
FE-5	1900	0.55			
FS-4	2200	0.55			
FE-6	2200	0.55			
FS-5	600	0.20			
FE-7	600	0.20			
FE-8	200	0.05			
FE-9	600	0.20			
FE-10	300	0.08			
FE-11	100	0.03			
FE-12	100	0.03			
FS-6	200	0.05			
FE-13	200	0.05			
FE-14	150	0.03			
FE-15	150	0.04			
FE-16	100	0.03			
FE-17	100	0.03			
FE-18	650	0.20			
FE-19	650	0.20			
FE-20	150	0.04			
FE-21	100	0.03			
FE-22	100	0.03			
FE-23	650	0.20			
FE-24	650	0.20			
FE-25	150	0.04			
FE-26	100	0.03			
FE-27	100	0.03			
FE-28	650	0.20			
FE-29	650	0.20			
FE-30	150	0.04			
FE-31	100	0.03			

様式 3-3. (換気)換気代替空調機入力シート

様式 4. (照明) 照明入力シート

階	室名	建物用途	室用途	室面積 [m ²]	(転記) (訳記)	(転記) (訳記)	室指数 ②	③	④	⑤	計画照明器具仕様			制御による補正				
											高さ 天井高 [m]	高さ 壁面 [m]	高さ 天井高 [m]	機器名稱 照明器具型式 (照度等)	定格消費電力 [W/台]	台数 初期照度補正制御 在室検知制御 タームスケジュール制御	①	②
B1F	中央監視室	事務所等	中央監視室	85.00	5.5	4.8	6.8	12.5			埋込下面ルーバ			95	12			
B1F	清掃員控室	事務所等	更衣室又は倉庫	22.40	5.5	2.6	5.2	4.3			直付富士型			48	3			
B1F	書庫	事務所等	更衣室又は倉庫	22.10	5.5	2.6	3.3	6.7			直付富士型			48	3			
B1F	更衣室	事務所等	更衣室又は倉庫	12.00	5.5	2.6			0.85		直付富士型			48	2			
B1F	受水槽室	事務所等	機械室	91.20	5.5	5.5	9.4	9.7			直付富士型			48	9			
B1F	機械室	事務所等	機械室	238.30	5.5	5.5			0.92		直付富士型			48	24			
B1F	発電機室	事務所等	電気室	70.20	5.5	5.5	12.1	5.8			直付富士型			48	7			
B1F	電気室	事務所等	電気室	78.80	5.5	5.5	8.4	9.5			直付富士型			48	8			
B1F	MDF室	事務所等	電気室	21.80	5.5	5.5	2.6	8.4			直付富士型			48	2			
B1F	廊下	事務所等	廊下	80.90	5.5	2.4			0.75		タウンド			48	13			
B1F	階段室N	事務所等	廊下	22.40	5.5	5.5	3.2	7.0			直付富士型			48	4			
B1F	美縫口D	事務所等	ロビー	11.20	5.5	2.4	2.6	4.3			タウンド			48	3			
B1F	DS	事務所等	機械室	7.00	5.5	5.5	1.0	7.0			直付富士型			48	1			
B1F	PS1	事務所等	機械室	3.40	5.5	5.5	1.2	2.8			直付富士型			22	1			
B1F	倉庫1	事務所等	更衣室又は倉庫	16.20	5.5	5.5	2.8	5.8			直付富士型			48	2			
B1F	倉庫2	事務所等	更衣室又は倉庫	45.20	5.5	5.5			0.40		直付富士型			48	6			
B1F	PS2	事務所等	機械室	3.40	5.5	5.5	1.2	2.8			直付富士型			22	1			
B1F	便所	事務所等	便所	7.80	5.5	2.4	2.8	2.8			直付富士型			48	2			
B1F	湯沸コナー	事務所等	湯沸室等	7.70	5.5	2.4	2.4	3.2			直付富士型			48	1			
B1F	シャワー室	事務所等	湯沸室等	8.40	5.5	2.4	3.0	2.8			タウンド			48	1			
B1F	消火ポンプ室	事務所等	機械室	15.00	5.5	5.5	3.6	4.4			直付富士型			48	2			
B1F	倉庫3	事務所等	更衣室又は倉庫	9.40	5.5	5.5	2.6	3.6			直付富士型			48	1			

様式 5-1. (給湯)給湯対象室入力シート

① 階 (転記)	① 室名 (転記)	① 建物用途 (転記)	① 室用途 (転記)	① 室面積 [m ²] (転記)	② 給湯箇所 (給湯栓設置箇所)	③ 給湯器具 (選択)	④ 給湯機器名称 (転記)
B1F	中央監視室	事務所等	中央監視室	85.00	B1F 湯沸コ一ナ一 B1F シャワー室	無 無	EH3-B1F EH4-B1F
B1F	清掃員控室	事務所等	更衣室又は倉庫	22.40	B1F 湯沸コ一ナ一 B1F シャワー室	無 無	EH3-B1F EH4-B1F
1F	事務室	事務所等	事務室	605.20	1F 女子便所 1F 男子便所 1F 湯沸コ一ナ一	無 無 無	EH1-1F EH2-1F EH3-1F
1F	警備員室	事務所等	中央監視室	17.80	1F 女子便所 1F 男子便所 1F 湯沸コ一ナ一	無 無 無	EH1-1F EH2-1F EH3-1F
2F	会議室	事務所等	会議室	623.00	2F 女子便所 2F 男子便所 2F 湯沸コ一ナ一	無 無 無	EH1-2F EH2-2F EH3-2F
3F	事務室	事務所等	事務室	623.00	3F 女子便所 3F 男子便所 3F 湯沸コ一ナ一	無 無 無	EH1-3F EH2-3F EH3-3F
4F	事務室	事務所等	事務室	623.00	4F 女子便所 4F 男子便所 4F 湯沸コ一ナ一	無 無 無	EH1-4F EH2-4F EH3-4F
5F	事務室	事務所等	事務室	623.00	5F 女子便所 5F 男子便所 5F 湯沸コ一ナ一	無 無 無	EH1-5F EH2-5F EH3-5F
6F	事務室	事務所等	事務室	623.00	6F 女子便所 6F 男子便所 6F 湯沸コ一ナ一	無 無 無	EH1-6F EH2-6F EH3-6F
7F	事務室	事務所等	事務室	623.00	7F 女子便所 7F 男子便所 7F 湯沸コ一ナ一	無 無 無	EH1-7F EH2-7F EH3-7F
8F	事務室	事務所等	事務室	495.10	8F 女子便所 8F 男子便所 8F 湯沸コ一ナ一	無 無 無	EH1-8F EH2-8F EH3-8F
8F	セミナールーム	事務所等	会議室	127.90	8F 女子便所 8F 男子便所 8F 湯沸コ一ナ一	無 無 無	EH1-8F EH2-8F EH3-8F
9F	食堂	事務所等	社員食堂	520.40	9F 廉房 9F 女子便所 9F 男子便所 9F 湯沸コ一ナ一	無 無 無 無	EH5-9F EH1-9F EH2-9F EH3-9F

様式 5-2. (給湯)給湯機器入力シート

① 給湯機器名称 (選択)	② 燃料種類 (選択)	③ 定格加熱能力 [kW]	④ 熱源効率(一次エネルギー換算) [-]	⑤ 配管保温仕様 (選択)	⑥ 接続口径 [mm] (選択)	太陽熱利用			⑩ 備考
						⑦ 有効集熱面積 [m ²]	⑧ 集熱面の方位角 [°]	⑨ 集熱面の傾斜角 [°]	
EH3-B1F	電気	3.00	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(湯沸コ一ナ一)
EH4-B1F	ガス	30.00	0.80	保温仕様1	20				電気給湯器(B1F シャワー室)
EH1-1F	電気	1.50	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(女子便所)
EH2-1F	電気	1.10	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(男子便所)
EH3-1F	電気	3.00	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(湯沸コ一ナ一)
EH1-2F	電気	1.50	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(女子便所)
EH2-2F	電気	1.10	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(男子便所)
EH3-2F	電気	3.00	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(湯沸コ一ナ一)
EH1-3F	電気	1.50	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(女子便所)
EH2-3F	電気	1.10	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(男子便所)
EH3-3F	電気	3.00	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(湯沸コ一ナ一)
EH1-4F	電気	1.50	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(女子便所)
EH2-4F	電気	1.10	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(男子便所)
EH3-4F	電気	3.00	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(湯沸コ一ナ一)
EH1-5F	電気	1.50	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(女子便所)
EH2-5F	電気	1.10	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(男子便所)
EH3-5F	電気	3.00	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(湯沸コ一ナ一)
EH1-6F	電気	1.50	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(女子便所)
EH2-6F	電気	1.10	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(男子便所)
EH3-6F	電気	3.00	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(湯沸コ一ナ一)
EH1-7F	電気	1.50	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(女子便所)
EH2-7F	電気	1.10	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(男子便所)
EH3-7F	電気	3.00	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(湯沸コ一ナ一)
EH1-8F	電気	1.50	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(女子便所)
EH2-8F	電気	1.10	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(男子便所)
EH3-8F	電気	3.00	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(湯沸コ一ナ一)
EH1-9F	電気	1.50	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(女子便所)
EH2-9F	電気	1.10	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(男子便所)
EH3-9F	電気	3.00	0.37	保温仕様1	15				電気給湯器(湯沸コ一ナ一)
EH5-9F	ガス	40.00	0.80	保温仕様1	60				ガスボイラ(厨房)

様式 6. (昇降機)昇降機入力シート

様式 7-1. (効率化)太陽光発電システム入力シート

様式 7-2. (効率化)コーチェネレーションシステム入力シート

(第一面)

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年　月　日

所管行政府　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
住戸の部分のみ
建築物全体及び住戸の部分

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

(注意)

- この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 一戸建ての住宅　一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 共同住宅等　共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 非住宅建築物　住宅以外の用途のみに供する建築物
 複合建築物　住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】		
【2. 市街化区域等】 市街化区域 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域		
【3. 敷地面積】	m ²	
【4. 建築面積】	m ²	
【5. 延べ面積】	m ²	
【6. 建築物の階数】 (地上)	階	(地下) 階
【7. 建築物の用途】 一戸建ての住宅 非住宅建築物 複合建築物	共同住宅等	
【8. 建築物の住戸の数】	戸	
建築物全体	戸	
認定申請対象住戸	戸	
【9. 工事種別】 新築 増築 改築 修繕又は模様替 空気調和設備等の設置	空気調和設備等の改修	
【10. 構造】 造 一部 造		
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による	
【12. 該当する地域区分】	地域	
【13. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】		
1. 一次エネルギー消費量に関する基準		
基準一次エネルギー消費量 GJ/年		
設計一次エネルギー消費量 GJ/年		
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ()		
2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準		
(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)		
外皮平均熱貫流率 W/(m ² · K)		
冷房期の平均日射熱取得率		

特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ()		
(2) 非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)		
年間熱負荷係数 MJ/(m ² ・年)(基準値)	MJ/(m ² ・年)	
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ()		
【14. 確認の特例】	法第54条第2項の規定による申出の有無 有 無	
【15. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】		
【16. 備考】		

(注意)

- 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準をいいます。以下同じ。)において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。
- 【13. 建築物全体のエネルギーの使用的効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。

「1. 一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。

「2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」の「(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。

「(2) 非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)」については、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。「年間熱負荷係数」については、建築物の低炭素化誘導基準において定める「基準値」と併せて記載してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として建築物の低炭素化誘導基準において定めるものとします。

この欄における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一 次エネルギー消費量(1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したもの)をいう。以下同じ。)として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものを

いいます。

設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。

外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差 1 度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。

冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。

年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。

- 6 .【14. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
- 7 .【15. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
- 8 .この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

(申請に係る住戸に関する事項)

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】	
1. 一次エネルギー消費量に関する基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ()	
2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m ² · K)
冷房期の平均日射熱取得率	
特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ()	

(注意)

1. この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
3. 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意5のとおりとします。
「1. 一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。
「2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。
4. この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

様式第六（第四十三条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

() 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

()は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第七（第四十五条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年　月　日

所管行政庁　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第　　号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年　　月　　日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 申請の対象とする範囲

建築物全体
住戸の部分のみ
建築物全体及び住戸の部分

5. 変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

（注意）

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限ります。）を記載してください

さい。

- 4 . 4 欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の戸の部分のみに係る申請の場合には「戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。
「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。

様式第八（第四十六条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

() 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の低炭素建築物新築等計画の認定番号
4. 認定に係る建築物の位置

()は法第55条第2項において準用する法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式2）

（建築士による書類を添付する場合）

（日本工業規格A列4番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年　月　日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年　月　日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名又は名称

5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

(級) 建築士 () 登録第 号
住所
氏名

印

(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年　月　日	年　月　日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本工業規格 A列4番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名

5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類)

(日本工業規格 A 列 4 番)

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

印

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を完了したので報告します。

1. 建築物の所在地

2. 発注者の氏名

3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書（参考様式3）

（日本工業規格A列4番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年　月　日

所管行政庁　殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称　印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
　　　　第　　号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
　　　　年　　月　　日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者
の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 認定建築主の氏名の欄には、建築行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

認定しない旨の通知（参考様式4）

（日本工業規格A列4番）

不認定通知書

第
年
月
日
号

申請者 殿

所管行政庁 印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の住所
3. 申請に係る建築物の位置
4. 理由

認定の取消しの通知（参考様式5）

（日本工業規格A列4番）

認定取消通知書

第
年
月
日
号

認定計画実施者 殿

所管行政庁 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したのでこれを通知します。

記

認定番号 第
認定年月日 年 月 日
号

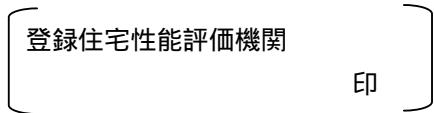
() 確認番号 第
確認年月日 年 月 日
号
建築主事の氏名

1. 認定計画実施者の氏名又は名称
2. 認定計画実施者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅の構造
5. 理由

() は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3条の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
適合証

依頼者の氏名又は名称 殿



低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等 市街化区域
区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4. 建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物
5. 建築物の工事種別 新築 増築 改築 修繕又は模様替
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
6. 申請の対象とする範囲 建築物全体 住戸の部分のみ
建築物全体及び住戸の部分
7. 認定申請先の所管行政庁名
8. 適合することを確認した認定基準
 - 法第54条第1項第1号関係
 - 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
 - 一次エネルギー消費量に関する基準
 - その他の基準
 - 法第54条第1項第2号関係（基本方針）
 - 法第54条第1項第3号関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定期	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	- - - - -
審査員氏名	

適合証(変更)

依頼者の氏名又は名称 殿

〔 登録住宅性能評価機関 〕
印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置

2. 建築物の名称

3. 市街化区域等 市街化区域

区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域

4. 建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物

5. 建築物の工事種別 新築 増築 改築 修繕又は模様替

空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

6. 申請の対象とする範囲 建築物全体 住戸の部分のみ

建築物全体及び住戸の部分

7. 認定申請先の所管行政庁名

8. 適合することを確認した認定基準

法第54条第1項第1号関係

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

一次エネルギー消費量に関する基準

その他の基準

法第54条第1項第2号関係（基本方針）

法第54条第1項第3号関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	- - - - -
審査員氏名	

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関 印

別添の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の建築物については、下記の理由により適合証を交付できませんので、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程第 11 条第 3 項に基づき、通知書を交付します。

(理由)

2. 主要室入力法（非住宅に係る一次エネルギー消費量計算）における主要室の条件

非住宅部分の用途に応じ一定の条件等に係る主要室のみを入力する一次エネルギー消費量計算（主要室入力法）については、下表を参考とする。

次のいずれかに該当する室は必ず主要室とし、設備仕様を入力してエネルギー消費量計算を行うこととする。

1) 室用途の条件

下表の主要室定義表において、主要室として定義される室用途

2) 床面積の条件

各設備の計算対象室の中で、床面積が 100m² 以上の室

3) 設備系統の条件

上記 2 つの条件に該当する主要室と同一の設備系統（空調系統、換気系統、照明区画、給湯系統）となる室

なお、主要室とする条件 a) ~ c) の条件のいずれかに当てはまる室であっても、計算対象とする設備がない室は計算に含める必要はない。

主要室の合計面積は、各設備の計算対象室の合計面積の概ね過半とする。

<事務所等用途における主要室定義表>

建物 用途	室用途名称	空調計算 対象室	換気計算 対象室	照明計算 対象室	給湯計算 対象室
	告示上の名称				
事務所等	事務室				
	電子計算機器事務室				
	会議室				
	喫茶室				
	社員食堂				
	中央監視室				
	更衣室又は倉庫				
	廊下				
	ロビー				
	便所				
	喫煙室				
	厨房				
	屋内駐車場				
	機械室				
	電気室				
	湯沸室等				
	食品庫等				
	印刷室等				
	廃棄物保管場所等				

注 上表において は各設備の対象室、 は必ず主要室とする室を表す。

<ホテル等用途における主要室定義表>

建物 用途	室用途名称	空調計算 対象室	換気計算 対象室	照明計算 対象室	給湯計算 対象室
	告示上の名称				
ホ テ ル 等	客室				
	客室内の浴室等				
	終日利用されるフロント				
	終日利用される事務室				
	終日利用される廊下				
	終日利用されるロビー				
	終日利用される共用部の便所				
	終日利用される喫煙室				
	宴会場				
	会議室				
	結婚式場				
	レストラン				
	ラウンジ				
	バー				
	店舗				
	社員食堂				
	更衣室又は倉庫				
	日中のみ利用されるフロント				
	日中のみ利用される事務室				
	日中のみ利用される廊下				
	日中のみ利用されるロビー				
	日中のみ利用される共用部の便所				
	日中のみ利用される喫煙室				
	厨房				
	屋内駐車場				
	機械室				
	電気室				
	湯沸室等				
	食品庫等				
	印刷室等				
	廃棄物保管場所等				

注 上表において は各設備の対象室、 は必ず主要室とする室を表す。

<病院等用途における主要室定義表>

建物 用途	室用途名称	空調計算 対象室	換気計算 対象室	照明計算 対象室	給湯計算 対象室
	告示上の名称				
病 院 等	病室				
	浴室等				
	看護職員室				
	終日利用される廊下				

終日利用されるロビー				
終日利用される共用部の便所				
終日利用される喫煙室				
診察室				
待合室				
手術室				
検査室				
集中治療室				
解剖室等				
レストラン				
事務室				
更衣室又は倉庫				
日中のみ利用される廊下				
日中のみ利用されるロビー				
日中のみ利用される共用部の便所				
日中のみ利用される喫煙室				
厨房				
屋内駐車場				
機械室				
電気室				
湯沸室等				
食品庫等				
印刷室等				
廃棄物保管場所等				

注 上表において　　は各設備の対象室、　　は必ず主要室とする室を表す。

<物販店舗等用途における主要室定義表>

建物 用途	室用途名称	空調計算 対象室	換気計算 対象室	照明計算 対象室	給湯計算 対象室
	告示上の名称				
物販店舗等	大型店の売場				
	専門店の売場				
	スーパーマーケットの売場				
	荷さばき場				
	事務室				
	更衣室又は倉庫				
	ロビー				
	便所				
	喫煙室				
	厨房				
	屋内駐車場				
	機械室				
	電気室				

	湯沸室等				
	食品庫等				
	印刷室等				
	廃棄物保管場所等				

注 上表において　　は各設備の対象室、　　は必ず主要室とする室を表す。

<学校等用途における主要室定義表>

建物 用途	室用途名称	空調計算 対象室	換気計算 対象室	照明計算 対象室	給湯計算 対象室
	告示上の名称				
学校等	小中学校の教室				
	高等学校の教室				
	職員室				
	小中学校又は高等学校の食堂				
	大学の教室				
	大学の食堂				
	事務室				
	研究室				
	電子計算機器演習室				
	実験室				
	実習室				
	講堂又は体育館				
	宿直室				
	更衣室又は倉庫				
	廊下				
	ロビー				
	便所				
	喫煙室				
	厨房				
	屋内駐車場				
	機械室				
	電気室				
	湯沸室等				
	食品庫等				
	印刷室等				
	廃棄物保管場所等				

注 上表において　　は各設備の対象室、　　は必ず主要室とする室を表す。

<飲食店等用途における主要室定義表>

建物 用途	室用途名称	空調計算 対象室	換気計算 対象室	照明計算 対象室	給湯計算 対象室
	告示上の名称				
等 飲 食 店	レストランの客室				
	軽食店の客室				
	喫茶店の客室				

バー				
フロント				
事務室				
更衣室又は倉庫				
廊下				
ロビー				
便所				
喫煙室				
厨房				
屋内駐車場				
機械室				
電気室				
湯沸室等				
食品庫等				
印刷室等				
廃棄物保管場所等				

注 上表において　　は各設備の対象室、　　は必ず主要室とする室を表す。

<集会所等用途における主要室定義表>

建物 用途	室用途名称	空調計算 対象室	換気計算 対象室	照明計算 対象室	給湯計算 対象室
	告示上の名称				
集会所等	アスレチック場の運動室				
	アスレチック場のロビー				
	アスレチック場の便所				
	アスレチック場の喫煙室				
	公式競技用スケート場				
	公式競技用体育館				
	一般競技用スケート場				
	一般競技用体育館				
	レクリエーション用スケート場				
	レクリエーション用体育館				
	競技場の客席				
	競技場のロビー				
	競技場の便所				
	競技場の喫煙室				
	浴場施設の浴室				
	浴場施設の脱衣所				
	浴場施設の休憩室				
	浴場施設のロビー				
	浴場施設の便所				
	浴場施設の喫煙室				
	映画館の客席				
	映画館のロビー				

映画館の便所				
映画館の喫煙室				
図書館の図書室				
図書館のロビー				
図書館の便所				
図書館の喫煙室				
博物館の展示室				
博物館のロビー				
博物館の便所				
博物館の喫煙室				
劇場の楽屋				
劇場の舞台				
劇場の客席				
劇場のロビー				
劇場の便所				
劇場の喫煙室				
カラオケボックス				
ボーリング場				
ぱちんこ屋				
競馬場又は競輪場の客席				
競馬場又は競輪場の券売場				
競馬場又は競輪場の店舗				
競馬場又は競輪場のロビー				
競馬場又は競輪場の便所				
競馬場又は競輪場の喫煙室				
社寺の本殿				
社寺のロビー				
社寺の便所				
社寺の喫煙室				
厨房				
屋内駐車場				
機械室				
電気室				
湯沸室等				
食品庫等				
印刷室等				
廃棄物保管場所等				

注 上表において　　は各設備の対象室、　　は必ず主要室とする室を表す。

<工場等用途における主要室定義表>

建物 用途	室用途名称 告示上の名称	空調計算	換気計算	照明計算	給湯計算
		対象室	対象室	対象室	対象室
工 場	倉庫				

	屋外駐車場又は駐輪場				
注 上表において <u>　</u> は各設備の対象室、 <u>　</u> は必ず主要室とする室を表す。					

3. 建築物の用途について

非住宅に係る省エネルギー基準では、建築物の用途が異なる場合、選択する計算方法によって設計値及び基準値が異なる値が算出されることとなる。

具体的には一次エネルギー消費量計算における「通常の計算法」以外は全て建築物の用途が審査上必要な情報となってくる。そのため、審査に際しては適用している計算方法と建築物の用途を適切に判断することが必要となる。

下表において、建築物の用途に関し告示で定める区分への分類を例示する。（下線を引いているものは告示に定めのない用途についての分類の例示である。）

用途の区分		左記区分に含まれる用途例
事務所等		事務所、官公署、 <u>税務署</u> 、警察署、消防署、地方公共団体の支庁、 <u>郵便局</u> 、 <u>銀行</u> 、その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するもの
ホテル等 (客室部、宴会場部) ¹		ホテル、旅館、その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するもの
病院等 (病室部、非病室部) ²		病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、診療所、助産所、 <u>児童福祉施設</u> 、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく施設、 <u>老人福祉法</u> に規定されている老人福祉施設、その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するもの
物品販売業を営む店舗等		百貨店、マーケット、 <u>理髪店</u> 、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、貸本屋、日用品の販売を主たる目的とする店舗、その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するもの
学校等		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、 <u>看護学校</u> 、盲学校、聾学校、保育所、幼稚園、自動車教習所、その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するもの
飲食店等		飲食店、食堂、喫茶店、キャバレー、 <u>料理店</u> 、カフェ、ナイトクラブ、バー、専ら異性を同伴する客の休憩を用に供する施設、その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するもの
集会所等	図書館等	図書館、博物館、その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するもの
	体育館等	体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺、その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するもの
	映画館等	映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋、その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するもの
工場等		工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、 <u>自動車修理工場</u> 、危険物の貯蔵又は処理に供するものの、物流施設、汚水処理場、機械室・電気室のみの無人・若しく

	<u>は巡回管理型の施設、その他エネルギーの使用状況についてこれらに類するもの</u>
住宅	一戸建住宅、長屋（連続住宅、重ね建住宅）、共同住宅、寮、寄宿舎、リゾートマンション、別荘、その他エネルギーの使用状況についてこれらに類するもの
	<p>1 ホテル等における客室部、宴会場部とは以下の部分をいう。</p> <p>客室部：宴会場部以外の部分</p> <p>宴会場部：宴会若しくは大規模会議等の多人数の使用が想定される室及びそれに付随する室</p> <p>2 病院等における病室部、非病室部とは以下の部分をいう。</p> <p>病室部：病室、看護職員室及びそれに付随する、患者及び職員等が1日を通して利用することが想定される室等</p> <p>非病室部：病室部以外の部分</p>

6 章. < Q & A >

Q & A

A . 法律編

	質問	回答
1	認定が下りないと着工できないのか。	着工前に申請した計画については、着工した住宅であっても認定を受けることができる。また、申請時期については着工する前に行う必要がある。なお、着工後に申請を取り下げて再度申請することはできないので注意が必要である。
2	建築確認を認定申請前に得ておくことは可能か。また、法第 54 条第 2 項以外の場合において、申請前に建築確認を得ておく必要があるか。	容積率の緩和を活用しない場合は建築確認を認定申請前に得ておくことは可能である。また、確認済証の有無によらず認定の申請は可能である。
3	容積率の緩和を活用する場合は、認定後でないと確認の申請は行えないと考えればよいか。	法第 54 条 2 項に基づく申し出であれば同時申請で問題ないが、確認検査機関に申請する場合は、確認済証の発行は認定後となるが、申請の受付は各機関の判断となる。
4	複数住戸のあるマンションの場合は、住宅部分のみの申請であっても、まとめて申請書を作成してよいのか。また、その場合、認定書の発行単位はどうなるのか。	必要に応じてまとめて申請することができる。認定書の発行単位は住戸単位になる。
5	改修工事における認定申請のタイミングは新築と同様か。	新築と同様に着手前となる。
6	建築確認の必要な改修工事においても、新築同様に法第 54 条第 2 項の申請は出来るのか。	可能である。
7	法第 54 条第 2 項に基づく申し出をした場合に提出する建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の宛先及び申請書に記載されている申請書の内容はどうなるのか。	建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書の様式をそのまま用いる。(宛先は建築主事のままとなる)
8	法第 54 条第 2 項に基づく申し出を受けた場合に着工した建築物の中間検査、完了検査では、認定基準に係る部分の検査もするのか。	建築基準関係規定に係る部分のみでよい。
9	1 の敷地に複数の建築物がある場合、申請・審査はどのようにまとめられるか。	敷地に存する当該建築物以外の建築物がある場合においては、同一敷地であっても審査の対象にならない。
10	認定申請を連名で行うことは可能か。	可能である。連名で申請する場合、第一面の申請者記載欄に記入し、書ききれない場合は別紙に記載がある旨表記して別紙に記入することとなる。また、別紙に記載する場合についても第一面の記載事項を記載することになる。(住所、氏名、押印)
11	建築確認申請を同時に行う場合、設計図書など提出書類を兼ねることは出来るのか。	認定申請に必要な図書と建築確認の申請書は、兼ねることはできない。それぞれ必要である。
12	資金計画を記載することになっているが、基準及びその審査はあるのか。また、計画通りに実施されなかった場合、罰則はあるのか。	購入金額(自己資金、借入金と借入先など)を記載し、計画通りに実施されない場合は改善命令を受けることもありうる。
13	参考様式である建築工事が完了した旨の報告書の「計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士」とは、建築士であればだれでもよいのか。また、建築士でなければいけないのか。	建築士における報告においては、建築士法令等に従って工事を確認した建築士になる。建築士によらない場合、登録住宅性能評価機関や建設業者が確認することも想定される。また、改修や増築等も同じ扱いとなる。

	質問	回答
14	参考様式である建築工事が完了した旨の報告書には提出年月日の記載欄があるが、工事が完了した日の記載は不要ということでしょうか。	報告書に添付する工事監理報告書等に記載することになる。改修や増築等も同じ扱いとなる。
15	住宅展示場は低炭素建築物の認定は可能か。(後に住宅として引き渡す場合と、引き渡さない場合があり得る)	住宅であれば可能でだが、最終的に居住しないものであれば「住宅」とは言えない。
16	別棟で台所がない住宅を建築する場合、認定を受けることができるか。	認定を受ける条件として、原則「居室、台所、便所、風呂」の全てを備えていることが必要となる。ただし、認めるべき特別な理由がある場合は理由書を提出した上で、個別確認となる。
17	例えば、10戸あって最初5戸、追加で2戸の認定申請は可能か。	着工前であれば可能となる。
18	技術的審査の申請者と、認定申請の申請者は合わせる必要があるか。	原則、同じになる。
19	容積率の緩和は、改修工事においても利用出来るのか。	可能である。
20	賃貸住宅の場合も認定を受ければ、オーナーが税制優遇を受けられるのか。	平成24年度税制改正で措置されている所得税(住宅ローン減税)、登録免許税の特例については、住宅購入者が入居することが要件となっており、賃貸住宅のオーナーは税制優遇は受けられない。
21	店舗付き戸建て住宅は、住宅の基準と非住宅の基準の両方の適用を受けるのか。	建築物としての認定を受ける場合はそれぞれの基準が適用される。
22	建設中にある住戸が仕様変更を行い、結果として一次エネルギー消費量が基準を満たさなくなった場合、全住戸の認定が取り消されるのか。	建築物認定だと取り消しとなるが、住戸認定では各住戸で基準を満たすことが可能なため、全住戸取り消しとはならない。
23	一次エネルギー消費量の算定において、機械式駐車場や、タワー駐車場は審査対象外と考えて良いか。	計算の対象とならない室となる。
24	増築についてはどのように取り扱うか。	既存部分を含めて審査の対象となる。
25	一次エネルギー消費量の算定において、一戸建ての住宅に付随する駐車場は審査の対象となるのか。	対象とならない。
26	複合用途の場合の1次エネルギー消費量算出時、住宅部分と非住宅部分でweb算定用ソフトを分ける必要があるか。	住宅部分と非住宅部分の合算で基準に適合させる。
27	共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅)の複数の住戸がある建物について、建築物全体と各住戸毎の認定を受けたい場合は、それぞれ毎に申請を行う必要があるか?	一の建築物については、建築物全体と各住戸毎の認定申請をまとめて行うことができます。この場合、申請された建築物全体と各住戸のそれぞれ毎に認定通知書が交付されます。
28	共同名義の建築物について連名で申請する場合、認定通知書は連名分全て交付されるのか。	共同名義の建築物全体の認定通知書は一の建築物につき、1枚となります。
29	共同名義の建築物または分譲マンションの一の住戸について連名で申請することは可能か。	連名で申請することは可能です。ただし、認定通知書は一の建築物につき、1枚となります。
30	施行規則において、所管行政庁が必要と認める図書と不要と認める図書が規定されるか。	長期優良認定制度と同様、申請書に添える図書として、所管行政庁が認める図書を規定し、それを添付する場合には所管行政庁が不要と認めるものを申請書に添えることを要しません。

	質問	回答
31	申請書や申請書に添付する図書はどこで定められるか。	施行規則において、認定申請書、認定通知書、変更申請書、変更認定通知書の4様式を定め、合わせて添付する図書と明示すべき事項を定めています。
32	その他基準の選択的項目を明示するための図書は何か。	施行規則において明示すべき事項が記載された平面図、仕様書、計算書等になります。
33	共同住宅において、一部の住戸で住戸認定の申請を行った後に申請住戸を追加することは可能か。	着工前であれば住戸認定の申請を追加することは可能ですが、着工後に追加することはできません。 なお、申請住戸を追加する場合は、新規の申請になります。
34	長期優良住宅申請のスキームのように型式性能等の活用はあるのか。ある場合、図書省略は、長期優良住宅と同様のものを想定しているのか。	「日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する措置」に関する項目について所管行政庁が認める場合、住宅型式性能認定書等を活用し添付図書の一部を省略することが可能です。
35	認定申請の際、適合証の原本は正本に添付するのか。	申請先の所管行政庁が定める方法に従ってください。
36	長期優良住宅と低炭素建築物両方の認定を受けることは可能か。	長期優良住宅、低炭素建築物のそれぞれについて認定申請し、認定を受けることは可能です。 なお、税制優遇については、いずれかの認定を選択して適用することとなりますので、所得税の特例については低炭素建築物の認定、固定資産税の特例については長期優良住宅の認定というように、税目が異なる場合に併用することは可能です。
37	市街化区域等内とはどのような区域か。 また、上記以外の区域での申請は不可となるか。	法律第7条に規定されている区域で、都市計画法第7条1項に規定する市街化区域の区域、及び市街化区域に定められていない都市計画区域にあって都市計画法第8条1項1号に規定する用途地域が定められている土地の区域になります。 また、上記以外の区域での申請はできません。
38	市街化区域等内に限定しているのは何故か。	都市の低炭素化を進める上で、建築物単体の低炭素化を図ったとしても、当該建築物の新築等により都市の拡散を招くものである場合、交通負荷の増大等により、都市全体としての低炭素化につながらないため、申請対象となる区域を市街化区域又は区域区分を定めていない都市計画区域のうち用途地域の指定がある区域のみに限定しています。
39	共同住宅の建築物全体の認定で容積率の緩和のみを受けたい場合でもすべての住戸についての認定が必要か。	容積率の緩和のみが目的の場合、住戸についての認定は必要ありません。
40	認定申請書の「申請の対象とする範囲」において、一戸建ての住宅は「建築物全体」にチェックを入れることでよいか。 また、共同住宅で住戸認定の場合は「住戸の部分のみ」にチェックを入れることでよいか。	そのとおり、一戸建ての住宅は「建築物全体」の申請にチェックを入れ、共同住宅における住戸認定の場合は、「住戸の部分のみ」の申請にチェックを入れる様式となります。

	質問	回答
41	変更認定申請が必要となる変更と、申請不要となる軽微な変更の範囲はどのようになるか。	施行規則において、着手予定時期又は完了予定時期の6ヶ月以内の変更と、認定基準に適合することが明らかな変更(省エネの効率性を向上させる変更等認定基準に適合することが明らかな変更であって、建築基準法に基づく建築確認が不要である軽微変更に該当するものに限る。)を軽微な変更として取り扱います。 上記の軽微な変更以外は、変更申請が必要です。
42	認定建築主又は建物の名義が変わった場合の手続きはどうなるか。	認定建築主又は建物の名義が変更になった場合、変更認定の手続は不要ですが、その旨を所管行政庁に報告してください。
43	認定申請をディベロッパーが行って認定を受けた後、譲受人が決定し、さらにその後に工事内容に変更が生じた場合、変更申請はだれが行うのか。	低炭素建築物の所有者が、低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請を行うことになります。
44	申請時に複数住戸をまとめて認定申請した共同住宅において、変更申請を行う際もまとめて申請することは可能か。	当該住戸の所有者が同じ場合は、可能です。
45	認定建築主は完了の報告を求められるはあるか。	所管行政庁は法第56条に基づき、認定建築主に対して、法律により低炭素建築物の新築等の状況について報告を求めることができます。 この規定に基づき、長期優良住宅と同様に工事完了報告に検査済証の写し及び工事写真の添付が求められます。
46	所管行政庁による低炭素建築物への立ち入りや完了検査は行われるか。	法における立入検査又は完了検査の規定はありませんが、所管行政庁は、法第56条～第58条に基づき報告徴収、改善命令又は認定取消を行うことはできます。
47	認定を受けた建築物が完成し、その認定低炭素建築物を増築した場合は新規申請と変更申請のどちらで行えばよいか。	認定を受けた建築物において、軽微な変更に該当しない変更を行う場合は変更申請を行うことになります。なお、認定を受けていない建築物において増築した場合に認定申請を行う場合は、新規の申請となります。
48	省エネ法に基づく増改築等の届出の場合、既存部分の外皮や省エネ性能等の届出はどのように行えばよいか。	増改築部分を含め、建築物全体で外皮及び一次エネルギー消費量の基準を満たす必要があります。ただし、この計算において既存部分の外皮性能について根拠となる書類を添付できる場合は添付し、その値を添付できない場合はデフォルト値を用いて計算の上、届出をしてください。 また、当分の間、従前の基準(PAL/CEC)を適用できることとします。
49	増改築等の低炭素認定申請の場合も新築同様、増改築等の部分を含め住戸もしくは建築物全体での申請となるか。	増改築部分も含め、建築物全体で外皮及び一次エネルギー消費量の基準を満たす必要があります。ただし、この計算において既存部分の外皮性能について根拠となる書類を添付できる場合は添付し、その値を添付できない場合はデフォルト値を用いて計算の上、申請をしてください。 なお、既存部分の断熱改修等が必須となる場合があります。

	質問	回答
50	法の認定を受けた場合、省エネ法の届出をしたものとみなされるが、認定後21日を待たず着工できるか。	そのとおりです。
51	法の認定を受け、省エネ法の届出をしたものとみなされた場合、省エネ法の定期報告対象となる物件について3年毎の報告は必要か。	定期報告についてはみなし規定はないため、認定を受けた場合にあっても3年毎の報告は必要となります。
52	法の申請と省エネ法の届出は同時にを行うことができるか。	同時に申請と届出を行うことは可能です。ただし、省エネ法による届出は、省エネ法に基づき着工の21日前までに届出を行う必要があります。
53	共同住宅の各住戸について、エコまち法の低炭素建築物の認定を受けた場合、省エネ法の届出をしたものとみなされるか。	省エネ法の届出では各住戸及び建物全体の省エネルギー性能を評価する必要があるため、各住戸のみ低炭素建築物の認定を取得している場合は、届出をしたものとみなされず、別途届出が必要です。省エネ法の届出をしたものとみなされるのは、各住戸の認定に加え、建物全体の認定を受けた場合に限ります。
54	低炭素建築物認定の共同住宅の住戸について、外皮性能や消費エネルギーの計算根拠として不利になる住戸の計算根拠を、別の有利な住戸の計算根拠として添付することは可能か。	一次エネルギー消費量の計算では不利になる住戸の特定が困難なため、それぞれ計算を行う必要があります。
55	「居室、浴室、台所、便所」のいずれかが無い住宅は低炭素住宅の認定対象となるか。	住宅として認定を受ける条件として、原則「居室、台所、便所、風呂」の全てを備えていることが必要となります。ただし、認めるべき特別な理由がある場合は理由書を提出した上で、個別確認となります。

B. 認定基準編

外皮基準		
	質問	回答
1	設計施工指針(附則)の計算方法は、低炭素基準でも使えないのか。	設計施工指針(本則)は使えますが、設計施工指針(附則)の仕様規定に関し、低炭素基準では使えません。
2	住宅の外皮性能の基準において、気密性能に関する基準はないと考えてよいか。	気密性能に関する定量的な規定はありませんが、気密性能が不要ということではありません。その重要性から、設計及び施工上の配慮が必要であり、気密性及び防露性能の確保のための措置を講じる必要があります(認定基準の告示中のI.の第1の1-4及び1-5参照)。

一次エネルギー基準		
	質問	回答
1	共用部分の範囲についてどのように考えればよいか。	共用廊下、ロビー、管理人室、集会室、屋外廊下、屋内駐車場、機械室、電気室、廃棄物保管場所等の共同住宅等における住戸以外の住民専用部分が該当します。
2	住民専用の屋内共用プールは共用部に該当するか。	共用部に該当します。
3	住民専用の売店は共用部に該当するか。	共用部に該当します。

一次エネルギー基準		
	質問	回答
4	主たる居室やその他の居室が、廊下や階段室、玄関などと間仕切りや扉等で仕切られておらず連続している場合、主たる居室、その他の居室、非居室をどのように分類すればよいか。	<p>「間仕切りや扉等で区切られた」区画を室の単位とします。間仕切りや扉等がなく、空間的に連続する場合は、ひとつの室とみなします。室用途の分類は以下のとおりとなります。</p> <p>①「主たる居室」と「その他の居室」、「非居室」が空間的に連続する場合、「その他の居室」「非居室」は「主たる居室」として扱います。</p> <p>②「その他の居室」と「非居室」が空間的に連続する場合、「非居室」は「その他の居室」として扱います。</p> <p>※「間仕切りや扉等」とは、間仕切り壁、扉、引き戸、ふすま、障子、欄間(閉じることが可能なものの建具、床から天井までの高さがある造り付けの家具など、隣接する空間同士を明確に区画することが可能なものを指します。アコードィオンカーテン、ロールスクリーン、閉じることができない欄間や下部が空いている吊り押し入れ、上部が空いている造り付けの家具やキッチンカウンターなどは除外されます。</p>
5	吹き抜けのある居室において、吹き抜け上部に上階の廊下やホール等が空間的に連続している場合、この空間は居室の床面積に含まれるのか。	<p>「間仕切りや扉等で区切られた」区画を室の単位とします。間仕切り壁や扉等がなく、空間的に連続する場合は、ひとつの室とみなします。</p> <p>したがって、当ケースの場合も、ひとつの室として扱います。</p>
6	居間やダイニングから独立した台所についても、「主たる居室」に分類するのか。	間仕切りや扉等で区切られているかどうかに関わらず、居間、ダイニング、台所を「主たる居室」に分類します。
7	二世帯住宅など、居間、ダイニング、台所が複数ある場合には、どれを「主たる居室」と判断するのか。	居間、ダイニング、台所が複数ある場合は、全て「主たる居室」に分類します。
8	和室の押し入れや洋室のクローゼットなどの収納部分は、「その他の居室」の面積にふくめるのか。	<p>床から天井までを扉、引き戸、ふすま、障子などの建具によって区切られる押し入れやクローゼットなどの収納部分は、原則として「非居室」に分類します。</p> <p>ただし、収納が居室に付随している場合は、それが属する居室の一部としてみなし、居室に分類しても構いません。</p>
9	水平方向の寸法について、「壁心間」とあるが、確認申請の際の床面積の算出方法と異なる場合がある。確認申請の際の(基準法上の)算出と同じ寸法でよいか。	水平方向の寸法については原則壁心となります。ただし、基準法に定める延べ面積算定で異なる算出方法が定められている場合は当該方法に拠ることも考えられます。
10	廊下の一部に配置したホールやファミリースペースについて、居室と扉で区切られていない場合は、どのように分類すればよいか。	廊下の一部に配置したホール等は、原則として、非居室に分類されますが、その形状や隣接する室の条件等により判断が異なる場合がありますので、審査を受ける窓口で直接ご相談下さい。

一次エネルギー基準		
	質問	回答
11	吹き抜け部分は、床面積に算入するか。	<p>吹き抜け空間や天井の高さが4.2mを超える室の場合は、上部に仮想床があるとみなし床面積を計算する必要があります。詳細は、建築研究所 省エネ基準及び低炭素認定基準 技術情報サイトで公開されている「吹抜け等の仮想床面積の算定方法」をご参照ください。</p> <p>なお、仮想床の面積をプログラムに入力する際には、次の方法に従ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①主たる居室に仮想床を設定する場合 「主たる居室」、「合計」それぞれの入力欄に、仮想床の床面積を加算した面積を入力。 ②その他の居室に仮想床を設定する場合 「その他の居室」、「合計」のそれぞれの入力欄に、仮想床の床面積を加算した面積を入力。 ③非居室に仮想床を設定する場合 「合計」の入力欄に、仮想床の床面積を加算した面積を入力。
12	ワンルームマンションの場合、主たる居室とその他の居室をどのように分類すればよいか。	ワンルームの場合は、「主たる居室」と「非居室」から構成されるものとし、「その他の居室」の床面積を「0 m ² 」としてください。
暖冷房		
1	ダクト式セントラル空調を設置するが全室に吹き出しを行わず、吹き出さない室には別の暖房設備を設置する場合、どのように評価するか。	<p>以下の通り入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暖房方式の選択 「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかに暖房設備機器または放熱器を設置するを選択 ・主たる居室およびその他の居室 ダクト式セントラル空調を設置する居室は、「その他の暖房設備機器」を選択。別の暖房設備を設置する室はその暖房設備(設備を設置しない場合は「設置しない」)を選択
2	居間に床暖房を設置する場合、敷設率計算の際の分母は、居間の面積か、ダイニングや台所を含めた「主たる居室」の面積か。	主たる居室に床暖房を設置する場合の敷設率の算定には、「主たる居室」の床面積を用います。なお、主たる居室に吹抜け等により仮想床を想定する必要がある場合は、仮想床も含めた床面積を分母とします。
3	居室に床暖房を設置する場合、敷設率計算の際に、造り付け家具やクローゼットの面積は床面積から差し引いてよいか。	造り付け家具やクローゼットが、「非居室」として扱われる場合、敷設率算定の分母に含めません。ただし、「主たる居室」又は「その他の居室」として扱われる場合は、敷設率算定の分母に含めることとします。
4	複数の「その他の居室」で、暖冷房設備機器を設置する部屋としない部屋がある場合は、どのように評価するか。	「その他の居室」が複数あり、いずれかの室に暖房設備機器等を設置する場合は、その設備機器を選択してください。

一次エネルギー基準		
	質問	回答
5	プログラムに選択肢のない暖房設備機器を設置する場合は、どのように評価すればよいか。	<p>選択肢のない暖房設備機器については、以下の通り入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暖房方式の選択 「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかに暖房設備機器または放熱器を設置するを選択。 ・主たる居室、その他の居室の暖房設備の種類 「その他の暖房設備機器」を選択 <p>ただし、以下に例示するような、持ち込み型の機器は評価の対象外となりますので、「暖房方式の選択」で「暖房設備機器または放熱器を設置しない」を選択します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開放式ストーブ(電気、ハロゲン、石油ファンヒータ、ガスファンヒータ) ・電気カーペット ・こたつ
6	暖房設備について、プログラム上で選択肢のない設備はどのように計算するのか。	「その他の暖房設備機器」を選択ください。
換気		
1	有効換気量率が85%未満又は温度交換効率が65%未満の熱交換型換気設備を採用する場合のプログラムへの入力はどのようになるか。	有効換気量率が85%未満又は温度交換効率が65%未満の熱交換型換気設備を採用する場合は、「換気」タブで換気設備の種類を選択し「有効換気量率」に当該熱交換型換気設備の有効換気量率を入力し、「熱交換」タブで「採用しない」を選択して下さい。
給湯		
1	風呂機能の種類について、「給湯単機能」「ふろ給湯機(追焚なし)」「ふろ給湯機(追焚あり)」はそれぞれどのように判断すればよいか。	「給湯単機能」は浴槽への湯張り機能を持たないもの、「ふろ給湯機(追焚なし)」は浴槽への湯張り機能を持ち、ふろ給湯機と浴槽の間で浴槽内の湯の循環による追炊を行わないもの、「ふろ給湯機(追焚あり)」は浴槽への湯張り機能を持ち、ふろ給湯機と浴槽の間で浴槽内の湯の循環・加熱による追炊を行うものをいいます。
2	寒冷地仕様の電気ヒートポンプ給湯機を採用した場合、プログラムへのJIS効率の入力値は、「寒冷地年間給湯保温効率」を用いるのか。	電気ヒートポンプ給湯機のJIS効率は、寒冷地仕様であっても「年間給湯効率」又は「年間給湯保温効率」を入力して下さい。
3	貯湯タンク容量が100L未満の太陽熱給湯設備のプログラム上の評価はどのようになるのか。	貯湯タンク容量が100L未満の太陽熱給湯設備は評価できません。 プログラム上の太陽熱給湯タブにて、「採用しない」を選択してください。
	太陽光発電の設置を行う場合、住宅に10kW以上の太陽光発電設備を設置し、経済産業省の「再生可能エネルギー固定価格買取制度」において「全量買取」を選択した場合、どのように評価するのか。	太陽光設置なしとして扱います。

その他基準		
	質問	回答
1	認定基準Ⅱの第1に規定する建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準の適合について、採用する措置の仕様が基準に適合していることを確かめるものとして、申請時にどのようなものを添付すればよいか。	JIS 等の認証書又は第三者による性能確認書等によるものとなります。 当分の間、性能値の表示に関する責任の所在を明示した上で、生産者(第一者)による確認書(適合証明書)でも可能です。

C. その他

その他		
	質問	回答
1	<p>下記の指定ウェブブラウザでも、一次エネルギー消費量算定プログラムが使用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットエクスプローラ(IE)バージョン 8 以降のもの ・Firefox 最新バージョンのもの ・Chrome 最新バージョンのもの 	<p>外部へのリンク(http://code.jquery.com/ http://code.highcharts.com 等)にアクセス制限が設定されている可能性があります。これらへのアクセス制限があると正常に動作しませんので、社内のネットワーク管理者にお問い合わせの上、これらへのアクセス制限を解除してください。</p>

低炭素建築物 認定マニュアル

平成 24 年 12 月 4 日 第 1 版発行
平成 25 年 5 月 1 日 第 2 版発行
平成 25 年 10 月 1 日 第 3 版発行
平成 27 年 7 月 8 日 第 4 版発行

監修 国土交通省住宅局住宅生産課
発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
一般社団法人 日本サステナブル協会